

第2部 逐条解説

【1】 第1章 総則（第1条－第3条）

[1] 第1条（目的）

（目的）

第一条 この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、事業者の一定の行為により消費者が誤認し、又は困惑した場合について契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることとするとともに、事業者の損害賠償の責任を免除する条項その他の消費者の利益を不当に害することとなる条項の全部又は一部を無効とすることにより、消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

1 趣旨

本法においては、消費者と事業者との間に存在する、契約の締結、取引に関する構造的な「情報の質及び量並びに交渉力の格差」に着目し、消費者に自己責任を求めることが適切でない場合のうち、契約締結過程及び契約条項に関して、消費者が契約の全部又は一部の効力を否定することができるようにする場合を、新たに法律によって定めることとする。

このような特別の定めを置くことによって、消費者契約（消費者と事業者との間で締結される契約。第2条で詳しく解説。）に関するトラブルの公正かつ円滑な解決に資すると考えられる。

2 条文の解釈

（1）「消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差」

消費者契約については、トラブルが生じたものにつきその原因を探ってみると、消費者契約における両当事者の間で意思表示（申込み、承諾）が形式的に合致していても、それらの表示から客観的に推断される意思の内容が、消費者の真意と必ずしも同じでない場合が多い。具体的には次のとおりである。

- ① 契約締結過程においては、事業者の不適切な動機づけや影響力の行使によって、意思形成が正当になされないままに消費者が契約の申込み又は承諾を行うことにより契約が締結される。
- ② 契約条項については、消費者の意思表示に瑕疵がない場合であっても、消費者に著しく不利な内容の契約が締結されて、消費者が著しく重い義務を負ったり本来有する権利を奪われたりする。

上記の問題が生じる原因としては、消費者契約の特性ともいえる、消費者と事業者との間に存在する契約の締結、取引に関する構造的な「情報の質及び量並びに交渉力の格差」（注）があげられる。

① 契約締結過程

ア 事業者は扱っている商品・権利・役務に関する内容や取引条件についての情報を、消費者よりも多く持っている（情報の量の格差）。

イ 事業者は当該事業に関し、消費者よりも交渉のノウハウがある（交渉力の格差）。

② 契約条項

ア 事業者は、当該業に関連する法律、商慣習について、一般的に消費者よりも詳しい情報を持っている（情報の質及び量の格差）。

イ また、当該契約条項についても自らが作成したものであることが通常であるため、一つ一つの条項の意義についての知識を持っている（情報の質及び量の格差）。

ウ 同種の取引を大量に処理するために、事業者によってあらかじめ設定された契約条項を消費者が変更してもらうことはほとんど現実的にあり得ない（交渉力の格差）。

（注）情報の質：入手される情報の詳しさ、入手される情報の正確性、

入手される情報の整理の度合い

情報の量：入手される情報量

したがって、本法においては、消費者と事業者との間に存在する、契約の締結、取引に関する構造的な「情報の質及び量並びに交渉力の格差」（以下、便宜の観点から「情報・交渉力の格差」とする。）に着目し、消費者に自己責任を求めることが適切でない場合のうち、契約締結過程及び契約条項に関して、消費者が契約の全部又は一部の効力を否定することができるようにする場合を、新たに定めることとする。

（２）「事業者の一定の行為により消費者が誤認し、又は困惑した場合について契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることとする」

この意味内容については、第２条以下の解説において詳述する。

（３）「事業者の損害賠償の責任を免除する条項その他の消費者の利益を不当に害することとなる条項の全部又は一部を無効とする」

この意味内容については、第２条以下の解説において詳述する。

（４）「消費者の利益の擁護」

消費者をめぐる環境が急速に多様化、複雑化するなかで、消費者と事業者双方が自己責任に基づいて行動できる環境整備が不可欠である。

すなわち、本法においては、消費者をめぐる契約に関してトラブルが生じた際に、消費者自らによる救済を行いやすくすることを通じて「消費者の利益の擁護」を図ることを直接の目的とする。

(5) 「もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与すること」

本法の直接の目的は、消費者をめぐる契約に関してトラブルが生じた際に、消費者自らによる救済を行いやすくすることを通じて「消費者の利益の擁護」を図ることであり、「もって」以下に述べられる「国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展」は、「消費者の利益の擁護」を図ることによって達成することが期待されている目的を示すものである。

現代においては、事業が多様化・複雑化・専門分化し、また社会が高度情報化しているため、消費者と事業者との間に、契約の締結、取引に関する構造的な「情報・交渉力の格差」が生じている。かかる状況を踏まえて、消費者契約の分野で、契約の締結、取引の実情やトラブルの実態にかんがみ、消費者に自己責任を求めることが不適切な場合のうち、消費者が契約の全部又は一部の効力を否定することができるように法律によって定めることにより、裁判規範（紛争解決の具体的指針）として機能することを通じた消費者の事後救済の容易化・迅速化、法的安定性の向上、争点の単純化・明確化、審理の拡散の防止などといった裁判における影響はもとより、裁判外紛争処理の円滑化、迅速化、低コスト化、消費者と事業者双方の契約に関する意識の変化、健全な国民のモラルの向上といった効果も期待される。

また、事業者にとっても、事業活動に即してどのような行為をするとどのような効果が生じるのかということについて予見可能性の高いルールが策定されることにより、消費者と事業者双方の契約当事者としての責任に基づいた行動が促され、紛争の発生防止にも寄与することが期待される。さらには、取引に当たっての消費者と事業者双方の信頼感が醸成されることにより、経済活動の活性化に資することも期待できる。

このように、本法を定めることにより、「国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展」に資することが期待される。

○ 消費者側の権利の濫用について

個々の裁判において、目的規定にかんがみ、情報の質及び量並びに交渉力の格差に比して消費者の主張が民法第1条第3項の権利の濫用にあたるのであれば、当該消費者の当該主張が退けられるものと考えられる。

○ 消費者が事業者に対して不当に有利な内容の契約を締結したとき

本法制定の理念である、「消費者と事業者との間に存在する、契約の締結、取引に関する構造的な『情報・交渉力の格差』に着目し、現行民法等の規定によって救済されるもの以外について、契約の締結、取引の実情やトラブルの実態にかんがみ消費者に自己責任を求めることが適切でない場合を法律によって定めることとする。」ことから考えると、当該事例は本法制定の理念から外れるために、本法で救済することは考えない。

3 適用範囲の考え方

本法は、あらゆる取引分野における消費者契約について、幅広く適用される民事ルー

ルであり、契約の締結、取引に関する構造的な「情報・交渉力の格差」が存在する場合が現実的にみて一般的であることに着目したものである。

また、このような一般的な傾向をかながみた上で、本法の適用範囲を決めるに当たっては、次のような考え方に基づいている。

本法で取り扱う消費者契約（消費者－事業者間の契約）の適用範囲を決めるに当たっては、先述したように、取引に関する「情報・交渉力の格差」を念頭に置きつつ消費者、事業者の範囲を決める必要がある。

本法における「消費者」と「事業者」を区別する観点、取引に関する「情報・交渉力の格差」であり、その格差が生じる要因は、基本的には「① 同種の行為（契約の締結、取引）を反復継続しているか否か」であるが、要因はそれのみにとどまらず「② 社会から要請されている事業者の責任」という視点も必要であると考えられる。

例えば、事業者は、当該業において事業そのものとして扱っているもの以外にも、当該業を運営していくために必要な商品・権利・役務に関する内容や取引条件、更には法律や商慣習について消費者よりも詳しい情報を持っているが、この部分については単に「同種の行為（契約の締結、取引）の反復継続」のみによってすべてが説明されるわけではない。

それは通常、「同種の行為（契約の締結、取引）の反復継続」を行う事業というものを行うために、反復継続という回数とは関係なく、事業者が事業を行う際には最低限知っているべきとされているもの、いわば事業者に求められる「事業者が取引をするためのインフラ（情報ネットワーク、法律知識、商慣習など）」ともいえるものである。これを換言するならば、通常、経済社会の取引の安全性を確保するために、社会が事業を行う者に対して求めている負担（＝「社会から要請されている事業者の責任」）（注）といえるであろう。

以上の「社会から要請されている事業者の責任」に伴う「事業者が契約を締結し、取引をするためのインフラ」の有無が、消費者契約におけるトラブルを引き起こす取引に関する「情報・交渉力の格差」のもう一つの要因である。

（注）社会が事業を行う者に対して求めている負担について、同様の考え方を採っている例としては、製造物責任法に規定している「製造物責任」の考え方があ
る。

製造物責任法が製造業者等に対し、その製造物が欠陥すなわち通常有すべき安全性を欠いていることにより損害賠償責任を負わせる根拠としては、例えば以下のような理論的根拠が考えられる。

信頼責任： 自らの製品に対する消費者の信頼に反して欠陥ある製造物を製造し引き渡したことを根拠として、賠償責任を負うべきである。

報償責任： 製造者は利益追及行為を行っており、利益を上げる過程において他人に損害を与えたことを根拠に、賠償責任を負うべきである。

（危険責任： 危険を内在した製造物を製造した者がその危険が実現した場合

の賠償責任を負うべきである。)

[2] 第2条（定義）

（定義）

第二条 この法律において「消費者」とは、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。

2 この法律において「事業者」とは、法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。

3 この法律において「消費者契約」とは、消費者と事業者との間で締結される契約をいう。

1 趣旨

本法で取り扱う消費者契約（「消費者」と「事業者」との間で締結される契約）の適用範囲を決めるに当たっては、契約の締結、取引に関する「情報・交渉力の格差」を念頭に置きつつ「消費者」、「事業者」の範囲を決める必要がある。

本法における「消費者」と「事業者」を区別する観点、契約の締結、取引に関する「情報・交渉力の格差」である。この格差は、「事業」（一定の目的をもってなされる同種の行為の反復継続的遂行）に由来することから、この概念を定義において用いるものとする。

2 条文の解釈

（1）「事業として又は事業のために契約の当事者となる」

本法で定義する「消費者」とは、「事業としてでもなく、事業のためにでもなく」契約の当事者となる主体を意味し、「事業者」とは、「事業として又は事業のために」契約の当事者となる主体を意味する。

このうち、法人（（3）参照）その他の団体（（4）参照）については、これらの団体が当事者となって締結する全ての契約が「事業者」としてするものであると考えられる。

しかし、（2）に後述するように個人事業者については、「事業者」として「事業として又は事業のために」契約の当事者となる場合もあれば、「消費者」として「事業としてでもなく、事業のためにでもなく」契約の当事者となる場合もある。したがって、本法においては個人事業者が「事業として又は事業のために」契約の当事者となる場合には「事業者」として取り扱うことが妥当である。

なお、ここに掲げる「事業として又は事業のために」とは、「契約の当事者となる主体『自らの』事業として、又は『自らの』事業のために」という意味である。

① 「事業」

「事業」とは、「一定の目的をもってなされる同種の行為の反復継続的遂行」であるが、営利の要素は必要でなく、営利の目的をもってなされるかどうかを問わない。また、公益・非公益を問わず反復継続して行われる同種の行為が含まれ、さらには「自由職業（専門的職業）」の概念も含まれるものと考えられる。

なお、労働契約（雇用主に対して、従業員が労務の提供に服することを約する契約）に基づく労働は、自己の危険と計算によらず他人の指揮命令に服するものであり、自己の危険と計算とにおいて独立的に行われるものである「事業」という概念にはあたらないと考えられる（第12条参照）。

② 「事業として」と「事業のために」

「事業として」とは、同種の行為を反復継続して行うことをいう。高辻正己共編「法令用語辞典」によれば、「業とする」の解説には、「一定の行為の反復的継続的遂行が「事業」としてされたかどうかについて判定が困難な場合が少なくないが、結局、社会通念上それが事業の遂行とみられる程度の社会的地位を形成するかどうかによって決定するほかはない」とされている。

「業として」については、ある期間継続する意図をもって行われたものであれば、最初の行為も業として行われたものと解されるし、事業規模や形態のいかんは関係ない。

「事業のために」とは、事業の用に供するために行うものが該当する。

(2) 「個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）」

事業を行っていない個人については、本法において当然に「事業のためにでもなく、事業としてでもなく」契約の当事者となる「消費者」と考えられるが、個人事業者については、「事業者」として契約の当事者となる場合も、「消費者」として契約の当事者となる場合もある。したがって、本法においては個人事業者が「事業のためにでもなく、又は事業としてでもなく」契約の当事者となる場合には「消費者」として取り扱うことが妥当である。

例えば、個人事業者が当該事業のためにパソコンを購入したが、同時に個人の趣味として同パソコンを使用するというように、「事業のために」契約の当事者となるか、それとも「事業のためではない目的のために」契約の当事者になるかの判断を一概に決めることができない場合がある。その場合については、個々の具体的契約に即して、「事業のために」契約の当事者となるかどうかを判断することになる。

その場合の判断をするための考え方としては、まず

- ① 契約締結の段階で、該当事項が目的を達成するためになされたものであることの客観的、外形的基準（例：名目等）があるかどうかで判断し、
- ② ①のみで判断することにつき現実的に困難がある場合は、物理的、実質的（例：時間等）基準に従い、該当事項が主として（例：上記のパソコン購入の例の場合、使用時間のうち、その2分の1以上を事業のために使用しているか等）目的を達成するためになされたものであるかどうかで判断する、

ということが考えられる。

○ 個人が「消費者」か「事業者」かについて判断がつかない場合

事業者は、個人と契約を締結しようとする際にその相手方である個人が事業として

又は事業のために契約の当事者となっているかどうかについて判断することが困難である場合がある。

すなわち契約時において、契約相手の個人が「事業として又は事業のために」当該契約を締結することが、契約時の名目や契約相手の個人の言動からは判断できず、また、契約相手の個人の事業についての情報もないような場合には、当該事業者にとって判断することは困難であると思われる。

しかし、本法は直接的には裁判規範となる民事ルールであるため、究極的な判断は裁判官があらゆる客観的事実を勘案して判断することとなるし、当該個人が「消費者」として当該契約を締結したことについても、その立証責任は現行民事訴訟法に従い、当該争いにおいて消費者契約法の適用があることを主張する個人がすることとなる。

○ 用途の変更

当初、個人利用として締結した契約内容を、ある期間後、事業のために利用した場合の本法の適用の有無は、契約内容に連続性があれば、契約当初における利用目的によって判断される。

したがって、具体例に則して考えると、インターネット契約を当初個人が個人利用としてインターネット事業者との間で締結し、当該個人が半年後通信販売事業を開始した場合、通信販売事業を開始した時点において、当該契約の取消しや変更がなく当初の契約が続いていれば、当該契約については消費者契約となる。

(3) 「法人」

自然人以外で、法律上の権利義務の主体となることを認められているもの。国・県・市・町・村のような公法人、特別法による特殊法人、民法第34条の公益法人、商法上の株式会社のような営利法人、協同組合のように個別法に根拠を持つ法人、特定非営利活動促進法人等に分類される。宗教法人や労働組合法第11条に基づく労働組合もこれに含まれる。

なお、行政主体が一方当事者となる場合は、行政法学上、下記のような類型の行政においては、「契約」による法律関係が存在すると考えられている。

① 調達行政

行政処分によること（課税、土地収用等）もあるが、土地の任意買収、普通財産の売却の場合等は、民法上の「契約」と解される。

② 給付行政

ア 任意の人からの要求に応じて行政主体がサービスを提供する場合（郵便・郵便貯金、簡易生命保険、水道利用関係等）は、民法上の「契約」と解される。

イ 行政主体が一定の要件を満たす私人に財やサービスを提供する場合（国立学校の入学許可等）には、受給資格の認定は行政処分によって行われるが、実際の財やサービスのやりとりは契約に基づいて行われ、特則のない限り、民法上の「契約」と解することも可能である(注)。

(注) 行政処分に続けて、あるいは行政処分と同時に、行政主体と受給者との間で契約が締結されるとの考え方（二段階説）。

なお、規制行政（運転免許証の交付、旅券の発行等）、公証行政（登記、戸籍、住民票の記載、写しの交付等）については行政庁の公権力の行使、即ち「行政処分」と考えられている。こうした分野は、行政手続法により規律されるべきものであり、「契約」に基づく法律関係とは考えられていない。

このほか、行政主体が物を万人の利用できる状態におき（公用開始）、万人がこの物（公共用物）を利用する場合（公共用物の一般使用）や、公益的観点から、私人がサービスを受ける義務を負い、この義務に基づいて行政主体から給付を受ける場合（公立小中学校の在学関係、下水道の利用等）についても、通常は、「契約」に基づくものとは考えられていない。

(4) 「その他の団体」

「その他の団体」には、民法上の組合（民法第667条～第688条）をはじめ、法人格を有しない社団又は財団が含まれる。各種の親善、社交等を目的とする団体、P. T. A.、学会、同窓会等や法人となることが可能であるがその手続を経ない各種の団体がこれに含まれる。法人格を有しない場合のマンション管理組合もこれに含まれる。

(5) 「消費者契約」

民法における「契約」のうち、本法で定義する「消費者」と「事業者」との間で締結される契約のことをいう。

3 個別の契約類型

(事例2-1)

○ 公益法人が本業または副業のために行う取引

公益法人は事業者であり、事業者が本業または副業のために行う取引は事業者として行うものであると判断される。

(事例2-2)

○ 宗教活動

宗教法人については、法人にあたるため、事業者となる。また、教祖及び信者が行う宗教活動については、「事業＝一定の目的をもってなされる同種の行為の反復継続的遂行」の概念にあてれば事業となる。その上で、宗教法人等が行う宗教活動については、民法上の「契約」の概念に該当しない宗教活動については「消費者契約」にはあたらない。

したがって、宗教活動に伴う喜捨や布施が、宗教法人に対する「贈与」（すなわち、契約）に当たるかどうかは、民法の解釈によって定まるものであって、

本法の「消費者契約」の解釈によって定まるものではないし、宗教活動と裁判の関係について、特に変更を加えるものではない。

(事例2-3)

○ 内職商法

いわゆる内職商法とは、例えば簡単な作業で高収入を得られるなど条件の良い内職を、ダイレクトメール等で広告して希望者を集め、内職のための材料や機械を高い金額で購入させるが、購入者は、その材料や機械を使って仕事をして、技術不足等の理由をつけられて、もともと買い取るつもりがない業者に製品の買い取りを拒否され、収入を得ることができず、結局損をさせられるという商法であると考えられる。

まず、内職商法その他における「内職」というシステム自体を考えると、内職の注文者と内職の請負人（注文者から内職を頼まれた個人）との関係は、一般的には労働法上における労働契約ではなく、民法上における請負契約であり、内職商法は労働契約にはあたらない（本法第12条を参照）。

また、内職商法が本法の適用対象となるかどうかについては、内職の請負人が本法に規定する「事業者」となるか、それとも「消費者」となるかが問題になる。

本法は民事ルールであるため、最終的には個別具体例に即し、司法の場において判断されるものであるが、いわゆる内職商法の中には、内職のために必要な材料や機械を購入させることを主な目的とし、その内職が客観的にみて実体がなく、事業であるとは認められないものがある。

この場合、内職のための材料や機械を高い金額で購入する契約は「事業のため」の契約ではないこととなるため、本法における「消費者」に該当し、本法の適用範囲に入ると考えられる。

また、その判断基準は「事業性」があるかどうかであり、また、ここでいう「事業」とは、「一定の目的をもってなされる同種の行為の反復継続的遂行」のことを指すが、「事業性」については、単に内職の回数や利益の存在によって判断するものではなく、それらをはじめとして、契約の段階における事業者の意図（本当に内職をさせる意図があったのか、それとも単に内職をさせることを口実にして内職のための材料や機械を高い金額で購入させる意図だったのか。前者であると認められた場合には、本法の問題ではなく債務不履行の問題となる。）などの諸々の要素を含めて、全体として事業とみなすことが適当であるか否かにより判断されるものとする。

(事例2-4)

○ マルチ商法

いわゆるマルチ商法（連鎖販売取引）とは、販売組織の統括者等が他の人を

組織に加入させ、さらにその加入させた者に別の人を組織に加入させることを次々に行うことにより組織をピラミッド形に拡大していく商法であると考えられる。

加入者が商品やサービスの再販売等を行う意思を持たず、自らの消費のためだけに当該商品やサービスの購入契約若しくは提供契約を締結する場合は、当該商品やサービスの購入契約若しくは提供契約は「事業としてでもなく、事業のためでもなく」なされる契約となるため、加入者は本法における「消費者」に該当し、販売組織の統括者等との取引は本法の対象になると考えられる。

また、この取引では、加入者が再販売等を行う意思をもって販売組織に加入し、当該商品やサービスの購入契約若しくは提供契約を締結することが通常であり、他にもあつせん、委託形態もあるが、この場合には当該商品やサービスの購入契約若しくは提供契約は「事業として」なされる契約になると考えられる。

したがって、加入者は本法における「事業者」に該当し、販売組織の統括者等との取引は本法の対象にならないこととなるが、最終的には個別具体例に即し、司法の場において判断されるものと考えられる。

(事例 2-5)

○ フランチャイズ商法

いわゆるフランチャイズ商法におけるフランチャイズ契約とは、本部と多数のチェーン加盟店からなる事業形態において、本部は加盟店に対して契約期間中、店舗運営に伴う商標使用权の許諾・経営ノウハウ及び経営指導を提供し、加盟店はその対価としてロイヤリティーフィーを支払うという契約であると考えられる。

本部については、本法における「事業者」に該当し、チェーン加盟店についても「事業のため」の契約であると考えられるため、本法における「事業者」に該当することとなるため、フランチャイズ契約については本法の対象とはならない。

(事例 2-6)

○ モニター商法

いわゆるモニター商法とは、一般的にはモニター（商品やサービスを業者から特別の条件で購入する代わりに、商品やサービスを実際に使用した上で得た情報を業者に報告する者）になってもらうことを条件に商品やサービスを特別に提供すると思わせて売りつける商法であると考えられる。

この場合、モニター商法を行う業者については、一般的に本法の「事業者」に該当し、モニターについては、モニターが行うモニタリング自体には「事業」性がないと考えられる場合には、当該モニタリングのために商品やサービス

を購入する契約は「事業のため」の契約ではないと考えられる。

したがって、そのような場合のモニターは本法における「消費者」に該当し、本法の適用範囲に入ると考えられるが、いずれにしても本法は民事ルールであるため、最終的には個別具体例に即し、司法の場において判断されるものと考えられる。

(事例 2 - 7)

○ 保証契約等

個人との保証契約等は、原則として本法の対象となる。ただし、事業者間のリース契約に係る保証契約等においては、保証人等である個人が当該保証契約等を「自らの事業として又は自らの事業のため」に締結していると認められる場合には、本法の適用はないと考える。

以上の見解に基づき、上記取引事例の保証人等である個人の属性別の本法の適用の有無を一般的に判断すると、以下のとおりと考える。

(1) 法人の経営者（代表取締役、取締役）や従業員等が、個人として、法人の負っている債務の保証人等となる保証契約等

法人の経営者や従業員等は自らが事業主体となっているわけではないため、原則として本法における「消費者」に該当すると考えられる。

したがって、この場合における保証契約等は消費者契約となる。

(2) 個人事業者や共同事業者、従業員等が個人として、個人事業者の負っている債務の保証人等となる保証契約等

基本的には(1)と同じだが、共同事業者については、当該保証契約等を「自らの事業として又は自らの事業のため」に締結していると認められる場合が多いと考えられるため、一般的には本法の適用はないと考えられる。

(3) 事業者間取引となる主契約に本法にいう不当条項が含まれており、その保証契約等が消費者契約となる場合

リース契約（事業者間取引）と保証契約等（事業者・個人間取引）は別契約であり、保証契約等が消費者契約となる場合、その保証契約等の条項に本法の「不当条項」に該当する条項があるか否かを判断することになる（切り離して考える）。

本法にいう「不当条項」が含まれている契約（事業者間取引・主契約）に係る保証契約等は、当該条項が主契約の内容である限り、その保証契約等に本法の適用があっても当該条項を理由とする請求は無効と判断されないと考える。ただし、保証契約等を構成する条項（保証契約等の内容に係る事業者と保証人個人間の取り決め）が「不当条項」に該当すれば、その条項は無効となる。

(事例 2 - 8)

○ 介護サービス契約

本法は民事ルールであるため、民法における契約のうち、本法における「消費者」と「事業者」との間で締結される契約であれば、取引の形態を問わず本法の対象となる。

したがって、「要介護認定を受けた介護サービスの利用者」と「介護サービス事業者（注）」との間で締結される介護サービス契約についても、本法における「消費者」と「事業者」との間で締結される契約であるため、本法の対象となる）。

(注) 介護サービス事業者

介護サービスを提供する指定居宅サービス事業者及び介護保険施設

さらに、介護サービスの利用者とケアマネジャーとの関係については、要介護認定を受けた介護サービスの利用者が、介護サービス計画（ケアプラン）を作成する契約を、ケアマネジャー（ケアプラン作成事業者）と締結した場合についても、本法における「消費者」と「事業者」との間で締結される契約であるため、本法の対象となる。

(事例 2 - 9)

○ 資格商法

いわゆる資格商法とは、一般的には「受講するだけで資格が取れる」などと言って、公的資格や民間資格を取得するための講座を受けるよう、強引に勧誘する商法であると考えられる。

資格商法を行う業者については、本法の「事業者」に該当する。一方、勧誘を受ける側については、その資格が自らの「事業のため」のものである場合は、本法の「事業者」に該当するため、本法の対象とはならない。しかし、その資格が自らの「事業のため」のものでない場合は本法における「消費者」に該当するため、本法の対象となる。

いずれにしても、本法は民事ルールであるため、最終的には個別具体例に即し、司法の場において判断されるものとする。

(参考) 資格商法における取扱い

(契約の相手は事業者とする。また、あくまでも抽象的に試みた仕分けであり、最終的には個々の具体例に即し、司法の場において判断されるものである。)

契約締結の動機		主体の 取扱い	消費者 契約か
(1)	<p>自分で事業を行っている事業者が、業務上必要な資格を取得するため、自分で受講の申込みをした。</p> <p>⇒ 事業のための契約</p>	事業者	×
(2)	<p>従業員が雇用主から業務遂行のため資格をとることを要求されたため、自分で受講の申込みをした。</p> <p>⇒ <u>労働のための契約</u>（∵労働契約の労働は「事業」ではないため、労働のための契約は「事業のため」の契約には当たらない。）</p> <p>（本法第12条参照）</p>	消費者	○
(3)	<p>従業員が業務遂行のために資格をとることが必要と自主的に判断したため、自分で受講の申込みをした。</p> <p>⇒ <u>労働のための契約</u>（∵労働契約の労働は「事業」ではないため、労働のための契約は「事業のため」の契約には当たらない。）</p> <p>（本法第12条参照）</p>	消費者	○
(4)	<p>将来その資格をもって独立開業する意図をもって自分で受講の申込みをした。</p> <p>（例：将来弁護士になろうという者が弁護士資格に関する講座を受講する場合。）</p> <p>⇒ 未だ事業を行っていない段階のため、「事業のため」の契約とはならない。</p>	消費者	○
(5)	<p>将来その資格をもって独立開業する意図はなく、また業務遂行のため資格をとることが必要と雇用主から要求されたわけではなく、業務遂行のため資格をとることが必要と自主的に判断したわけでもないが、趣味の一環として自分で受講の申込みをした。</p>	消費者	○

(事例 2 - 10)

○ 株の個人投資家

株の個人投資家についてはまず、株取引の原資の性格や目的を客観的に判断して、個人投資家の行っている「事業として又は事業のため」に行われる取引かどうかによって、本法における「事業者」であるか「消費者」であるかを定めることとなる。

すなわち、株取引の収益が再投資や生計の原資の全部又は重要な一部分となるような場合は、個人投資家が「事業として」行う取引であると考えられ、したがって、この場合の個人投資家は本法における「事業者」となる。

また、個人が自ら行っている事業の事業資金の運用手段として株取引を行う場合は、「事業のため」に行う取引であり、この個人は本法における「事業者」となるが、いずれにしても、本法は民事ルールであるため、最終的には個別具体例に即し、司法の場において判断されるものとする。

[3] 第3条（事業者及び消費者の努力）

（事業者及び消費者の努力）

第三条 事業者は、消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものになるよう配慮するとともに、消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、消費者の理解を深めるために、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供するよう努めなければならない。

2 消費者は、消費者契約を締結するに際しては、事業者から提供された情報を活用し、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容について理解するよう努めるものとする。

1 趣旨

本条は、第1条の目的に沿って、事業者・消費者双方の努力義務を規定したものである。事業者と消費者との間に情報・交渉力の格差が存在することが、事業者と消費者との間で締結された契約において発生する紛争の背景となることが少なくない。したがって事業者には、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものになるよう配慮することが求められるとともに、消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、消費者の理解を深めるために、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供することが求められる。

一方、規制緩和・撤廃後の自己責任に基づく市民社会においては、消費者も契約の当事者としての責任を自覚し、その責任を果たさなければならないことから、消費者には、消費者契約を締結するに際しては、事業者から提供された情報を活用し、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容について理解することが求められることとなる。

2 事業者及び消費者の努力義務を本法に規定する意義

書面交付等も含めて、事業者からの消費者に対する情報提供義務を規定した法律としては、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律第4条、割賦販売法第3条、訪問販売等に関する法律第4条、証券取引法第40条、旅行業法第12条の4、宅地建物取引業法第35条第1項及び第2項等がある。消費者の内容理解義務を規定した法律としては、食料・農業・農村基本法第12条や消費者保護基本法第5条がある。こうした法律に同趣旨の規定が存在するにも拘らず本条に事業者及び消費者の努力を規定するのは、こうした法律が消費者保護基本法を除いて個別の業種を対象にしたものであるのに対して、消費者契約法は消費者契約全体に関して規定するものであるからである。

一方で、本条に規定するような事業者及び消費者の努力は、消費者保護基本法に規定すべきものということも考えられる。しかし、消費者保護基本法は抽象的な義務を規定しているのに対し、消費者契約法では努力義務とはいえ消費者契約という局面における具体化された義務を規定しており、実体規定と一体化して本条が規定されることには意義が存在する。

3 努力義務という形式を採る理由

意思表示に瑕疵があるとして取消しの効果が認められている場合は詐欺、強迫に限られていることや、消費者契約法が消費者に自己責任を求めることが不適切な場合に限って特別なルールを認めようという考え方からすると、単なる「情報の不提供」で取消しを認めることについては慎重に考える必要があり、真に必要な場合に限定する必要があると考えられる。第17次国民生活審議会消費者政策部会消費者契約法検討委員会の場においても、単なる「重要事項」の不提供だけでは、取消し等の効果を付すのは適当でないという見解が示された。従って、取消しという効果を付与するのにふさわしい類型というのは、積極的にある事実が告知される一方でそれに密接に関連する別の事実が告知されないことによって、消費者が重要事項について誤認してしまうようなケースに限られるのではないかと考えられる。それ以外の情報の不提供の類型については努力義務にとどめることが適当であると考えられる。

本条は努力義務であるので、本条に規定する義務違反を理由として契約の取消しや損害賠償責任といった私法的効力は発生しない。

4 事業者の努力義務

4-1 契約条項の明確化

(1) 「権利義務」と「その他の契約の内容」

第1項の前段は、事業者に対して、消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものになるよう配慮するよう努めることを求めている。

「契約の内容」には、商品・権利・役務等の質、用途や契約の目的物の対価、取引条件、商品名、事業者の名称等が含まれる。このうち、契約の目的物の対価や取引条件は消費者の「権利義務」に該当する。また商品、権利、役務等の質、用途はすべてではないものの、一部は消費者の「権利義務」に該当し得る。消費者の「権利義務」に該当する部分は「契約の内容」の中でも主要な部分であるので特に例示したものであり、「契約の内容」に含まれる。

(2) 「明確かつ平易」

消費者契約法検討委員会報告においては、簡易生命保険法第7条第3項を参考に「明確にするとともに、分かりやすいものにするよう配慮しなければならないものとする。」という表現を用いている。これを条文化したものが「明確かつ平易」という表現である。

4-2 情報提供

(1) 「消費者契約の内容についての」

本条が事業者に提供することを要請している情報とは、「消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての」情報のことであり、契約内容以外の周辺的な情報まで含めることを意味するものではない。具体的には当該商品以外の商品に関する比較情報や、モデルチェンジに関する情報等は「消費者の権利義務その他の消費者契約の内容」には該当せず、事業者が提供するよう努めなければならない情報には当たらない。

(2) 「必要な情報」

上記のような情報提供努力義務が事業者にあるとしても、消費者契約の内容についての情報をすべて提供することまで本法は事業者に対して求めているわけではない。消費者契約の内容についての情報のうち、消費者が当該契約を締結するのに必要なものを提供すれば足りる。その範囲は、本法第4条第1項第1号にいう「(標準的な)消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に影響を及ぼすべき重要なもの」よりは広い概念であるが、誰もが当然に知っているような情報まで提供する努力義務はない。

5 消費者の努力義務

(1) 「提供された情報を活用」

第2項では消費者に対して、事業者から提供された情報を活用することを要請しているが、この背景には消費者が自ら収集した情報も活用することが当然に存在する。しかし、事業者と消費者との間には情報・交渉力の格差が存在することから、消費者には自ら情報を収集する努力までも求めるものではない。事業者から情報が提供されることを前提として、少なくとも提供された情報は活用することを消費者に求めるものである。

(2) 「理解するよう努める」

消費者は、事業者から提供された情報を活用して契約の内容を理解することが求められるとしても、当該契約の内容をすべて理解することはおよそ不可能である。消費者に求められているのは契約内容を完全に理解することではなく、自己責任を問い得る程度のレベルまで契約内容を理解し、本法で取消しとされるようなトラブルに至らないようにすることである。

6 「努めなければならない」と「努めるものとする」

前田正道編「ワークブック法制執務(全訂)」によると、「『……するものとする』は、『……しなければならない』がある一定の義務付けを意味するのに対して、通常は、それより若干弱いニュアンスを表し、一般的な原則あるいは方針を示す規定の述語として用いられる」とされている。自己責任に基づき、消費者も契約の当事者としての責任を自覚し、その責任を果たさなければならないことを前提としつつ、消費者と事業者との間の情報、交渉力の格差にかんがみて消費者に求められる努力のニュアンスを若干弱めたものである。

7 事業者の情報提供義務及び消費者の内容理解義務に関する立法例

- 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律(昭和57年法律第65号)

(海外先物契約の締結前における書面の交付)

第四条 海外商品取引業者は、海外先物契約を締結しようとするときは、顧客に対し、当該海外先物契約を締結するまでに、通商産業省令で定めるところにより、海外先物契約の内容及びその履行に関する事項であつて通商産業省令で定めるものについて当該海外先物契約に係る概要を記載した書面を交付しなければならない。

○ 割賦販売法（昭和36年法律第 159号）

（割賦販売条件の表示）

第三条 割賦販売を業とする者（以下「割賦販売業者」という。）は、前条第一項第一号に規定する割賦販売（証票等を利用者に交付し、その証票等と引換えに、又はその提示を受けて当該利用者に商品を販売するものを除く。）の方法により指定商品を販売するときは、その相手方に対して、通商産業省令で定めるところにより、当該指定商品に関する次の事項を示さなければならない。

- 一 現金販売価格（商品の引渡しと同時にその代金の全額を受領する場合の価格をいう。以下同じ）
- 二 割賦販売価格（割賦販売の方法により販売する場合の価格をいう。以下同じ。）
- 三 割賦販売に係る代金の支払（その支払に充てるための預金の預入れを含む。次項を除き、以下同じ。）の期間及び回数
- 四 第十一条に規定する前払式割賦販売以外の割賦販売の場合には、通商産業省令で定める方法により算定した割賦販売の手数料の料率
- 五 第十一条に規定する前払式割賦販売の場合には、商品の引渡時期

2 割賦販売業者は、前条第一項第一号に規定する割賦販売（証票等を利用者に交付し、その証票等と引換えに、又はその提示を受けて当該利用者に商品を販売するものに限る。）の方法により指定商品を販売するため証票等を利用者に交付するときは、通商産業省令で定めるところにより、当該割賦販売をする場合における販売条件に関する次の事項を記載した書面を当該利用者に交付しなければならない。

- 一 割賦販売に係る代金の支払の期間及び回数
- 二 通商産業省令で定める方法により算定した割賦販売の手数料の料率
- 三 前二号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

3 割賦販売業者は、前条第一項第二号に規定する割賦販売の方法により指定商品を販売するため証票等を利用者に交付するときは、通商産業省令で定めるところにより、当該割賦販売をする場合における販売条件に関する次の事項を記載した書面を当該利用者に交付しなければならない。

- 一 利用者が弁済をすべき時期及び当該時期ごとの弁済金の額の算定方法
- 二 通商産業省令で定める方法により算定した割賦販売の手数料の料率
- 三 前二号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

4 割賦販売業者は、第一項、第二項又は前項の割賦販売の方法により指定商品を販売する場合の販売条件について広告をするときは、通商産業省令で定めるところにより、当該広告に、それぞれ第一項各号、第二項各号又は前項各号の事項を表示しなければならない。

○ 訪問販売等に関する法律（昭和51年法律第57号）

（訪問販売における書面の交付）

第四条 販売業者又は役務提供事業者は、営業所等以外の場所において指定商品若しくは指定権利につき売買契約の申込みを受け、若しくは指定役務につき役務提供契約の申込みを受けたとき又は営業所等において特定顧客から指定商品若しくは指定権利につき売買契約の申込みを受け、若しくは指定役務につき役務提供契約の申込みを受けたときは、直ちに、通商産業省令で定めるところにより、次の事項についてその申込みの内容を記載した書面をその申込みをした者に交付しなければならない。ただし、その申込みを受けた際その売買契約又は役務提供契約を締結した場合には、この限りでない。

- 一 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価

- 二 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法
- 三 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期
- 四 第六条第一項の規定による売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若しくは役務提供契約の解除に関する事項（同条第二項から第七項までの規定に関する事項を含む。）
- 五 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

○ 証券取引法（昭和23年法律第25号）

（説明書の交付）

第四十条 証券会社は、次に掲げる取引に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客（証券会社、外国証券会社、銀行、信託会社その他の総理府令・大蔵省令で定める者を除く。）に対しこれらの取引の概要その他総理府令・大蔵省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。ただし、当該契約の締結前総理府令・大蔵省令で定める期間内に当該顧客に当該書面を交付した場合には、この限りでない。

- 一 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引
- 二 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引
- 三 有価証券店頭デリバティブ取引
- 四 その他総理府令・大蔵省令で定める有価証券の売買その他の取引

○ 旅行業法（昭和27年法律第 239号）

（取引条件の説明）

第十二条の四 旅行業者等は、旅行業務に関し旅行者と契約を締結しようとするときは、旅行者が依頼しようとする旅行業務の内容を確認した上、運輸省令で定めるところにより、その取引の条件について旅行者に説明しなければならない。

2 旅行業者等は、前項の規定による説明をするときは、運輸省令で定める場合を除き、旅行者に対し、旅行者が提供を受けることができる旅行に関するサービスの内容、旅行者が旅行業者等に支払うべき対価に関する事項、旅行業務取扱主任者の氏名その他の運輸省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

○ 宅地建物取引業法（昭和27年法律第 176号）

（重要事項の説明等）

第三十五条 宅地建物取引業者は、宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の相手方若しくは代理を依頼した者又は宅地建物取引業者が行う媒介に係る売買、交換若しくは貸借の各当事者（以下「宅地建物取引業者の相手方等」という。）に対して、その者が取得し、又は借りようとしている宅地又は建物に関し、その売買、交換又は貸借の契約が成立するまでの間に、取引主任者をして、少なくとも次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面（第五号において図面を必要とするときは、図面）を交付して説明をさせなければならない。

- 一 当該宅地又は建物の上に存する登記された権利の種類及び内容並びに登記名義人又は登記簿の表題部に記載された所有者の氏名（法人にあつては、その名称）
- 二 都市計画法、建築基準法その他の法令に基づく制限で契約内容の別（当該契約の目的物が宅地であるか又は建物であるかの別及び当該契約が売買若しくは交換の契約であるか又は貸借の契約であるかの別をいう。以下この条において同じ。）に応じて政令で定めるものに関する事項の概要
- 三 当該契約が建物の貸借の契約以外のものであるときは、私道に関する負担に関する事項

四 飲用水、電気及びガスの供給並びに排水のための施設の整備の状況（これらの施設が整備されていない場合においては、その整備の見通し及びその整備についての特別の負担に関する事項）

五 当該宅地又は建物が宅地の造成又は建築に関する工事の完了前のものであるときは、その完了時における形状、構造その他建設省令で定める事項

五の二 当該建物が建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第一項に規定する区分所有権の目的であるものであるときは、当該建物を所有するための一棟の建物の敷地に関する権利の種類及び内容、同条第四項に規定する共用部分に関する規約の定めその他の一棟の建物又はその敷地（一団地内に数棟の建物があつて、その団地内の土地又はこれに関する権利がそれらの建物の所有者の共有に属する場合には、その土地を含む。）に関する権利及びこれらの管理又は使用に関する事項で契約内容の別に応じ建設省令で定めるもの

六 代金、交換差金及び借賃以外に授受される金銭の額及び当該金銭の授受の目的

七 契約の解除に関する事項

八 損害賠償額の予定又は違約金に関する事項

九 第四十一条第一項に規定する手付金等を受領しようとする場合における同条又は第四十一条の二の規定による措置の概要

十 支払金又は預り金（宅地建物取引業者の相手方等からその取引の対象となる宅地又は建物に関し受領する代金、交換差金、借賃その他の金銭（第四十一条第一項又は第四十一条の二第一項の規定により保全の措置が講ぜられている手付金等を除く。）であつて建設省令で定めるものをいう。以下同じ。）を受領しようとする場合において、第六十四条の三第二項の規定による保証の措置その他建設省令で定める保全措置を講ずるかどうか、及びその措置を講ずる場合におけるその措置の概要

十一 代金又は交換差金に関する金銭の貸借のあつせんの内容及び当該あつせんに係る金銭の貸借が成立しないときの措置

十二 その他宅地建物取引業者の相手方等の保護の必要性及び契約内容の別を勘案して建設省令で定める事項

2 宅地建物取引業者は、宅地又は建物の割賦販売（代金の全部又は一部について、目的物の引渡し後一年以上の期間にわたり、かつ、二回以上に分割して受領することを条件として販売することをいう。以下同じ。）の相手方に対して、その者が取得しようとする宅地又は建物に関し、その割賦販売の契約が成立するまでの間に、取引主任者をして、前項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない。

一 現金販売価格（宅地又は建物の引渡しまでにその代金の全額を受領する場合の価格をいう。）

二 割賦販売価格（割賦販売の方法により販売する場合の価格をいう。）

三 宅地又は建物の引渡しまでに支払う金銭の額及び賦払金（割賦販売の契約に基づく各回ごとの代金の支払分で目的物の引渡し後のものをいう。第四十二条第一項において同じ。）の額並びにその支払の時期及び方法

（第3項 略）

（第4項 略）

○ 食料・農業・農村基本法（平成11年法律第 106号）

（消費者の役割）

第十二条 消費者は、食料、農業及び農村に関する理解を深め、食料の消費生活の向上に積極的な役割を果たすものとする。

○ 消費者保護基本法（昭和43年法律第78号）

（消費者の役割）

第五条 消費者は、経済社会の発展に即応して、みずからすすんで消費生活に関する必要な知識を修得するとともに、自主的かつ合理的に行動するように努めることによつて、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすものとする。

【2】 第2章 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し（第4条―第7条）

[1] 第4条（消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

I 第1項・第2項

（消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

第四条 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 重要事項について事実と異なることを告げること。当該告げられた内容が事実であるとの誤認

二 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものに関し、将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供すること。当該提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤認

2 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実（当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。）を故意に告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。ただし、当該事業者が当該消費者に対し当該事実を告げようとしたにもかかわらず、当該消費者がこれを拒んだときは、この限りでない。

1 趣旨

現代社会のように、取引が多様化・複雑化するなかで情報の面で消費者と事業者との間に格差が存在する状況にあつては、契約の締結を勧誘するに当たって、事業者から消費者に対し、消費者が契約を締結するという意思決定をする上で必要な情報の提供が適切になされないまま、契約が締結されるケースがある。このように、消費者が事業者の不適切な勧誘行為に影響されて自らの欲求の実現に適合しない契約を締結した場合には、民法の詐欺（同法第96条）が成立しない場合でも、契約の成立についての合意の瑕疵によって消費者が当該契約に拘束されることは衡平を欠くものであるため、消費者は当該契約の効力否定を主張し得るとすることが適当である。

そこで、第4条第1項・第2項においては、事業者から消費者への情報の提供に関する新たな民事ルールを設けることとする。具体的には、消費者は、事業者の一定の行為（誤認を通じて消費者の意思表示に瑕疵をもたらすような不適切な勧誘行為。具体的には、不実告知（第1項第1号）、断定的判断の提供（第1項第2号）、不利益事実の不告知（第2項））により誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができることとする。

2 条文の解釈

(1) 要件1（事業者の行為）

1つ目の要件として、事業者の一定の行為（不実告知（第1項第1号）、断定的判断の提供（第1項第2号）、不利益事実の不告知（第2項））が存在することが挙げられる。

○ 「消費者契約の締結について勧誘をするに際し」

「勧誘」とは、消費者の契約締結の意思の形成に影響を与える程度のすすめ方をいう。したがって、「〇〇を買いませんか」などと直接に契約の締結をすすめる場合のほか、その商品を購入した場合の便利さのみを強調するなど客観的にみて消費者の契約締結の意思の形成に影響を与えていると考えられる場合も含まれる。特定の者に向けた勧誘方法は「勧誘」に含まれるが、不特定多数向けのもの等客観的にみて特定の消費者に働きかけ、個別の契約締結の意思の形成に直接に影響を与えているとは考えられない場合（例えば、広告、チラシの配布、商品の陳列、店頭に備え付けあるいは顧客の求めに応じて手交するパンフレット・説明書、約款の店頭掲示・交付・説明等や、事業者が単に消費者からの商品の機能等に関する質問に回答するに止まる場合等）は「勧誘」に含まれない。

「際し」とは、事業者が消費者と最初に接触してから契約を締結するまでの時間の経過において、という意味である。

(1) - 1 不実告知

事業者の行為として、第一に、不実告知（重要事項について事実と異なることを告げること）（第1項第1号）が挙げられる。

○ 「重要事項について事実と異なることを告げること」

「事実と異なること」とは、真実又は真正でないことをいう。真実又は真正でないことにつき必ずしも主観的認識を有していることを要さず、告知の内容が客観的に真実又は真正でなければ足りる。

したがって、主観的な評価であって、客観的な事実により真実又は真正であるか否かを判断することができない内容（例えば、「新鮮」「安い」「（100円だから）お買い得」という告知）は、「事実と異なること」の告知の対象にはならない。

(事例4-1)

ヒールの硬い革靴が欲しくて靴屋で探していた。店員が「この靴はイタリア製なのでヒールが硬いですよ。」と勧めたので購入したが、実際に道路を歩いてみると、以前自分が履いていたものに比べてさほど硬いと思えなかった。

(考え方)

「ヒールが硬い」と告げることは、主観的な評価であって、客観的な事実により真実又は真正であるか否かを判断することができない内容であるので、「事実

と異なること」の告知の対象にはならない。

(事例4-2)

魚屋さんの店頭で「新鮮だよ」と言われたので魚を買ったが、たいして新鮮であるとは思えなかった。取り消したい。

(考え方)

「新鮮である」と告げることは、主観的な評価であって、客観的な事実により真実又は真正であるか否かを判断することができない内容であるので、「事実と異なること」の告知の対象にはならない。

(事例4-3)

住宅販売において、「居住環境に優れた立地」という表現を用いたが、当該住宅の購入者にとって、さほど優れているとは感じられなかった。

(考え方)

「居住環境に優れた立地」という表現自体は、主観的な評価であって、客観的な事実により真実又は真正であるか否かを判断することができない内容であるので、「事実と異なること」の告知の対象にはならない。

他に「当社のマンションは安心」と表現した場合も同様の例と言える。

(事例4-4)

住宅建設用の土地の売買において、「近くにがけがありますが、この土地なら全く問題はありません。」との説明を信じて契約した後に、その土地は、がけ地に接近しているためそのままでは考えている通りの住宅を建設することができない上に、擁壁の設置も必要であることがわかった。

(考え方)

「この土地なら全く問題はありません。」との説明は、住宅建設用の土地の売買契約の締結に際しては、「この土地に住宅を建設するに当たって特段の障害はない」ことを告げたものと考えられるから、がけが接近していて考えているとおりの住宅を建設することができないこと、また住宅を建設するには擁壁の設置が必要であること等の場合には、「事実と異なることを告げること」にあたり、第4条第1項第1号の要件に該当し、取消しが認められることもあり得る。

(事例4-5)

弁護士が「必ず裁判に勝ちます」と言ったのに裁判に勝てなかった。

(考え方)

裁判に勝つか負けるかは、契約締結段階でその達成が可能か否かを見とおすこ

とが契約の性質上そもそも不可能であるため、「裁判に勝ちます」と告げても一般的には「事実と異なることを告げる」とは当たらず、第4条第1項第1号の要件に該当しないので取消しは認められない。

また、「将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項」ではなく、第4条第1項第2号の要件にも該当しないので取消しは認められない。

(事例4-6)

「この映画を見れば絶対に感動しますよ。」と勧誘されたが、感動しなかった。

(考え方)

「感動する」と告げることは、主観的な評価であって、客観的な事実により真実又は真正であるか否かを判断することができない内容であるので、「事実と異なること」の告知の対象にはならない。

また、「将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項」ではなく、第4条第1項第2号の要件にも該当しないので取消しは認められない。

真実又は真正であるか否かの判断は、契約締結の時点において、契約締結に至るまでの事業者の告知の内容を全体的に評価して行われる。事業者が告げた内容が当該契約における事業者の債務の内容となっている場合において、契約締結後に当該債務について不履行があったとしても、そのことによって遡って「事実と異なること」を告げたとされるわけではない。

(事例4-7)

建築請負契約において、基礎材は杉であると説明されて契約を締結し、仕様書にもそのように書かれているが、実際には米母であった。

(考え方)

「基礎材は杉」ということは債務の内容になっていると考えられる。したがってこの事例は債務不履行の問題であり、「事実と異なること」を告げる行為には当たらない。

(事例4-8)

「〇〇日には届く」と言われたので契約したが、荷物が〇〇日には届かなかった。

(考え方)

「〇〇日には届く」ということは債務の内容になっていると考えられる。従ってこの事例は債務不履行の問題であり、「事実と異なること」を告げる行為には

当たらない。

(事例4-9)

「ハーバービュールームに泊まる香港4日間」というツアータイトルに魅力を感じ、ツアーに申し込んだ。旅行代理店での説明でもハーバービュールームを手配するとのことであった。しかし、実際にホテルに行ってみると、窓からは街の景色しか見えず、海は全く見えなかった。

(考え方)

「ハーバービュールームに泊まる」ということは債務の内容になっていると考えられる。したがってこの事例は債務不履行の問題であり、「事実と異なること」を告げる行為には当たらない。

「告げる」については、必ずしも口頭によることを必要とせず、書面に記載して消費者に知悉させるなど消費者が実際にそれによって認識し得る態様の方法であればよい。

(事例4-10)

92年度初登録の輸入中古車。97年に知人の紹介で購入したが、98年3月に整備したら事故車だと分かった。走行距離7万2000キロ、現状渡しで購入。事故車ではないことを口頭で確認して購入。

(考え方)

重要事項(事故車か否か)について、真実と異なることを告げている(事故車ではないと告げたこと)ので、第4条第1項第1号の要件に該当し、取消しが認められる。

(事例4-11)

新聞の折込チラシを見て築5年の中古の一戸建て住宅が気に入ったので、業者から「築5年である」旨の説明を受けて、売買契約を締結した。念のため登記簿を調べてみると、実際には築10年であることが判明した。

(考え方)

重要事項(経過年数)について、真実と異なることを告げている(築5年と告げたこと)ので、第4条第1項第1号の要件に該当し、取消しが認められる。

(事例4-12)

「当センターの派遣する家庭教師は東大生です。」と勧誘されたが、当該家庭教師が東京大学以外の東京〇〇大学の学生であった。

(考え方)

「東大生」という略称は一般に東京大学の学生を意味するものであり、東京大学以外の東京〇〇大学の学生を「東大生」と告げることは、重要事項（家庭教師の出身大学）について、「事実と異なることを告げること」にあたるので、第4条第1項第1号の要件に該当し、取消しが認められる。

(事例4-13)

CS放送の受信契約をした。いつでもやめられるという説明だったので申し込んだのだが、4年以内は解約できないということが分かった。4年も解約できないと分かっていたら申込みなかった。説明と違っているのでやめたい。

(考え方)

重要事項（解除権の有無）について、真実と異なることを告げている（いつでもやめられると告げたこと）ので、第4条第1項第1号の要件に該当し、取消しが認められる。

(1) - 2 断定的判断の提供

事業者の行為として、第二に、断定的判断の提供（第1項第2号）が挙げられる。

- ① 「物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものに関し、将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項につき」
 - 「物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるもの」については、第4条第4項の解説を参照のこと。
 - 「将来における変動が不確実な事項」の例示として、
 - ア 「将来におけるその（＝物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの）価額」（例えば不動産取引に関して、将来における当該不動産の価額）、
 - イ 「将来において当該消費者が受け取るべき金額」（例えば保険契約に関して、将来において当該消費者が受け取るべき保険金の額）の2つを掲げている。
 - 「その他の」将来における変動が不確実な事項とは、これら2つの概念には必ずしも含まれない、消費者の財産上の利得に影響するものであって将来を見通すことがそもそも困難であるもの（例えば証券取引に関して、将来における各種の指数・数値、金利、通貨の価格）をいう。

本号においては、将来において消費者が財産上の利得を得るか否かを見通すことが契約の性質上そもそも困難である事項（当該消費者契約の目的となるものに関し、将来における変動が不確実な事項）について事業者が断定的判断を提供した場合について、取消しの対象とすることとする。これは、不実告知（第1号）と同様に、

誤認を通じて消費者の意思表示に瑕疵をもたらし得る不適切な勧誘行為であるからである。典型的には、保険、証券取引、商品・先物取引、不動産取引、連鎖販売取引の分野における契約が問題となり得る。

一方、事業者がある商品・サービスについての効用・メリットを説明する場合、一定の前提の下で客観的に将来を見通すことが可能な情報を提供することは問題とならない。例えば、ガソリン代、電気代等の節約については、「このような使用条件の下では」という一定の前提の下で将来を見通すことが可能であることから、そのような前提と共に説明する限りにおいては、ここで言う「将来における変動が不確実な事項」には当たらない。

② 「断定的判断を提供すること」

「断定的判断」とは、確実でないものが確実である（例えば、利益を生ずることが確実でないのに確実である）と誤解させるような決めつけ方をいう。

「絶対に」「必ず」のようなフレーズを伴うか否かは問わないが（例えば先物取引において、事業者が消費者に対して「この取引をすれば、100万円もうかる」と告知しても、「この取引をすれば、必ず100万円もうかる」と告知しても、同じく断定的判断の提供である。）、事業者の非断定的な予想ないしは個人的見解を示すこと（例えば、「この取引をすれば、100万円もうかるかもしれない」と告知すること）は断定的判断の提供に当たらない。

また、消費者の判断の材料となるもの（例えば、「エコノミストA氏は、『半年後に、円は1ドル＝170円に下落する』と言っている」という相場情報）について真実のことを告げることも問題にならない。

さらに、将来の金利など「将来における変動が不確実な事項」につき、一定の仮定を置いて、「将来におけるその価額」、「将来において当該消費者が受け取るべき金額」につき、事業者が試算を行い、それを消費者に示したとしても、将来における変動が不確実な事項」については、試算の前提としての仮定が明示されている限り、「断定的判断の提供」には当たらない。

（事例4-14）

建築請負契約において、事業者から「当社の住宅は雨漏りしません。」との説明を受けて契約した。

（考え方）

雨漏りするか否かといった住宅の性能は「将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項」にはあらず、第4条第1項第2号の要件に該当しないので取消しは認められない。

（事例4-15）

「当校に通えば、TOEIC 800点も夢じゃない。」と勧誘されて、英語学校に通うことにしたが、TOEICの得点が800点を超えることはできなかった。

(考え方)

「将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項」にはあらず、第4条第1項第2号の要件に該当しないので取消しは認められない。

また「TOEIC 800点も夢じゃない。」と告げることは断定的判断を提供することにはあらず、第4条第1項第2号の要件に該当しないので取消しは認められない。

(事例4-16)

証券会社の担当者に電話で勧誘されて、外債を購入した。円高にならないと言われたが円高になった。

(考え方)

将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項（円高になるか否か）について、断定的判断を提供（円高にならないと告げたこと）しているので、第4条第1項第2号の要件に該当し、取消しが認められる。

(事例4-17)

借金して契約しても10年後に利益が出ると言われて、一時払いの終身保険に加入したが、配当が悪く損害が出る。銀行から約200万円借りた。その返済総額は293万円だが、10年後の満期金が360万円になると勧められた。しかし、予定通りの配当が出なくなり、利息の方が高くなった。

(考え方)

将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項（利益が出るか否か）について、断定的判断を提供（借金して契約しても10年後に利益が出ると告げたこと）しているので、第4条第1項第2号の要件に該当し、取消しが認められる。

(事例4-18)

過去の数値データ等を示しながら「今まで元本割れしたことはないので、今後も元本割れしないだろう。」と言われたので金融商品を契約したが、元本割れした。

(考え方)

「今後も元本割れしないだろう。」と告げることは断定的判断を提供することにはあらず、第4条第1項第2号の要件に該当しないので取消しは認められない。

(1) - 3 不利益事実の不告知

事業者の行為として、第三に、不利益事実の不告知（第2項）が挙げられる。

- ① 「当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ」

「当該重要事項（＝ある重要事項）に関連する事項」とは、基本的には、「ある重要事項」にかかわりつながる事項を広く意味する。しかしながら、不利益事実の不告知の対象が「当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実（当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。）」と限定されているため（後述）、實際上この「事項」は、一般平均的な消費者が不利益事実が存在しないと誤認する程度に「ある重要事項」に密接にかかわりつながるものである。

「当該消費者の利益となる旨」とは、消費者契約を締結する前の状態と後の状態とを比較して、「当該消費者」（＝個別具体的な消費者）に利益（必ずしも財産上の利益に限らない。）を生じさせるであろうことをいう。

本項が個別の勧誘場面について適用される規範である以上、ここでは「一般平均的な消費者の利益」ではなく「当該消費者（＝個別具体的な消費者）の利益」を問題としている。

- ② 「当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実（当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。）を故意に告げなかったこと」

「当該重要事項」とは、「ある重要事項」を受ける。

「当該消費者の不利益となる事実」とは、消費者契約を締結する前の状態と後の状態とを比較して、「当該消費者」（＝個別具体的な消費者）に不利益（必ずしも財産上の不利益に限らない。）を生じさせるおそれがある事実をいう（例えば、有価証券の取引で、当該消費者が取得した有価証券を売却する等により得られる金額が、当該消費者が当該有価証券を取得するために支払った金額（取得価額）を下回る恐れがあること、すなわち元本欠損が生じる恐れがあること「当該消費者の不利益となる事実」にあたる）。

本項が個別の勧誘場面について適用される規範である以上、ここでは「一般平均的な消費者の不利益」ではなく「当該消費者（＝個別具体的な消費者）の不利益」を問題としている。

「当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきもの」とは、事業者の先行行為（ある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げること）により、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実は存在しないであろうと「消費者」（＝一般平均的な消費者）が通常認識するものをいう（不利益となる事実は存在するため、この認識は「誤認」であると言える。（3）②ウを参照のこと）。

「故意に」とは、「当該事実が当該消費者の不利益となるものであることを知っており、かつ、当該消費者が当該事実を認識していないことを知っていながら、あ

えて」という意味である。

(事例4-19)

(例えば、隣接地が空き地であって)「眺望・日当たり良好」という業者の説明を信じて中古マンションの2階の一室を買った。しかし半年後には隣接地に建物ができて眺望・日照がほとんど遮られるようになった。業者は隣接地に建設計画があると知っていたにもかかわらずそのことの説明はなかった。

(考え方)

消費者の利益となる旨([例えば、隣接地が空き地であって]眺望・日当たり良好)を告げ、不利益となる事実(隣接地に建物ができて眺望・日照が遮られるようになること)を故意に告げていないので、第4条第2項の要件に該当し、取消しが認められる。

(事例4-20)

「医療保障を充実した女性向けの保険」と勧められ定期付終身保険の転換契約をしたが、損な保険に変えられた。元の保険は8年前父が契約したものであり、1500万円の終身保険だったが、掛金は同額で保障は2500万円になるほか、収入保障と女性特有医療保障が付くと勧められた。契約後、別の保険会社の人に相談したところ、終身保険部分が減額され、予定利率も低いものになったことが分かった。

(考え方)

消費者の利益となる旨(掛金は同額で保障は2500万円になるほか、収入保障と女性特有医療保障が付く)を告げ、不利益となる事実(終身保険部分が減額され、予定利率も低いものになったこと)を故意に告げていないので、第4条第2項の要件に該当し、取消しが認められる。

(事例4-21)

デジタルCSチューナーセット(デジタルCSチューナー、CSアンテナ)を買えばすぐに某CS放送が見られると思ったのに、見られない。取付け機材が必要なことはカタログにも書いていないし、販売店でも説明がなかった。

(考え方)

消費者の利益となる旨を告げておらず、第4条第2項の要件に該当しないので取消しは認められない。

(事例4-22)

「先週の価格の2割引」と宣伝していたので携帯電話を買ったが、2週間後に

同じ商品が半値となった。店員は今後更に値段が下がることを知っていたが、これを告げなかった。

(考え方)

消費者の利益となる旨(先週の価格の2割引)を告げているが、「当該告知により当該事実(今後更に値段が下がること)が存在しないと消費者が通常考えるべきもの」とは言えず、第4条第2項の要件に該当しないので取消しは認められない。

(事例4-23)

「月額3000円で、インターネットが7500円分、37.5時間も利用できる」と説明されたので、電話会社の通信料の割引サービスを契約した。ところがパソコンのタイマーで時間を管理しながらこのプランを利用したところ、約35時間しか利用していないのに、6100円の請求がきた。

電話会社に問い合わせると、「たとえ通信時間が1秒でも、3分までかけたのと同じ1回10円が課金されるシステムである。3000円で37.5時間通信できるのはぶっ通しで利用したときや、全ての通信がジャスト3分単位でなされたときだけである。」と説明された。1秒の通話を750回かけると、実際は12.5分しか利用していないのに、7500円分通信したことになる仕組みという。37.5時間利用できるとされているのに、実際は12.5分しか使えないケースもあるのは問題だ。

(考え方)

消費者の利益となる旨(月額3000円で、インターネットが7500円分、37.5時間も利用できる)を告げ、不利益となる事実(3000円で37.5時間通信できるのはぶっ通しで利用したときや、全ての通信がジャスト3分単位でなされたときだけであること)を故意に告げていないので、第4条第2項の要件に該当し、取消しが認められる。

(2) 要件2(消費者の当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示)

2つ目の要件として、消費者の当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示が存在することが挙げられる。

○ 「当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をした」

一般に、契約は、ア 一方による契約の申込み、イ 相手方によるアの承諾、によって成立する。消費者は、自らがアをする場合には「当該消費者契約の申込み」を、イをする場合には「その(=当該消費者契約の申込みの)承諾の意思表示」を、それぞれ取り消すことになる。

「意思表示」とは、一定の法律効果の発生を欲する意思を外部に対して表する行為をいう。

(3) 要件3(要件1と要件2の因果関係)

3つ目の要件として、要件1（事業者の行為）と要件2（消費者の当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示）の因果関係が存在することが挙げられる。

① 因果関係

ア 「事業者が・・・当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって」

イ 「・・・故意に告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって」

消費者に取消権を与えるためには、消費者に意思表示の瑕疵がある（他人から不当な干渉を受け、意思決定が自由に行われなかった）ことが必要である。したがって、要件1という先行事実が消費者に誤認を生じさせ、この誤認が要件2という後行事実を生じさせるという二重の因果関係（事業者の行為→消費者の誤認→消費者の当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示）を規定している。

消費者契約が締結されるまでの過程で、事業者または受託者等（受託者についての詳細は第5条を参照）が消費者に対して、第4条第1項、同条第2項に該当する行為を行った場合であっても、最終的な契約締結に至るまでの間に、事業者または受託者等が再度適正な説明を行うこと等により、消費者の誤認が消滅し、その後、消費者の自由意思により契約の申込み又はその承諾の意思表示が行われた場合等誤認状態が最終段階まで継続しなかった場合は、過去に不実告知があったこと等を理由として当該契約を取り消すことはできない。

② 誤認

消費者の誤認を通じて要件1という先行事実が要件2という後行事実を生じさせることを、明示的に規定することとする。

「誤認」とは、違うものをそうだと誤って認めることをいう。

ア 「当該告げられた内容が事実であるとの誤認」（第1項第1号）

事業者の不実告知（事実と異なることを告げる行為）により、消費者は当該告げられた内容が事実であろうという認識を抱くことになるが、これは「誤認」であると言える。例えば、事業者が消費者に対して「この住宅は築5年である」告知して築10年の住宅を販売した場合には、消費者は通常「この住宅は築5年であろう」という認識を抱くことになるが、これは事実でないので「誤認」であると言える。

イ 「当該提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤認」（第1項第2号）

事業者の断定的判断の提供により、消費者は当該提供された断定的判断の内容が実現されるであろうという認識を抱くことになるが、これは「誤認」であると言える。例えば、事業者が消費者に対して「この取引をすれば、100万円もうかる」と告知した場合には、消費者は通常「100万円もうかるだろう」という認識を抱くことになるが、これは必ずしも実現されないので「誤認」であると言える。

ウ 「当該事実が存在しないとの誤認」（第2項）

事業者の不利益事実の不告知により、消費者は当該消費者の不利益となる事が存在しないであろうという認識を抱くことになるが、これは「誤認」であると言

える。例えば、事業者が「眺望・日当たり良好」と告知して、「半年後には隣接地に建設計画がある」と知っていたにもかかわらずそのことを消費者に告知せずにマンションを販売した場合には、消費者は通常「隣接地に建物ができて眺望・日照は遮られないだろう」という認識を抱くことになるが、これは事実ではないので「誤認」と言える。

(4) 効果

○ 「これを取り消すことができる」

契約の申込み又はその承諾の意思表示が取り消された場合には、初めから無効であったことになる（民法第 121 条本文）ほか、その行使方法、効果等は、本法に別段の定めがない限り、「取消し」に関する民法の規定による。

具体的には、不当利得の法理により、当事者の一方は、他方に対して、既履行の債務につき給付利得の返還義務を負うことになる（未履行の債務については、履行の必要がなくなる。）。

消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示が取り消された場合においては、典型的には、消費者は事業者に対して当初給付されたもの自体（原物）を返還し、一方、事業者は消費者に対して支払済みの対価を返還することになる。また、事業者から消費者に給付されたものが原物返還が不可能であるもの（役務など）である場合には、消費者は事業者に対して、その客観的価値を金銭で返還することになるが、消費者の事業者に対する支払済みの対価が社会的に相当な額である限り、両者が相殺されることによって清算の必要はなくなる。

○ 不当利得の法理について

消費者契約が取り消されると、当事者双方は、契約の関係に基づいてやりとりがなされたものについて相手方に返還する義務（原状回復義務）を負う。このため事業者は、受領した金銭を返還しなければならないが、消費者にも原状回復義務があり、消費者は民法第 703 条（不当利得）の「其利益ノ存スル限度ニ於テ」当該契約によって得た利益を返還する義務を負うこととなる。

原状回復義務とは、各々無効な契約によって得た不当利得を返還することであって、物理的な意味での原状回復をする義務ではない。役務提供の結果、成果物がある場合は、消費者はこれを返還する義務を負うが、事業者はこれを取り壊す義務を負うわけではない。一般的な不当利得の成立要件については、「利益ヲ受ケ」（受益）「之カ為メニ他人ニ損失ヲ及ホ」すこと（受益との間の因果関係のある損失）であり、「利益ヲ受ケ」とは、一定の事実の発生した前後における財産状態の増加を指し、「損失ヲ及ホ」すとは、財産状態の減少を指す（民法第 703 条）。不当利得の返還は、できるだけ原物返還をなすべきであるが、利得の性質上そのものを返還することの不可能な場合、例えば、他人の労務によって利益を得た場合等は価格返還をなすべきとされている（我妻榮「債権各論 下 1（民法講義 V 4）」）。

毀損・変質などで価値が減少した原物を返還する場合については、その価値の減少がいかなる事由によるにせよ、損傷した状態において、利得しているだけであるから、目的物の毀損・変質が利得者の責めに帰すべき事由によったかどうかを問うことなく、つねに現状のまま返還すれば足りるというのが通説的見解である。

また、他人の家屋に権限なしに居住した（ことになる）場合には、客観的な家賃相当額を返還すべきである（我妻榮「債権各論 下1（民法講義V4）」）とされているなど使用収益がある場合には、その分も不当利得として返還する必要があるが生じる。

原物返還が可能か否かは社会通念によるとされ、例えば「請負人が無効な契約で建物を建設した場合……敷地の利用権が利得者（注文者）に属する場合には、敷地利用権を伴わない建物の返還を受けることは損失者にとって利得の返還を受けたことにならないから、その建物は独立の価値がないものとして、労務の価格を返還すべきである」（我妻榮「債権各論 下1（民法講義V4）」）とされている。

具体的な原状回復の局面を考察してみると、例えば、自動車の売買契約を取り消す場合、事業者は代金を消費者に返還する必要があるが、他方、消費者は自動車自体及び自動車の使用収益（レンタカー代金などを参考に金銭に換算）を事業者に返還する必要がある。また、ホテルの宿泊契約については、消費者が既に宿泊してしまっただけに取り消す場合には、消費者は受けたサービスを金銭に換算して事業者に返還する必要があるが、他方、事業者は支払済みの代金を返還する必要がある。

また、例えば警備サービス契約が取り消された場合には、事業者に代金返還債務が発生する一方、消費者側にも警備サービスの対価相当額を支払う義務が発生して、これが相殺されることになる。こうした原状回復義務から、機械警備の機材を撤去した後の壁の穴等を補修する義務が警備業者側に生じることはない（不法行為等に基づく損害賠償責任を負うことはありうる。）。

上記のような客観的価格算定の基準時については、価格返還は「受ケタル利益」の返還に代わるものなので、評価は原則として不当利得成立時（受益時）とされているが、価格返還義務の発生時たる取消しの時点までに価格が変動している場合には、利得者の責めに帰すべからざる事情によるものである限り、「其利益ノ存スル限度ニオイテ返還」すれば足りることから、利得者は取消し時の価格を返還することになる（取消し後、直ちに原物が返還された場合の価格は、取消し時の価格となる）。しかし、それとは異なり、取消し時点から価格の評価時点までに利得の価値が下がった場合には、その負担は利得者が負うべきもの（取消し時の価格を返還する必要がある）である。

なお、判例は、錯誤のある無効の契約によって得た不動産を転売した事案について買主が返還すべき「受ケタル利益ノ限度ハ、特別ノ事情ナキ限り其ノ不動産ノ売却代金ナリト謂フベク、其ノ後ノ不動産ノ価額ノ昂低ニ因リテ左右セラルベ

キモノニ非ズ」とし、転売代金全部に及ぶとした（大判昭和11年6月30日判決全集3・7・17）ものがある一方、詐欺による売買によって取得した目的物を転売した者に対する返還義務につき、「其ノ額ハ被上告人ノ受ケタル損失ノ額ヲ超過スベキモノニ非ズ。而シテ、其ノ損失ノ額ハ特別ノ事情ナキ限り右持分ノ客観的相当ノ価額ト一致スベキモノナルモ、第三者ニ対スル転売価額ハ必ズシモ常ニ客観的相当ノ価額ナリト謂フヲ得ザルガ故ニ、其ノ転売価額ニ依リテ直ニ右損失ノ額ヲ認定シ得ベキモノニ非ズ」とし、不当利得は損失者の損失を限度とすべきだが、その損失は原則として原財産の客観的相当価格と一致すべき、転売価格とは必ずしも一致しないと判示するものも見られる（大判昭和11年7月8日民集15・13507）。さらに学説では、利得物の滅失が利得者の責めに帰すべからざる事由にもとづく場合に関して、民法第536条第1項を類推し、返還義務の縮限に応じて相手方の返還義務も縮限するとの説もみられる。また、滅失が利得者の責めに帰すべき事由にもとづく場合に関して、当然に利得者は価格返還しなければならないとする有力な見解がある一方で、利得者善意の際には自己のためにすると同一の注意を尽くしているかぎり、残存部分に縮限され相手方の返還義務もそれに応じて縮限されるとする見解もみられる（谷口知平編「新版注釈民法(18)債権9」第703条の部分参照）。

（5）事業者の免責事由（第2項ただし書）

第2項ただし書においては、事業者が一定の事情を立証することにより、消費者の取消権の行使を免れ得ることを規定する。具体的には、事業者が消費者に対し不利益事実を告げようとしたにもかかわらず、当該消費者がこれを拒んだ場合には、消費者は消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができないこととする。この免責事由の立証責任については事業者が負う。

① 「当該事業者が当該消費者に対し当該事実を告げようとしたにもかかわらず」

「当該事実を告げようとした」とは、例えば、当該消費者の利益となる旨を告げた後に、当該消費者の不利益となる事実を告げようとした場合をいう。

② 「当該消費者がこれを拒んだ」

「これ」とは、「当該事業者が当該消費者に対し当該事実を告げようとした」ことを受ける。

「当該消費者がこれを拒」むこと理由（例えば、説明を受ける時間がない、説明を受けることが面倒である。）については、その内容のいかんを問わない。

○ 民法の詐欺と本法の「誤認」類型（第4条第1項・第2項）との比較について

本法は、消費者と事業者との間の情報の格差が消費者契約（消費者と事業者との間で締結される契約）のトラブルの背景になっていることが少なくないことを前提として、消費者契約の締結に係る意思表示の取消しについては、民法の詐欺が成立するための厳格な要件を緩和するとともに、抽象的な要件を具体化・明確化したものである。

これによって消費者の立証負担を軽くし、消費者が事業者の不適切な勧誘行為に影響されて締結した契約から離脱することを容易にすることが可能となる。

	民法の詐欺（第96条）	本法の「誤認」類型（第4条第1項・第2項）
要件	①二重の故意	
	②欺罔行為	①事業者の行為（一定の事項についての一定の行為） （注）
	③詐欺の違法性	
	④二重の因果関係	②二重の因果関係
効果	取消し	取消し
善意の第三者との関係	対抗できない	対抗できない
第三者の行為	契約の相手方がその事実を知っている場合に限り取消し可	事業者が媒介を委託した第三者の場合は取消し可
取消権の期間制限	追認可能時から5年 行為時から20年	追認可能時から6か月 契約締結時から5年

（注）事業者の行為

- （1）消費者契約の締結について勧誘をするに際し、
- （2）以下のいずれかの行為をすること。
 - ① 重要事項（第4条第4項を参照）について事実と異なることを告げること（第4条第1項第1号）
 - ② 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものに関し、将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供すること（同項第2号）
 - ③ ある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事

実（当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。）を故意に告げないこと（同条第2項）

解説

- 民法の詐欺の要件のうち本法の「誤認」類型で要件とされないものは、「二重の故意」「詐欺の違法性」である。
- 本法の「誤認」類型において、対象となる事項を「重要事項」（第4条第1項第1号）、「物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものに関し、将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項」（同項第2号）、「当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実（当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。）」（同条第2項）と限定している点は、民法の「欺罔行為」の要件を限定しているものである。
- 本法の「誤認」類型において「事業者の行為」を3つに限定している点は、民法の「欺罔行為」という要件を、消費者契約の場面に即して具体化・明確化するものである。

II 第3項

- 3 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。
- 一 当該事業者に対し、当該消費者が、その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。
- 二 当該事業者が当該消費者契約の締結について勧誘をしている場所から当該消費者が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該消費者を退去させないこと。

1 趣旨

現代社会のように、交渉力の面で消費者と事業者との間に格差が存在する状況にあつては、契約の締結を勧誘するに当たって、事業者が消費者の住居や勤務先から退去しなかつたり、一定の場所から消費者を退去させなかつたりして、契約が締結されるケースがある。このように、消費者が事業者の不適切な勧誘行為に影響されて自らの欲求の実現に適合しない契約を締結した場合には、民法の強迫（同法第96条）が成立しない場合も、契約の成立についての合意の瑕疵は重大で決定的であるため、消費者は当該契約の効力否定を主張し得るとすることが適当である。

そこで、本項においては、事業者から消費者への不適切な強い働きかけの回避に関する新たな民事ルールを設けることとする。具体的には、消費者は、事業者の一定の行為（困惑を通じて消費者の意思表示に瑕疵をもたらすような不適切な勧誘行為。具体的には、不退去（第1号）、監禁（第2号））により困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができることとする。

2 条文の解釈

（1）要件1（事業者の行為）

本項における1つ目の要件として、事業者の一定の行為（不退去（第1号）、監禁（第2号））が存在することが挙げられる。

○ 「消費者契約の締結について勧誘をするに際し」

第4条第1項、第2項の解説を参照のこと。

（1）－1 不退去

① 「当該事業者に対し、当該消費者が、その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず」

「その住居又はその業務を行っている場所」とは、当該消費者がその公私にわたる生活に用いている家屋等の場所をいう。このうち「その（＝当該消費者の）住居」とは、当該消費者が居住して日常生活を送っている家屋をいう。また「その

(=当該消費者の)業務を行っている場所」とは、当該消費者が自ら業を行っている場合、労務を提供している場合を問わず、当該消費者が労働している場所をいう。

「退去すべき旨の意思を示した」とは、基本的には、退去すべき旨の意思を直接的に表示した場合(例えば、「帰ってくれ」「お引き取りください」と告知した場合)をいう。これを間接的に表示した場合については、例えば以下のア～ウのようなケースであれば、直接的に表示した場合と同様の要保護性が消費者に認められ、相手方である事業者にも明確に意思が伝わることから、社会通念上「退去すべき旨の意思を示した」とみなすことが可能であると考えられる。

ア 時間的な余裕がない旨を消費者が告知した場合

例：「時間がありませんので」「いま取り込み中です」「これから出かけます」と消費者が告知した場合

イ 当該消費者契約を締結しない旨を消費者が明確に告知した場合

例：「要らない」「結構です」「お断りします」と消費者が告知した場合

ウ 口頭以外の手段により消費者が意思を表示した場合

例：消費者が、手振り身振りで「帰ってくれ」「契約を締結しない」という動作をした場合

② 「それらの場所から退去しないこと」

「それらの場所」とは、「その住居又はその業務を行っている場所」を受ける。

「・・・から退去しないこと」については、滞留時間の長短を問わない。

(事例4-24)

高額な教材を購入させられた。中1の子供用の教材。夜中の12時半まで説明を聞かされた。「子供が寝るので帰ってください」と言っても帰らなかった。

(考え方)

消費者が、その住居から退去すべき旨の意思を示した(「子供が寝るので帰ってください」と言ったこと)にもかかわらず、事業者が退去しなかったので、第4条第3項第1号の要件に該当し、取消しが認められる。

(事例4-25)

訪問販売で整水器をすすめられ、何度も断ったのに長時間居座り、帰らないので仕方なく契約した。

「高血圧、心臓肥大、甲状腺異常、坐骨神経痛等の治療中で医療費がかかり、払えない。余命いくばくもない。」などと説明し、何度も断ったが、5時間近くも居座り帰らないので、体の具合も悪くなり力尽きて契約した。

(考え方)

消費者が、その住居から退去すべき旨の意思を示した(何度も断っていた)にもかかわらず、事業者が退去しなかったので、第4条第3項第1号の要件に該当し、取消しが認められる。

(事例4-26)

健康器具の販売で、販売員が自宅で3時間にわたり説明を行った。途中でもう帰ってほしいというそぶりを示したが、結局困惑して購入してしまった。

(考え方)

帰ってほしいというそぶりが、身振り手振りで「帰ってくれ」「契約を締結しない」という動作をする等、事業者にも明確に意思が伝わるレベルのものであれば退去すべき旨の意思を示したことにあたり、第4条第3項第1号の要件に該当し、取消しが認められる。帰ってほしいというそぶりが、事業者にも明確に意思が伝わるレベルのものでなければ退去すべき旨の意思を示したことにはあらず、第4条第3項第1号の要件に該当しないので、取消しは認められない。

(事例4-27)

行政書士講座の電話勧誘があり断ったが、書類が送付されて「契約しないと給料を差し押さえる。」と言われ、契約した。

(考え方)

電話で勧誘することは、住居から「退去しないこと」にも、勧誘をしている場所から消費者を「退去させないこと」にも該当せず、第4条第3項の要件に該当しないので取消しは認められない。

ただし、民法の強迫にあたる可能性や、訪問販売等に関する法律のクーリング・オフ（8日以内）の規定により救済される可能性がある。

(事例4-28)

来訪した販売員から勧誘を受け、最初はあまり興味がなかったので「（購入は）考えていません。」と伝えたが、販売員がなお説明を続けるのを聞いているうちに興味が強まり、最終的に納得したうえで購入した。

(考え方)

最終的に納得したうえで購入したのであれば、困惑したために契約したとは言えず、第4条第3項の要件に該当しないので取消しは認められない。

(1) - 2 監禁

① 「当該事業者が当該消費者契約の締結について勧誘をしている場所から当該消費者が退去する旨の意思を示したにもかかわらず」

「当該事業者が当該消費者契約の締結について勧誘をしている場所」については、当該事業者が勧誘（第4条第1項、第2項の解説を参照のこと）をしている場所であれば、どのような種類の場所であってもよい。

「退去する旨の意思を示した」とは、基本的には、退去する旨の意思を直接的に表示した場合（例えば「帰ります」「ここから出してください」と告知した場合）をいう。これを間接的に表示した場合については、例えば以下のア～ウのようなケースであれば、直接的に表示した場合と同様の要保護性が消費者に認められ、相手方である事業者にも明確に意思が伝わることから、社会通念上「退去する旨の意思を示した」とみなすことが可能であると考えられる。

ア 時間的な余裕がない旨を消費者が告知した場合

例：「時間がありませんので」「これから別の場所に用事がある」と消費者が告知した場合

イ 当該消費者契約を締結しない旨を消費者が明確に告知した場合

例：「要らない」「結構です」「お断りします」と消費者が告知した場合

ウ 口頭以外の手段により消費者が意思を表示した場合

例：消費者が帰ろうとして部屋の出口に向かった場合

手振り身振りで「契約を締結しない」という動作をしながら、消費者がイスから立ち上がった場合

② 「その場所から当該消費者を退去させないこと」

「その場所」とは、「当該事業者が当該消費者契約の締結について勧誘をしている場所」を受ける。

「・・・から当該消費者を退去させないこと」とは、物理的な方法であるか心理的な方法であるかを問わず、消費者の一定の場所からの脱出を不可能もしくは著しく困難にする行為をいう。拘束時間の長短を問わない。

(事例4-29)

営業所で13時から24時まで勧誘され、頭がボーっとして帰りたくて契約書にサインをした。帰りたと言ったのに帰してくれなかった。普通の状態だったら契約はしなかった。

(考え方)

消費者が勧誘の場所から退去する旨の意思を示した（帰りたと言った）にもかかわらず、事業者が消費者を退去させなかったので、第4条第3項第2号の要件に該当し、取消しが認められる。

(事例4-30)

アポイントメントセールスで、長時間の勧誘を受け、渋々高額なパソコンを契約させられた。

友人宅に電話があり、飛行機やホテルのチケットが格安になる会員の話だったので、2人で某会館へ出かけた。一室で、夜7時から2時間半。断っているのにしつこく、今度はハンバーガーショップに連れて行かれ、午前1時半まで。結局6時間半にわたる勧誘に朦朧として、契約書にサインした。数人に囲まれ、帰

してもらえない状況だった。

(考え方)

消費者が勧誘の場所から退去する旨の意思を示した(断っている)にもかかわらず、事業者が消費者を退去させなかったので、第4条第3項第2号の要件に該当し、取消しが認められる。

(事例4-31)

店頭で「今日の生鮮食品はおいしいよ。買わなきゃ損だよ。」と勧誘された。いったんは断って立ち去ろうとしたが、「今日限りのバーゲン。買わなきゃ損だ。」と連呼され帰りにくい雰囲気になり購入してしまった。

(考え方)

「今日限りのバーゲン。買わなきゃ損だ。」と連呼することは、勧誘をしている場所から消費者を「退去させないこと」にはあたらず、第4条第3項第2号の要件に該当しないので取消しは認められない。

(2) 要件2 (消費者の当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示)

本項における2つ目の要件として、消費者の当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示が存在することが挙げられる。

○ 「当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をした」

第4条第1項、第2項の解説を参照のこと。

(3) 要件3 (要件1と要件2の因果関係)

本項における3つ目の要件として、要件1(事業者の行為)と要件2(消費者の当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示)の因果関係が存在することが挙げられる。

消費者に取消権を与えるためには、消費者に意思表示の瑕疵がある(他人からの不当な干渉を受け、意思決定が自由に行われなかった)ことが必要である。したがって、要件1という先行事実が消費者に困惑を生じさせ、この困惑が要件2という後行事実を生じさせるという二重の因果関係(事業者の行為→消費者の困惑→消費者の当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示)を規定することとする。この場合、消費者の困惑を通じて要件1という先行事実が要件2という後行事実を生じさせることを、明示的に規定している。

消費者契約が締結されるまでの過程で、消費者が退去すべき意思を表示した場合であっても、消費者の退去すべき意思表示に従って一旦は退去した事業者または受託者等

(受託者についての詳細は第5条を参照)が後日訪問し、その際は消費者の自由意思により契約の申込み又はその承諾の意思表示が行われた場合等困惑状態が最終段階まで継続しなかった場合は、過去に退去の意思表示があったとしても当該契約を取り消すことはできない。

○ 「により困惑し、それによって」

「困惑」とは、困り戸惑い、どうしてよいか分からなくなるような、精神的に自由な判断ができない状況をいう。畏怖（おそれおののくこと、おじること）をも含む、広い概念である。

(4) 効果

- ・ 「これを取り消すことができる」

本項における効果については、取消しとする。第4条第1項、第2項の解説を参照のこと

○ 民法の強迫と本法の「困惑」類型（第4条第3項）との比較について

本法は、消費者と事業者との間の交渉力の格差が消費者契約（消費者と事業者との間で締結される契約）のトラブルの背景になっていることが少なくないことを前提として、消費者契約の締結に係る意思表示の取消しについては、民法の強迫が成立するための厳格な要件を緩和するとともに、抽象的な要件を具体化・明確化したものである。これによって消費者の立証負担を軽くし、消費者が事業者の不適切な勧誘行為に影響されて締結した契約から離脱することを容易にすることが可能となる。

	民法の強迫（第96条）	本法の「困惑」類型（第4条第3項）
要件	①二重の故意	
	②強迫行為	①事業者の行為（注）
	③強迫の違法性	
	④二重の因果関係	②二重の因果関係
効果	取消し	取消し
善意の第三者との関係	対抗できる	対抗できない
第三者の行為	取消し可	事業者が媒介を委託した第三者の場合は取消し可
取消権の期間制限	追認可能時から5年 行為時から20年	追認可能時から6か月 契約締結時から5年

(注) 事業者の行為

- (1) 消費者契約の締結について勧誘をするに際し
- (2) 以下のいずれかの行為をすること
 - ① 当該事業者に対し、当該消費者が、その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと（第4条第3項第1号）
 - ② 当該事業者が当該消費者契約の締結について勧誘をしている場所から当該消費者が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該消費者を退去させないこと（第4条第3項第2号）

解説

- 民法の強迫の要件のうち本法の「困惑」類型で要件とされないものは、「二重の故意」「強迫行為」「強迫の違法性」である。
- 本法の「困惑」類型においては、民法の「強迫行為」（相手方に畏怖を生じさせる行為）がなくても、消費者契約の場面に即した一定の「事業者の行為」（客観的・外形的には「困惑」類型（不退去・監禁）に当てはまるが、必ずしも相手方に畏怖を生じさせない行為）があればよい。

Ⅲ 第4項

4 第一項第一号及び第二項の「重要事項」とは、消費者契約に係る次に掲げる事項であって消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきものをいう。

- 一 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの質、用途その他の内容
- 二 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの対価その他の取引条件

1 趣旨

一般に、事業者の不実告知（第4条第1項第1号）、不利益事実の不告知（第4条第2項）という行為は、誤認を通じて消費者の意思表示に瑕疵をもたらすような不適切な勧誘行為であると考えられるが、民法の定める場合（同法第96条）とは別に新たに消費者に契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消権（取消権は形成権であり、形成権者である消費者の一度の権利行使により、直ちに完全な効果が生じる。）という重大な私法上の権利を付与する以上は、これらの行為の対象となる事項をそれに相応しい適切な範囲に限定する必要があるため、「重要事項」という概念を設けることとする。

2 条文の解釈

（1）重要性（各号列記以外の部分）

事業者の不実告知、不利益事実の不告知という行為の対象となる事項は、（2）・（3）（後述）のうち、消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきものとする。

○ 「消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの」

「消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの」とは、契約締結の時点の社会通念に照らし、当該消費者契約を締結しようとする一般平均的な消費者が当該消費者契約を締結するか否かについて、その判断を左右すると客観的に考えられるような、当該消費者契約についての基本的事項（通常予見される契約の目的に照らし、一般平均的な消費者が当該消費者契約の締結について合理的な意思形成を行う上で通常認識することが必要とされる重要なもの）をいう。

重要事項に関し、建設請負契約に即して見れば、当該契約を締結するか否かを左右すると客観的に考えられるようなもののみ限定されるので、当該契約を維持しつつ、瑕疵修補あるいは損害賠償をすれば当該事項について誤認して契約した消費者が、契約の目的を達成できるような事項は重要事項にはならない。

例えば、次のように考えられる。

- ① ソフトウェアの携帯端末との連携機能（ソフトウェアがある携帯端末とデータ交

換できなかった)

ある携帯端末とデータ交換できるパソコン用の住所録ソフトウェアを購入しようとする一般平均的な消費者であれば、当該ソフトウェアが当該携帯端末とデータ交換できなければ購入を差し控えるはずであり、したがって、「消費者の当該消費者契約を締結するか否かの判断についての判断に通常影響を及ぼすべきもの」に当たる。

② 電気製品のマルチの受信機能（テレビが外国で受信できなかった）

テレビが外国で受信できるか否かは、一般平均的な消費者であれば外国で受信できなくても何ら困ることはないため、「消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの」には当たらない。

③ 電気製品の使用電圧（シェーバーが 200ボルトで使用できなかった）

一般平均的な消費者であればシェーバーが 200ボルトで使用できなくても何ら困ることはないため、「消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの」には当たらない。

(2) 当該消費者契約の目的となるものの内容（第1号）

「消費者契約に係る次に掲げる事項」（各号列記以外の部分）の1つ目として「物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの質、用途その他の内容」（第1号）が挙げられる。

① 「物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるもの」

「当該消費者契約の目的となるもの」の例示として、

ア 物品（一般的には、有体物たる動産をいう。例えば、自動車、電気製品、化粧品、絵画。）

イ 権利（一定の利益を請求し、主張し、享受することができる法律上正当に認められた力をいう。例えば、スポーツ施設を利用する権利。）

ウ 役務（他人のために行う種々の労務又は便益の提供をいう。例えば、住宅建築請負、結婚情報サービス、予備校。）

の3つを掲げている。

「その他の当該消費者契約の目的となるもの」とは、これら3つの概念には必ずしも含まれない給付の対象（例えば、不動産、無体物（電気など））をいう。

② 「質、用途その他の内容」

「内容」の例示として、

ア 質（品質や性質をいう。例えば物品の質として、性能・機能・効能、構造・装置、成分・原材料、品位、デザイン、重量・大きさ、耐用度、安全性、衛生性、鮮度。役務の質として、効果・効能・機能、安全性、事業者・担当者の資格、使用機器、回数・時間、時期・有効期間、場所。）

イ 用途（特徴に応じた使いみちをいう。例えば物品の用途として、コンピューターがオフィス用のものか個人用のものか。役務の用途として、予備校の講義が大学受験用のものか高校受験用のものか。）

の2つを掲げている。

「その他の内容」とは、これら2つの概念には必ずしも含まれない、当該消費者契約の目的となるものの実質や属性（例えば、物品の原産地、製造方法、特許・検査の有無）をいう。

(3) 当該消費者契約の目的となるものの取引条件（第2号）

「消費者契約に係る次に掲げる事項」（各号列記以外の部分）の2つ目として、「物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの対価その他の取引条件」（第2号）が挙げられる。

○ 「対価その他の取引条件」

「取引条件」の例示として、対価（ある給付の代償として相手方から受ける金銭をいう。割賦販売価格、現金支払以外の方法による場合の価格、本体価格に付随する価格（例えば、配送費、工事費）などを含む。）を掲げている。

「その他の取引条件」とは、対価以外の、取引に関して付される種々の条件（例えば、価格の支払時期、契約の目的となるものの引渡・移転・提供の時期、取引回数、配送・景品類提供の有無、契約の解除に関する事項、保証・修理・回収の条件）をいう。

(事例4-32)

「A社のOS版のソフトです」と説明されたので購入したソフトウェアだが、B社のOS版のソフトウェアだったので、自宅のパソコンでは使用できなかった。

(考え方)

一般平均的な消費者であれば、ソフトウェアが自分の使用しているパソコンで使用できなければ購入を差し控えると考えられる。したがって「消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの」に当たり、重要事項である。重要事項について、真実と異なることを告げている（A社のOS版のソフトですと告げたこと）ので、第4条第1項第1号の要件に該当し、取消しが認められる。

(事例4-33)

英会話教室の勧誘において「当校の講師は全員アメリカ人です。」と告げられたが、イギリス人の講師がいた。

(考え方)

英会話教室の契約において、講師がどこの国の人かは英会話教室の契約の質にあたり、イギリス人であるものをアメリカ人であると告げることは「事実と異なることを告げること」に該当するが、「消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの」ではないので、第4条第4項の要件に該当せず、取消しは認められない。

ただし、日本語を母国語とする日本人であるものをアメリカ人であると告げる

ことは「消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの」と考えられるので、本法第4条第1項の要件に該当し、取消しが認められる。

(事例4-34)

自宅を訪問してきたセールスマンに、「今使っている黒電話は使えなくなる。毎月1000円払えばよいので新しいものと交換するように。」と言われて、新しい電話機を契約した。

(考え方)

「今使っている黒電話は使えなくなる。」と告げることは「事実と異なることを告げること」にあたるが、今使っている黒電話は「当該消費者契約の目的となるもの」ではなく、第4条第4項の要件に該当しないので取消しは認められない。ただし、民法の詐欺にあたる可能性がある。

(事例4-35)

エステサロンで「このままだと2、3年後には必ず肌がボロボロになる。」と言われ契約した。解約したいが、できない。

(考え方)

「将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項」にはあたらず、第4条第1項第2号の要件に該当しないので取消しは認められない。また、自分の肌は「当該消費者契約の目的となるもの」ではなく、第4条第4項の要件に該当しないので取消しは認められない。

ただし、訪問販売等に関する法律のクーリング・オフ（8日以内）や中途解約の規定により、消費者は契約を解除することができる。

IV 第5項

5 第一項から第三項までの規定による消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しは、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

1 趣旨

本条で規定する取消しという効果が及ぶ範囲を広げすぎると、取引の安全を損なうことがあるため、取消しという効果を及ぼすにふさわしい範囲について規定することが必要となる。

そこで、民法第96条第3項の規定と同様に本項においては、本条に規定する取消しによっては善意の第三者に対抗できないこととする。

2 条文の解釈

「善意の第三者」

民法第96条第3項にいう「第三者」とは、「詐欺による意思表示の当事者およびその包括承継人以外の者で、詐欺による意思表示によつて生じた法律関係に対し、新たに別の法律原因にもとづいて、詐欺による意思表示の取消を主張する者と矛盾する権利関係に立つに至った者」（川島武宜編「注釈民法（3）総則（3）」有斐閣）であり「善意」とは、上述の「第三者」たる地位に立つ時に、「詐欺による意思表示であることを知らなかった」ということである。

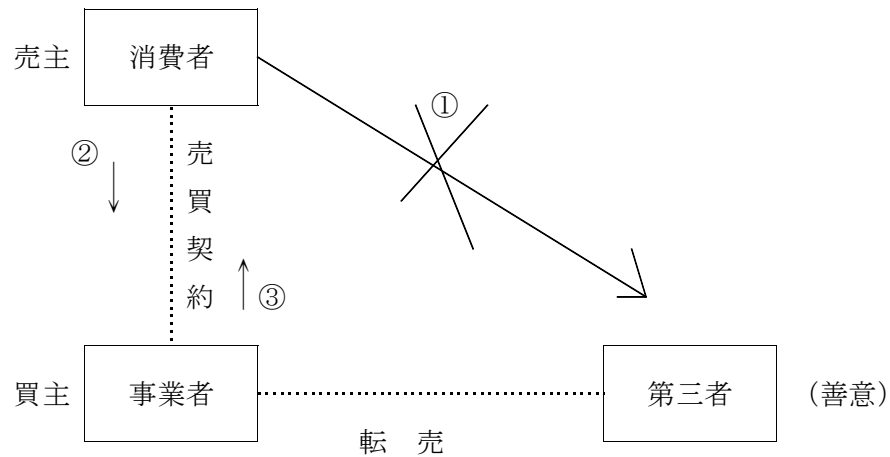
本法においても、誤認・困惑による意思表示の取消しの場合における善意の第三者の取扱いについては、民法と同様のものとする。

すなわち、「第三者」とは、本法第4条第1項から第3項までの誤認・困惑による意思表示の当事者およびその包括承継人以外の者で、これによる意思表示によつて生じた法律関係に対し、新たに別の法律原因にもとづいて、意思表示の取消を主張する者と矛盾する権利関係に立つに至った者をいう。「善意」とは、上述の「第三者」たる地位に立つ時に、「本法第4条第1項から第3項までの誤認・困惑による意思表示であることを知らなかった」ということである。

3 民法の強迫(同法第96条第3項)との関係

本項においては、現在正常に行われている取引の安全を損なうことがないようにするため、取消しという効果を導く要件を民法よりも緩和していることにかんがみ、取消しの及ぶ範囲については民法第96条第3項よりも絞ることとする。すなわち、民法第96条第3項における強迫の場合については、取消しという効果をもって善意の第三者に対抗することができるのに対し、本条第3項（及び準用規定である第5条第1項）において規定する「困惑した場合」については、取消しという効果をもって善意の第三者に対抗することはできないものとする。

(参考) 第三者に対抗できないケース (例)



- ① 第三者は事情を知らないので、消費者は第三者に契約の取消しを主張できない。
- ② 消費者は事業者に代金の返還義務を負う。
- ③ 事業者は消費者に対し、原物返還に代えて金銭で返還する義務を負う（市場性のある有価証券等代替物による返還が可能なものについては、同種同量のことを調達した上で返還する）。

(事例 4-36)

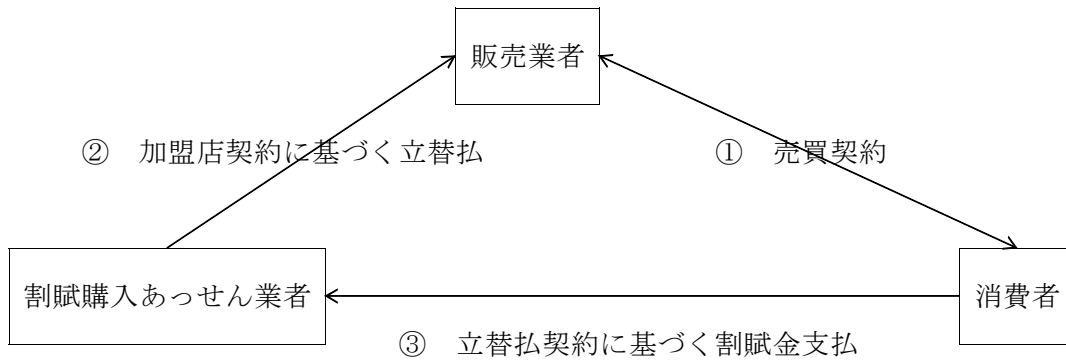
○ 割賦購入あっせん

(1) 割賦購入あっせん業者と民法上の善意の第三者

割賦購入あっせん業者は、消費者と販売業者の間の売買契約が有効であり、したがって、消費者が販売業者に対して売買代金債務を負担していることを前提に、これを立替払することによって消費者に対する求償権を取得しようとする者である。

通常割賦購入あっせん業者は、消費者と販売業者の間の意思表示の瑕疵等について存知しないことから、民法上の善意の第三者に該当する（勿論、割賦購入あっせん業者が当該売買契約に係る意思表示の瑕疵等について了知している場合もあり、その場合は当然悪意の第三者である。）。

(参考) 割賦購入あっせんの構成



(2) 民法上の第三者効規定と割販法第30条の4の関係

このような中、昭和59年の割販法改正において同法に第30条の4の規定（抗弁権の接続）が新設されたが、これは、割賦購入あっせん業者の善意・悪意にかかわらず消費者は割賦購入あっせん業者に対して、販売業者に対して生じている事由を主張して「割賦代金の支払を停止」することができる旨を定めたものである（ただし、これはあくまでも「割賦代金の支払の停止」の効果を認めたものであって、割賦購入あっせん業者に対する既払の割賦代金の返還請求の効果までも認めたものではない。）。

その意味において、割販法第30条の4の規定は、当該売買契約の取消し等の抗弁事由のいかんを問わず、民法とは別個の要件・効果の下で、消費者の割賦購入あっせん業者への対抗を認めたものであって、民法上の規定から独立した消費者保護規定である。

(3) 本項と割販法第30条の4の関係

本項は民法第96条第3項にならい、本法第4条第1項から第3項までの規定による消費者の契約取消権に対し、善意の第三者不対抗規定を設けている。通常、割賦購入あっせん業者は、善意の第三者であるため、本項により、本法第4条第1項から第3項までの規定に基づく取消しは割賦購入あっせん業者に対抗できない。

しかしながら、割販法第30条の4の規定は、販売業者に対して生じている事由であれば、そのいかんを問わず、これを割賦購入あっせん業者に対して主張して割賦代金の支払を停止することを認めているのであるから、本項の規定にかかわらず、割販法第30条の4に基づいて本法第4条第1項から第3項までの規定に基づく取消しを割賦購入あっせん業者に対して主張し、割賦代金の支払を停止することは可能である。

なお、割販法第30条の4の規定は、消費者が悪意の割賦購入あっせん業者に対して本法第4条第1項から第3項までの規定に基づく取消しの効果を主張することを妨げるものではなく、本法第4条第1項から第3項までの規定

とは、別個独立の消費者保護規定であるから、本法第11条第2項の「別段の定め」にはあたらない。

(事例4-37)

○ 第三者への求償について

例えば、商品の売買に関して、本法第4条第1項第1号に規定する重要事項について事実と異なる情報をメーカー等から提供された販売業者が、その情報を真実であると誤認し、その情報に基づいて販売業者と消費者との間で締結された商品売買契約（すなわち消費者契約）が、消費者から本法第4条第1項第1号の規定に基づいて取り消された場合、本法においては、当該契約を取り消された販売業者が、当該消費者契約について第三者であるメーカー等に求償することについて、特別の措置は講じていない。

したがって、販売業者としては現行民法に則り、次のような方法によって解決を図ることとなる。

通常、メーカー等が販売業者に対して、消費者にとって重要事項になるようなことを間違いなく説明することは、両当事者間におけるメーカー等の債務の内容になっていると考えられるので、販売業者は民法第415条の規定により債務不履行に基づく損害賠償を請求することとなる。この場合において、メーカー等に責に帰すべき事由がないことを立証する責任はメーカー等にあり、したがって、販売業者はメーカー等の故意又は過失について立証責任を負うものではない。

その際、メーカー等が本法の重要事項に該当する事項について事実と異なることを告げた場合は、過失と評価されていることが多いのではないかと考えられる。

なお、仮に過失がないと評価される場合（いわゆる無過失の場合）については、販売業者はメーカー等に対して民法第415条或いは第709条に基づく損害賠償を請求できないこととなるが、通常の場合には消費者は販売業者に対して不当利得の返還義務があり当該消費者契約によって得た商品を返却するほか、その使用収益も金銭で返還する義務を負うこととなる（損害賠償のように一方的に販売業者が金銭支払義務を負うわけではない。）。

[2] 第5条（媒介の委託を受けた第三者及び代理人）

I 第1項

（媒介の委託を受けた第三者及び代理人）

第五条 前条の規定は、事業者が第三者に対し、当該事業者と消費者との間における消費者契約の締結について媒介をすることの委託（以下この項において単に「委託」という。）をし、当該委託を受けた第三者（その第三者から委託を受けた者（二以上の段階にわたる委託を受けた者を含む。）を含む。次項において「受託者等」という。）が消費者に対して同条第一項から第三項までに規定する行為をした場合について準用する。この場合において、同条第二項ただし書中「当該事業者」とあるのは、「当該事業者又は次条第一項に規定する受託者等」と読み替えるものとする。

1 趣旨

第三者が契約締結に介在するケースについても、その第三者の不適切な勧誘行為に影響されて消費者が自らの欲求の実現に適合しない契約を締結した場合には、契約の成立についての合意の瑕疵によって消費者が当該契約に拘束されることは衡平を欠くものであるため、消費者は当該契約の効力否定を主張し得るとすることが適当である。

したがって、消費者契約の実態を踏まえ、事業者が第三者に対して消費者契約の締結の媒介（消費者に勧誘をすることを含む。）を委託し、当該委託を受けた第三者が、消費者に対して第4条第1項から第3項までに掲げる行為をした場合についても、それぞれ第4条第1項から第3項までの規定を準用することとする。

2 条文の解釈

（1） 「媒介」

媒介とは、ある人と他の人との間に法律行為が成立するように、第三者が両者の間に立って尽力することをいう。

（2） 「事業者が第三者に対し、当該事業者と消費者との間における消費者契約の締結について媒介をすることの委託」

「事業者が第三者に対し、当該事業者と消費者との間における消費者契約の締結について媒介をすることの委託」とは、事業者が第三者に対して「消費者との間における『消費者契約の締結の媒介』を委託すること」であるが、この委託の中には間接的に「消費者契約の締結の媒介に関して行われる『消費者に対する勧誘』の委託」も含まれている。

（事例5－1）

○ 宣伝契約

既に同じ商品・サービスについて契約をした顧客に、「その商品・サービスの宣伝を依頼し、成約した場合には、紹介料を支払う」という契約をした場合

には、「媒介の委託」に当たるかという問題を考えると、まず、「媒介」とは、ある人と他の人との間に法律関係が成立するように、第三者が両者の間に立って尽力することであり、「両者の間に立って尽力する」とは通常、契約締結の直前までの必要な段取り等を第三者が行っており、事業者が契約締結さえ済ませればよいような状況と考えられる。

この前提に立って考えると、事業者からその扱っている商品・サービスの宣伝についての依頼を受けた顧客が、他の消費者に対して、当該商品・サービスの宣伝を行うことにより、事業者と他の消費者との間における当該商品・サービスの購入契約を成約させるような場合は、通常「媒介の委託」に当たらないと考えられる。

ただし、いずれにせよ、最終的には個別具体例に即し、司法の場において判断されることとなる。

(事例5-2)

○ 消費者契約の勧誘行為の委託

事業者が第三者に対して消費者契約の勧誘行為をすることを委託した場合、これが当然に媒介の委託をしたことにはならない。

事業者の委託を受けて勧誘した者がした行為の場合については、まず「媒介」に当たらない「勧誘」とは、そもそも如何なる行為であるかという問題があり（果たして「尽力」しない程度の勧誘はあり得るかという問題。）、仮にそのような場合があるとして、媒介に当たらない程度の勧誘という行為のみによって、取消しという効果を生じさせることによる他の規定による取消し原因とのバランスの問題もある。また、現実に行われている取引に与える影響に比べて妥当であるかという政策判断の問題、更には、取消し原因とする必要があるような深刻なトラブル事例が果たして顕著に存在しているのかという問題もある。

したがって、媒介に当たらない程度の勧誘という行為のみによって、消費者が消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をした場合については、取消し原因を与える必要はないと考える。

(3) 「当該委託を受けた第三者（その第三者から委託を受けた者（二以上の段階にわたる委託を受けた者を含む。）を含む。）を含む。」

「当該委託を受けた第三者（その第三者から委託を受けた者（二以上の段階にわたる委託を受けた者を含む。）を含む。」とは、事業者が第三者に対して、「消費者契約の締結の媒介を委託する」場合のみならず、事業者から「当該契約の締結の媒介を委託する」ことを直接受けた第三者が、更に別の第三者に対して「当該契約の締結の媒介を委託する」場合をも含み、しかも別の第三者に対して「当該契約の締結の媒介を委託する」場合については、一段階に限らず、二段階以上の多段階にわたり委託す

る場合をも含む、という意味である。

消費者契約の場合には、契約締結の当事者たる事業者が直接勧誘をせず第三者が介在して勧誘する場合は、下記の生命保険募集や携帯電話サービス契約の事例のほか、運輸・宿泊サービス（旅行代理店）、不動産（宅地建物取引業者）などにみられる。

(事例5-3)

○ 生命保険募集

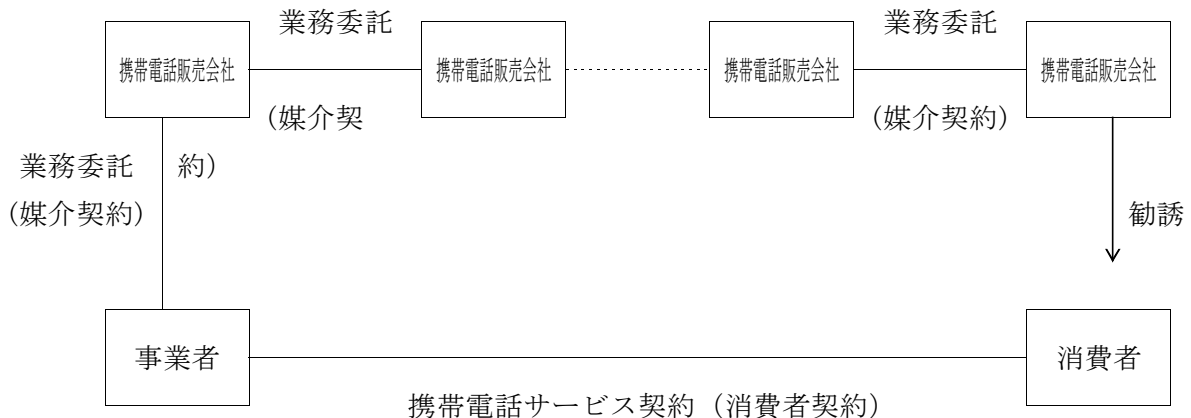
生命保険会社が、消費者に対して保険契約の締結の媒介を行う「保険募集行為」（保険契約の締結に到るまでの勧誘行為も含む。）の委託、すなわち「保険募集の委託」をする場合。当該委託を受ける者は、生命保険会社との間で委託契約を締結している者であり、いわゆる代理店や、営業職員の一部がこれに該当する。

(事例5-4)

○ 携帯電話サービス契約

携帯電話事業者が、携帯電話販売会社に対して、携帯電話機器を販売するとともに、消費者との携帯電話サービス契約の締結について業務委託（勧誘を含む媒介を委託する契約を締結すること）をし、業務委託を受けた携帯電話販売会社が更に他の携帯電話販売会社に対して、携帯電話機器を販売するとともに消費者との携帯電話サービス契約の締結について業務委託をし、その業務委託を受けた者が、消費者に対して携帯電話機器を販売をする際に、携帯電話サービス契約の締結について勧誘を含む媒介をする場合。

(参考) 第三者が契約締結に介在するケース (例: 携帯電話サービス契約)



(4) 「この場合において、同条第二項ただし書中「当該事業者」とあるのは、「当該事

業者又は次条第一項に規定する受託者等」と読み替えるものとする。」

第4条第2項ただし書については、この読み替え規定がなければ、ただし書の「当該事業者」の部分は、「受託者等（＝「当該委託を受けた第三者（その第三者から委託を受けた者（二以上の段階にわたる委託を受けた者を含む。）を含む。））」と読まれることになる。

しかし、「受託者等」と読むこととなると、「『消費者契約の締結の媒介』の委託を受けて勧誘にあたった受託者等が第4条第2項に規定する行為をしたことにより消費者が誤認し、事業者がそのことに気付いたので自ら不利益事実を告知しようとしたにもかかわらず消費者がこれを拒んだ場合」について、第4条第2項の規定による消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しを認めてしまうことになる。「自ら不利益事実を告知しようとした」事業者にとっては、この取消しは過酷である。

したがって、この場合においては、ただし書の中に「当該事業者」を入れることにより、第4条第2項の規定による消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しを認めないこととする。

3 民法の詐欺、強迫(同法第96条第2項)との関係

本項においては、民法第96条第2項の規定（このケースに則していうならば、第三者が消費者に対して消費者契約の締結に関して詐欺を行ったことを事業者が知っている場合のみ、消費者は当該契約の取消しを事業者に主張することができる。）では救済することが不可能な場合についても、消費者が事業者に対して当該契約の取消しを主張することができる。

すなわち、第三者が消費者に対して消費者契約の締結に係る媒介に関して、不適切な勧誘（民法の詐欺、更には本法第4条第1項、同第2項の規定）をしたことを事業者が知らない場合においても、「事業者が当該第三者に対して、消費者契約の締結の媒介を委託した」という事実があれば、消費者は当該契約の取消しを事業者に対して主張することができる（ただし、民法の強迫については、本法において規定する効果をすでに有している。）。

II 第2項

2 消費者契約の締結に係る消費者の代理人、事業者の代理人及び受託者等の代理人は、前条第一項から第三項まで（前項において準用する場合を含む。次条及び第七条において同じ。）の規定の適用については、それぞれ消費者、事業者及び受託者等とみなす。

1 趣旨

第4条第1項～第3項（本条第1項において準用する場合を含む。）に規定する消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示に関し、代理人の行った意思表示については、本人がなしたものとみなすことにする。

すなわち、代理人及び復代理人が消費者契約の締結に関与する場合において、第4条第1項～第3項（本条第1項において準用する場合を含む。）に規定する消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示については、その意思表示の事実の有無を民法第101条第1項にならい、「代理人のなした意思表示」によって判断することとする。

○ 本項の規定を置く理由

本項を規定した理由は以下のとおりである。

本項を規定せずに、解釈により民法第101条第1項の規定を類推適用する方法も考えられるが、条文による担保なしに、民法第101条第1項に規定している「詐欺、強迫」という文言で、「詐欺、強迫」とは要件が異なる本法の規定している「誤認、困惑」を解釈により類推適用することについては、解釈そのものに疑義が生じるほか、訴訟等において解釈を巡る争いが生じる可能性がある。したがって、そのような問題が生じることを避けるために本項を規定する。

2 条文の解釈

(1) 「消費者契約の締結に係る消費者の代理人、事業者の代理人及び受託者等の代理人」

「代理人」とは消費者又は事業者が契約当事者となる場合の締結の代理権を有する者のほか、受託者が更に第三者に媒介を委託する場合の準委任契約の締結の代理権を有する者を含む。

(2) 「前条第一項から第三項まで（前項において準用する場合を含む。次条及び第七条において同じ。）の規定の適用」

第4条第1項～第3項の規定を適用する場合及び本条第1項において第4条第1項～第3項の規定を準用する場合をいう。

なお、消費者の代理人を消費者とみなす場合において、消費者契約の取消しについて授權されていない無権代理人による契約の取消しまでを認めようという趣旨ではない（無権代理人の取扱いについては民法の代理の規定に委ねられることになる。）

(事例5-5)

○ 消費者の代理人のケース

未成年者が法律行為をすることができない財産の管理・処分に関し、親権者たる親が未成年者の法定代理人として事業者と契約を締結する際に、事業者の不適切な勧誘行為に影響されて法定代理人である親が未成年者の欲求の実現に適合しない契約を締結した場合。

→未成年者は事業者との間の契約を取り消すことができる。

(事例5-6)

○ 事業者の代理人のケース

ある取引において、事業者の代理人たる代理商が消費者に対して行った不適切な勧誘行為の影響を受けたことによって、消費者が自らの欲求の実現に適合しない契約を締結した場合。

→事業者は、消費者が望めば、消費者との間の契約を取り消されることになる。

○ 取消しを主張する相手方

事業者の代理人の行為を原因に消費者が取消しを主張する場合、その相手方は代理人でなく代理人に代理を委託した事業者であるのは、民法の代理に関する規定が適用されるからである（本法第11条第1項、民法第123条）。

(事例5-7)

○ 消費者の代理人が弁護士等の事業者である場合

消費者の代理人が弁護士等の事業者である場合には、消費者と事業者との間「情報・交渉力の格差」があるとはいえないので、適用するのは適当ではないのではないかという考え方もあるが、本法第5条第2項においては、消費者の代理人は消費者とみなしている（この考え方は民法と同じである。）。

すなわち、消費者の代理人である弁護士等は、消費者から消費者契約の締結について与えられた代理権の範囲内、いわば消費者のコントロール下において消費者の代理をすることができるのであり、その意味で弁護士等が消費者の代理人である場合も消費者として取り扱うことが適切であると考えられるため、消費者の代理人が本法第4条に該当する行為により契約を締結した場合には、消費者は取り消すことができるものとしている。

(事例5-8)

○ 本法と不動産、証券取引等との関係

<不動産、証券取引等共通>

(1) 媒介について

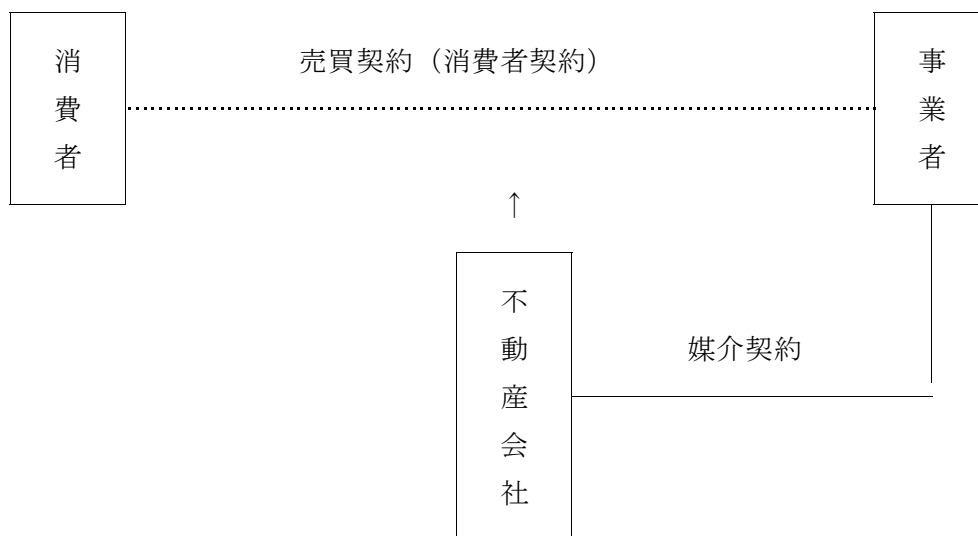
① 売買契約の当事者の一方との契約に基づいて媒介する場合

ア 売買契約の当事者が事業者と消費者である場合

1) 事業者との契約に基づいて媒介するケース

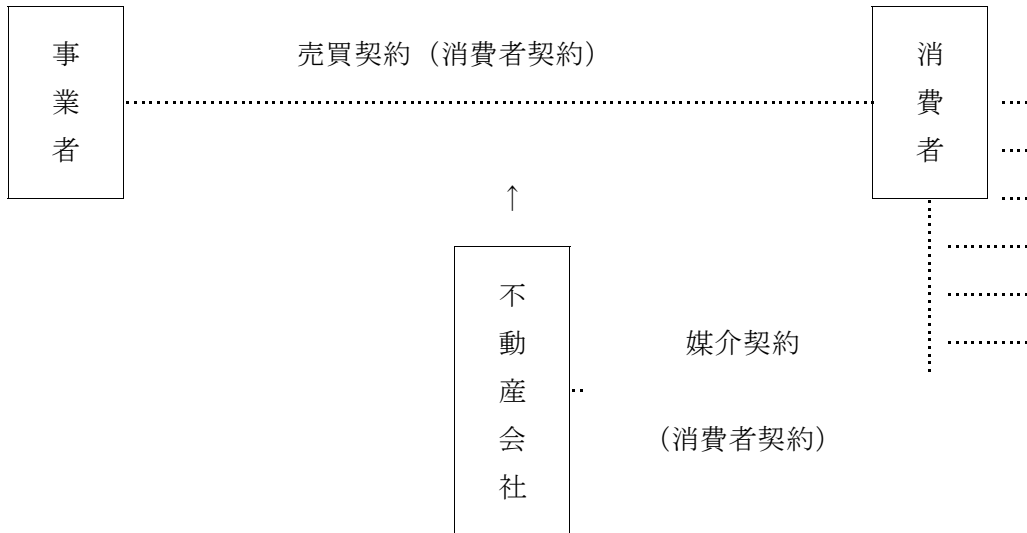
不動産会社が、事業者の委託に基づいて本法第4条に該当する行為を消費者に対して行った場合には、事業者と消費者との間の売買契約は取消しうる。

一方、不動産会社と事業者との間の媒介契約は、本法の対象ではないので、本法に基づいて取り消されることはない。



2) 消費者との契約に基づいて媒介するケース

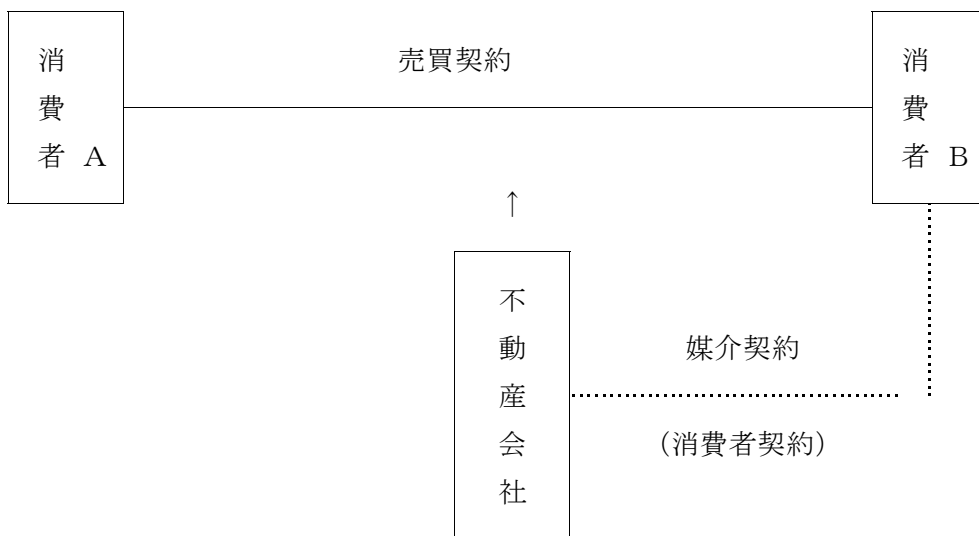
不動産会社と消費者との間の媒介契約に関して本法第4条に該当する行為を行った場合には、消費者と不動産会社との間の媒介契約は取消しうる。



イ 売買契約の当事者が消費者と消費者である場合

不動産会社が本法第4条に該当する行為を消費者Aに対して行った場合には、消費者Aと消費者Bとの間の売買契約は、本法の対象ではないので、本法に基づいて取り消されることはない。

一方、不動産会社が、媒介契約に関して本法第4条に該当する行為を行った場合には、消費者Bと不動産会社との間の媒介契約は取消しうる。



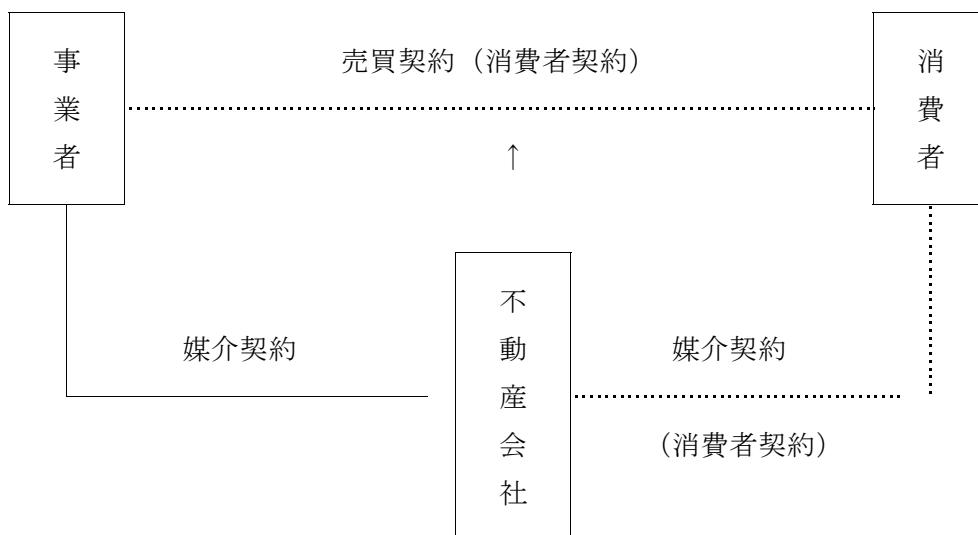
② 売買契約の双方との契約に基づいて媒介する場合

ア 一つの不動産会社が媒介する場合

不動産会社が、事業者の委託に基づいて本法第4条に該当する行為を消費者に対して行った場合には、事業者と消費者との間の売買契約は取消しうる。

不動産会社が、消費者との媒介契約に関して本法第4条に該当する行為を行った場合には、消費者と不動産会社との間の媒介契約は取消しうる。

不動産会社が、事業者との媒介契約に関して本法第4条に該当する行為を行った場合でも、事業者と不動産会社との間の媒介契約は本法の対象ではないので、本法に基づいて取り消されることはない。



イ 別々の不動産会社が売買契約の当事者それぞれとの契約に基づいて媒介する場合

不動産会社Aが、事業者の委託に基づいて本法第4条に該当する行為を消費者に対して行った場合は、事業者と消費者との間の売買契約は取消しうる。

不動産会社Bが、媒介契約に関して本法第4条に該当する行為を行った場合は、消費者と不動産会社Bとの間の媒介契約は取消しうる。

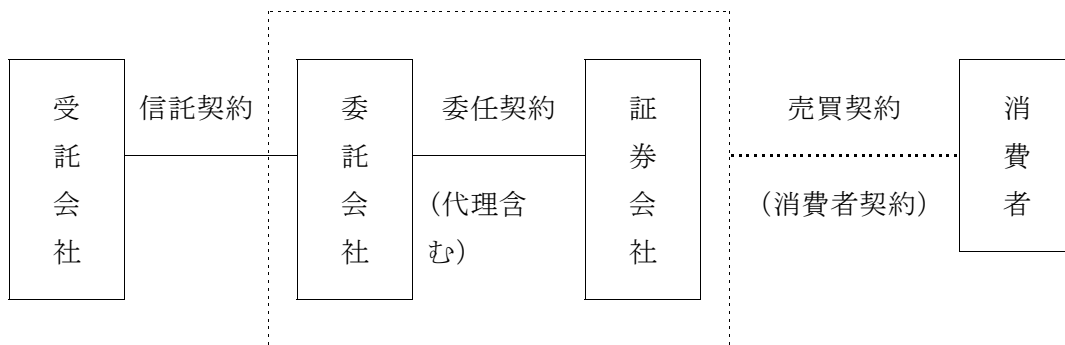
不動産会社Aが、媒介契約に関して本法第4条に該当する行為を行った場合も、事業者と不動産会社との間の媒介契約は本法の対象ではないので、本法に基づいて取り消されることはない。



<証券取引>

(2) 投資信託の取引について

証券会社が委託会社の代理人として、受益証券の売買契約を締結する。したがって、証券会社が本法第4条に該当する行為を行った場合には委託会社と消費者との間の売買契約は取消しうる。



[3] 第6条（解釈規定）

（解釈規定）

第六条 第四条第一項から第三項までの規定は、これらの項に規定する消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示に対する民法（明治二十九年法律第八十九号）第九十六条の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

1 趣旨

本法第4条第1項～第3項（第5条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する事業者の行為により消費者が消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をした場合について、同時に民法の詐欺・強迫（同法第96条）が成立するときは、消費者は詐欺・強迫の規定に基づいてもこれを取り消すことができる。本条はこのことを確認的に規定するものである。

2 条文の解釈

○ 「妨げるものと解してはならない」

本法第4条第1項～第3項の規定により消費者の消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示が取消しの対象となり、かつ、これについて民法の詐欺・強迫が成立する場合には、消費者はこの両方を主張することができることを、確認的に規定するものである。

[4] 第7条（取消権の行使期間等）

I 第1項

（取消権の行使期間等）

第七条 第四条第一項から第三項までの規定による取消権は、追認をすることができる時から六箇月間行わないときは、時効によって消滅する。当該消費者契約の締結の時から五年を経過したときも、同様とする。

1 趣旨

民法第126条では、取消権の行使期間を、「追認ヲ為スコトヲ得ル時ヨリ五年間」、「行為ノ時ヨリ二十年」と定めている。本法では、消費者が誤認又は困惑したことにより、消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を行った場合の契約の取消権について、その行使期間を、「追認をすることができる時から六箇月間」、「当該消費者契約の締結の時から五年」と短縮するものである。

本法の対象である消費者契約においては、契約当事者の一方は必ず事業者であり、事業者の行う取引は、反復継続性という性質をもつ。このため、事業者の行う取引は、迅速な処理が求められ、かつ、取引の安全確保、早期の安定化に対する要請が高い。

本法は、民法の定める場合よりも取消しを広く認めようとするものであるので、私人間におけるあらゆる行為を想定し、その取消権の行使期間を定める民法の場合と比べ、取消しの行使期間を短く規定することとする。

2 条文の解釈

(1) 「追認をすることができる時から」

「追認をすることができる時」とは、取消しの原因たる状況の止んだ時である（民法第124条参照）。本法においては以下のとおり。

① 「誤認」類型の場合

事業者の行った「重要事項について事実と異なることを告げる行為」、「将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供する行為」、「ある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実を故意に告げない行為」により、消費者が誤認したことに気付いた時。

② 「困惑」類型の場合

消費者が、事業者の行った「退去しない行為」、「退去させない行為」による困惑を脱した時。

通常は、事業者の行った「退去しない行為」、「退去させない行為」を免れた時に、困惑から脱することが考えられるが、その場合には、

ア 当該消費者が、退去すべき旨の意思を示した住居又は業務を行っている場所から、当該事業者が退去した時

イ 当該消費者が、退去する旨の意思を示した場所から、当該消費者が退去した時が「追認をすることができる時」となる。

(2) 「六箇月間行わないとき」

- ① 取引社会の実情において、比較的短期間のうちにその請求、弁済がなされていることから、早急に法律関係を確定させる必要がある。
- ② 消費者契約においては、自らの誤認に気付いた時もしくは困惑の状態を免れた時より6か月間あれば権利を行使するには十分である。
などを考慮し、短期の行使期間を6か月と定めている。

(3) 「時効によって消滅する」

取消権は形成権であり、形成権者の一度の権利行使により、直ちに完全な効果を生じ、その中断ということは考えられない。

形成権者は、その期間内に、裁判上であると裁判外であるとを問わず、ただ形成権としての取消権を行使すればよい。取消しの意思が明確に相手方に伝われば、意思伝達の方法の如何を問わず、有効である（ただし、後で取消しの有無が争われないようにするためには、内容証明郵便・配達証明郵便で行うことが多い。）が、期間内に権利の一定の行使がなければ、取消権は6か月、5年いずれか一方の期間の満了によって消滅する。

なお、取消権が消滅していることの立証責任は、事業者が負う。例えば6か月の行使期間については、消費者がどの時点で誤認に気付いていたかを立証する際に、「追認することができる時」について消費者自身が認めており、争いがない場合には事業者は証明の必要はない。また争いとなった場合には、間接事実（例えば、消費者から苦情が持ち込まれた日時など）の積み重ねによって立証していくことになる。

(4) 「当該消費者契約の締結の時から」

長期の行使期間の起算点について、民法で定める「行為ノ時」とは異なり、本法では「当該消費者契約の締結の時」とする。

その理由は、

- ① 消費者と事業者の間で行われる契約が対話者間契約の場合は、通常「当該消費者契約の締結の時」と「行為ノ時」（＝消費者が契約締結のための意思表示をした時）の時期は等しくなる。
- ② 起算点が若干異なることとなる隔地者間契約の場合について、「行為ノ時」と規定すると、消費者が申込みを行う時には、到達主義に基づき、事業者に意思表示が到達した時点が起算点ということになるが、消費者にとって、自らの意思表示がいつ到達したのかが明確ではないという問題を生む。

そこで本法は、できるだけ明確な民事ルールを規定するものであることから、より客観的に明確な「当該消費者契約の締結の時」を起算点と規定する。

（隔地者間契約の場合であっても、事業者の発する契約締結の諾否の通知等に記載された日付等によって、「消費者契約の締結の時」は、消費者にも明らかとなると考えられる。）

(5) 「五年を経過したとき」

消費者の権利、取引の安定という両者の趣旨を踏まえて行使期間を考えたとき、法律関係を早期に確定させるという観点から商事債権について5年間の消滅時効を定めた商法第522条の規定も参考にしながら、本法では、消費者契約に係る取消権の行使期間を5年と定めた。

II 第2項

2 商法（明治三十二年法律第四十八号）第九十一条及び第二百八十条ノ十二の規定（これらの規定を他の法律において準用する場合を含む。）は、第四条第一項から第三項までの規定による消費者契約としての株式又は新株の引受けの取消しについて準用する。この場合において、同法第九十一条中「錯誤若ハ株式申込証ノ用紙ノ要件ノ欠缺ヲ理由トシテ其ノ引受ノ無効ヲ主張シ又ハ詐欺若ハ強迫ヲ理由トシテ」とあり、及び同法第二百八十条ノ十二中「錯誤若ハ株式申込証ノ用紙若ハ新株引受権証書ノ要件ノ欠缺ヲ理由トシテ其ノ引受ノ無効ヲ主張シ又ハ詐欺若ハ強迫ヲ理由トシテ」とあるのは、「消費者契約法第四条第一項乃至第三項（同法第五条第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ因リ」と読み替えるものとする。

1 趣旨

株式の引受けという行為は、対公衆的意思表示としての性質を有し、その内容は資本団体の創設という経済的意義を有することからも、この行為を信頼する公衆の利益を保護すべき要求が強い。この性質は商法第 191条、第 280条の12に規定する詐欺、強迫などの取消しの理由如何によらず妥当するものであるから、本法においても同様に株式引受けの取消しの制限をするものである。

2 条文の解釈

（1）準用する商法の規定

商法第 191条は、会社設立に係る法律関係の安定化をはかるために、株式引受けの無効または取消しの主張を制限している。制限を受ける時期は、会社成立以後又は株式引受人が創立総会に出席して議決権を行使した以後である。

商法第 280条の12は、会社ないし新株に関する法律関係の安定化をはかるために、新株引受けの無効または取消しの主張を制限している。制限を受ける時期は、新株発行による変更登記の日から1年を経過した以後又は引受株式につき株主の権利を行使した以後である。

（2）「これらの規定を他の法律において準用する場合を含む」

本法以外において、商法第 191条の規定を準用している法律として、資産の流動化に関する法律第25条、保険業法第23条、投資信託及び投資法人に関する法律第71条が挙げられる。また商法第 280条の12の規定を準用している法律として、資産の流動化に関する法律第39条、保険業法第60条、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第14条、投資信託及び投資法人に関する法律第 123条が挙げられる。これらの準用規定はすべて消費者契約を想定できるので、商法第 191条、第 280条の12と同様に本法において準用することとする。

【3】 第3章 消費者契約の条項の無効（第8条～第10条）

[1] 第8条（事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効）

（事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効）

第八条 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

- 一 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項
 - 二 事業者の債務不履行（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項
 - 三 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を免除する条項
 - 四 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の一部を免除する条項
 - 五 消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵^{かし}があるとき（当該消費者契約が請負契約である場合には、当該消費者契約の仕事の目的物に瑕疵があるとき。次項において同じ。）に、当該瑕疵により消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任の全部を免除する条項
- 2 前項第五号に掲げる条項については、次に掲げる場合に該当するときは、同項の規定は、適用しない。
- 一 当該消費者契約において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該事業者が瑕疵のない物をもってこれに代える責任又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合
 - 二 当該消費者と当該事業者の委託を受けた他の事業者との間の契約又は当該事業者と他の事業者との間の当該消費者のためにする契約で、当該消費者契約の締結に先立って又はこれと同時に締結されたものにおいて、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該他の事業者が、当該瑕疵により当該消費者に生じた損害を賠償する責任の全部若しくは一部を負い、瑕疵のない物をもってこれに代える責任を負い、又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合

1 趣旨

（1）契約条項の無効（第8条～第10条）についての総説

現代社会の消費者契約においては、契約当事者の一方である事業者が、大量取引を迅速かつ画一的に処理しながら安定した契約を確保するために、一定の場合に、自己の責任を免除若しくは軽減することにより相手方である消費者の権利を制限しまたは相手方である消費者に一定の義務を課すなどにより、経済的利益の配分を図っている

(なお、電気・ガスの供給、輸送サービスの提供、電話の通信契約などのように、大量に取引がなされ、画一的かつ迅速な処理が要求されるために附合契約と呼ばれる契約形態をとることが合理的であるものがある。これらの契約については、消費者保護の観点から国が契約内容の認可・届出などの手続を通じて行政的に監督しているものが多い)。しかし、場合によっては、取引が多様化・複雑化するなかで情報・交渉力の面で消費者と事業者との間に大きな格差が存在する状況において、事業者が適切なバランスを失し、自己に一方的に有利な結果を来たす可能性も否定できない。このように、消費者にとって不当な契約条項により権利を制限される場合には、消費者の正当な利益を保護するため当該条項の効力の全部又は一部を否定することが適当である。

(2) 民法第1条第2項(信義則)、第90条(公序良俗)との関係

本法第3章の規定は、消費者契約においては、契約全体を有効としつつ、本法第8条から第10条の規定に掲げる条項に該当するものを無効とするものである。一方、裁判実務上、民法の信義則、公序良俗を根拠として、契約全体を有効としつつ契約条項の効力を否定する例がみられる。しかし、本条は民法の信義則、公序良俗とは、その目的を異にする規定として定められたものである。

① 民法の信義誠実の原則(第1条第2項)の目的

権利の行使、または、義務の履行に当たっては、社会共同生活の一員として、互いに相手の信頼を裏切らないように、誠意を持って行動することを要請する。

② 民法の公序良俗(第90条)の目的

国家・社会の秩序や一般的利益、社会の一般的道徳観念に反する法律行為を無効とする。

③ 本法第3章の規定の目的

情報・交渉力において劣位にある消費者の正当な利益が不当な内容の契約条項により侵害された場合に、このような不当条項の効力を否定することにより当該消費者の利益を回復する。

(3) 第8条について

契約条項に基づく事業者による消費者の権利の制限の例としては、現実には、消費者が損害を受けた場合の損害賠償請求権を排除又は制限し、消費者に不当な負担を強いる場合がある。そこで、本条においては、消費者が損害を受けた場合に正当な額の損害賠償を請求できるように、事業者が消費者契約において、民法、商法等の任意規定に基づき負うこととなる損害賠償責任を特約によって免除又は制限している場合に、その特約の効力を否定することとする。

2 条文の解釈

民法第91条は、当事者の意思によって任意規定と異なる特約をした場合には、任意規定よりもその特約が優先すると規定しているが、本条は、同条の特則として民法、商法等の一定の任意規定と異なる特約(本条第1項第1号から第5号に掲げる条項)を全部無効とし、民法、商法等の任意規定に基づく損害賠償責任を事業者に負わせることとし

ている。民法の一定の任意規定とは、第44条第1項、第415条、第416条、第419条第2項、第570条、第634条、第709条、第715条、第717条、第718条を指す。商法の一定の任意規定とは、第560条、第577条（第766条において準用する場合を含む。）、第578条（第568条、第766条において準用する場合を含む。）、第590条（第786条において準用する場合を含む。）、第591条第1項（第786条において準用する場合を含む。）、第592条（第786条において準用する場合を含む。）、第594条第1項、第2項、第595条、第617条を指す。

(1) 第1項第1号

本号は、民法第415条、第416条、第419条第2項、商法第560条、第577条（第766条において準用する場合を含む。）、第578条（第568条、第766条において準用する場合を含む。）、第590条第1項、第591条第1項（第786条において準用する場合を含む。）、第592条（第786条において準用する場合を含む。）、第594条第1項、第2項、第595条、第617条に関する規定である。

① 「事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任」

消費者契約において、事業者の民法第415条に規定する債務不履行により消費者に損害が生じたときには、同条の規定に従い、消費者は損害賠償請求権を取得する。同条の損害賠償請求権が発生する要件としては、通説では、債務不履行の事実があり、債務者に帰責事由があり、債務不履行と因果関係のある損害が発生していることであるとされている。帰責事由とは、債務者自身の故意・過失または信義則上これと同視しうべき事由をいい、債務者自身の故意・過失と同視しうべき事由として考えられているのは履行補助者の過失である。履行補助者とは、債務者の意思に基づいて債務の履行のために使用される者を指し、債務者自身に故意・過失がなくても履行補助者に故意・過失がある場合には債務者自身の債務不履行として損害賠償責任を負うものとされている。なお、金銭債務については、不可抗力による抗弁すらできないとされているため、無過失の場合でも損害賠償責任を負うこととなる（民法第419条第2項）。

② 「全部を免除する」

「全部を免除する」とは、事業者が損害賠償責任を一切負わないとすることであり、このような内容を定めた特約をその限りにおいて無効とする。したがって、損害賠償責任を一定の限度に制限し、一部のみの責任を負う旨を定める条項は本号には該当しない。また、証明責任を消費者に転換する条項も本号には該当しない。

本号に該当する条項として、

「いかなる理由があっても一切損害賠償責任を負わない」

「事業者に責めに帰すべき事由があっても一切責任を負わない」

「事業者に故意または重過失があっても一切責任を負わない」

といった、損害賠償責任をすべて免除する条項が、本号に該当し無効となる。

③ 効果

本号は、消費者契約においては、事業者が民法第415条等に規定する債務不履行による損害賠償責任の全部を免除する旨の条項をその限りにおいて無効とするものである。条項が無効となった結果、損害賠償責任については、何の特約もなかった

こととなり、事業者は民法等の原則どおり第 415条、第 416条等の規定に基づき損害賠償責任を負うこととなる。すなわち、事業者に債務不履行の事実があり、事業者たる債務者に帰責事由があり、債務不履行と因果関係のある損害が発生している場合には、事業者は、当該消費者に損害賠償責任を負う。

当然のことながら、本号によって、「いかなる理由があっても一切損害賠償責任を負わない」という特約が無効となっても事業者は、「いかなる理由があっても一切損害賠償責任を負う」ことになるわけではない。つまり、民法第 415条等の規定に照らし、そもそも損害賠償責任を負わないようなケースであれば、損害賠償責任を負うことはない。

また、民法第 420条第 1 項は、当事者は、債務不履行について損害賠償額の予定をすることができ、裁判所もその額を変えることができないと定めている。しかし、②に挙げた条項の例は損害賠償額を 0 円と定めるものと考えられ、本号に該当し、事業者は何らかの損害賠償をしなければならないため、本号は第 420条第 1 項の特則でもある。

○ 債務不履行について

(1) 債務不履行とは、債務者が債務の本旨にしたがった履行をしないことを指すが、これは一般に契約の趣旨、取引慣行等に照らして適当な履行をしないことであるとされている。その態様としては、一般に、①履行が可能であるのに、履行期を徒過した場合（履行遅滞）、②債務成立後に履行ができなくなった場合（履行不能）、③債務の履行として給付はなされたが、それが不完全な場合（不完全履行）の 3 類型があるとされている。民法第 415条によると、損害賠償請求権が発生する要件としては、通説では、債務不履行の事実があり、債務者に帰責事由があり、債務不履行と因果関係のある損害が発生していることであるとされている。なお、商法の第 560条等の規定は、通説では債務不履行責任に関する規定と考えられている。

(2) 前述のように、債務不履行とは、債務者が債務の本旨にしたがった履行をしないことを指し、これは一般に契約の趣旨、取引慣行等に照らして適当な履行をしないことと考えられているが、当該契約により負うこととなる債務の範囲が技術的に履行可能な範囲に限定されることが文言上明らかであるような契約内容であれば、契約上も技術的に履行不可能な行為を為す債務は負わないこととなる。債務を負わない場合には債務不履行にはならず、債務不履行責任は生じない。また、役務の性質上、技術的に履行が不可能な場合には、そもそも債務を負っていないために、債務不履行責任が発生しないと考えられる場合もありえ、その場合には、技術的に履行が不可能な一定期間について責任を免責しても、それは「債務不履行責任を免除する」条項に該当しない場合もある。例えば、契約書に以下のような条項があれば、当該事業者の提供すべきサービス（債務）の内容は、技術的に不可能な事由による一時的中断があり得る性質のものであり、債務の内容は技術的に可能な範囲に

限られるので、事業者は技術的に可能な範囲でサービスを提供すれば債務を履行していることとなると考えられる。

○ 条項の例

「当社の提供するサービスにおいては、以下のような事由が生じた場合は、一時的にサービスの提供を中断することがあります。

- ・ 技術的に不可能な事由による場合…」

現行民法の一般的な考え方からすると、債務者は、契約上負っていない債務を履行する義務はない。債務の範囲が技術的に履行可能な範囲に限定される趣旨が、契約の解釈において疑義が生じないように文言上明らかになっていけば、契約の解釈により、その契約においては技術的に履行不可能な行為をなす義務を負わないこととなる。これは本法においても同様である。

例えば、特急・急行列車において、2時間未満の遅延の場合、乗客は特急・急行料金の払戻しを請求することができない旨規定されている。このような場合、事業者の責に帰すべき理由がある場合も含めて、合理的な一定時間内は、民法第 415条等の解釈により、債務があるものとはみなされず、従って債務不履行を構成しないことから、本号が適用されるものではない。また、例えば、電気通信サービスにおいても、天候の影響や通信環境の問題等様々な理由により通信の瞬断等が往々にして生じうること、また、瞬断等が発生した場合に、その原因の特定が困難といった事情・特徴があること等電気通信サービスの特性に鑑みると、合理的な一定期間について責任を免責しても、同様に本号は適用されないものと考えられる。

○ 民法第 416条の規定（損害賠償の範囲）について

民法においては、債務不履行についての損害賠償の範囲は第 416条（判例では、不法行為にも類推適用される。）により規定された相当因果関係の法理によって定められている。その趣旨は一般に、現実生じた損害のうち、当該債務不履行により通常生ずべき損害である「通常損害」を原則とし、特別の事情を予見し得た場合のみ、その特別の事情により生じた「特別損害」をも対象とする、と解されている。

(2) 第1項第2号

本号は、民法第 415条、第 416条、商法第 590条第2項（第 786条において準用する場合を含む。）に関する規定である。

① 「当該事業者、その代表者又はその使用する者」

事業者には、法人と個人が存在するが、「その代表者」とは、事業者が法人である場合の法人の代表者（例：株式会社の取締役）を指す。代表者のような法人の機関の行為に対する法人の責任は、法人の機関の職務行為に対する法人自身の責任で

ある。

「その使用する者」とは、事業者の履行補助者を指す。履行補助者とは、債務者の意思に基づいて債務の履行のために使用される者を指し、あくまで、これらの者の過失が事業者自身の帰責事由となり事業者自身が民法第 415条に基づく損害賠償責任を負うこととなる、そのような者という趣旨である。例としては、企業の従業員や個人商店の従業員等がこれにあたる。

② 「故意又は重大な過失」

「故意」とは、自己の行為から一定の結果が生じることを知りながらあえてその行為をすることを意味する。

「過失」とは、一定の事実を認識できたにもかかわらず、その人の職業、社会的地位等からみて、一般に要求される程度の注意を欠いたため、それを認識しないことを意味する。「重大な過失」とはこの注意を著しく欠いている場合である。

○ 大判大正 2 年12月20日民録19輯1036頁

重大な過失とは、相当の注意をすれば容易に有害な結果を予見することができるのに、漫然看過したというような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態をいう。

③ 「一部を免除する」

「一部を免除する」とは、事業者が損害賠償責任を一定の限度に制限し、一部のみの責任を負うことであり、このような内容を定めた特約を無効とする。

無効となる条項の例としては、

「事業者の損害賠償責任は〇〇円を限度とする」

といった条項がある。このような条項は、事業者の損害賠償責任を一定の限度に制限し、一部のみの責任を負わせるものであるため、債務不履行が事業者等の故意又は重過失によるものである場合には、その限りにおいて無効となる。

なお、事業者の故意又は重過失による損害賠償責任を制限する条項であっても、全部を免除する条項は、本号には該当せず、第 1 号に該当するものとして無効となる。

④ 効果

本号は、消費者契約において、事業者が民法第 415条等に規定する債務不履行による損害賠償責任を負う場合で、事業者又はその使用する者に故意又は重過失があっても損害賠償責任を制限する旨の条項をその限りにおいて無効とするものである。これは、単なる軽過失による債務不履行の場合と比較し、事業者等に故意又は重大な過失がある場合には、その帰責性は重いものであり、そのような場合には、民法の原則どおりの責任を負わせるのが妥当であるためである。条項が無効となった結果、損害賠償額の限度については、何の特約もなかったこととなり、事業者は損害賠償責任を制限することはできず、民法第 416条の規定に従い責任を負うこととなる。

なお、事業者が民法第 415条等に規定する債務不履行による損害賠償責任を負う

場合で、事業者、その代表者又はその使用する者に故意又は重過失があっても損害賠償責任を制限する旨を解釈上含む条項（上記②に掲げる例を参照）であっても、事業者、その代表者又はその使用する者に故意又は重過失がない場合については、原則として無効にならず（但し、本法第10条や民法第90条に違反する場合を除く。）、事業者は損害賠償責任を制限することができる。

また、民法第420条第1項は、当事者は、債務不履行について損害賠償額の予定をすることができ、裁判所もその額を変えることができないと定めている。しかし、損害賠償額の予定を定めていても、本号に該当すれば実際生じた損害を賠償しなければならないため、増額されることがあり得る。この点で本号は、第420条第1項の特則でもある。

（3）第1項第3号

本号は、民法第44条第1項（同項を準用する場合を含む。）、第709条、第715条、第717条、第718条に関する規定である。

① 「事業者の不法行為」「民法の規定による責任」

「事業者の不法行為」「民法の規定による責任」とは、第44条第1項（法人の代表者の不法行為による損害賠償責任（同項を準用する場合を含む。））、第709条、第715条（使用者の責任）、第717条（土地工作物等の占有者及び所有者の責任）及び第718条（動物占有者の責任）に規定する損害賠償責任を指す。

② 「全部を免除する」

「全部を免除する」とは、事業者が損害賠償責任を一切負わないとすることであり、このような内容を定めた特約をその限りにおいて無効とする。したがって、損害賠償責任を一定の限度に制限し、一部のみの責任を負う旨を定める条項は本号には該当しない。また、証明責任を消費者に転換する条項も本号には該当しない。無効となる条項の例については（1）②参照。

なお、土地工作物等の占有者の責任を全部免除し、所有者が責任を負う旨の条項については、占有者が事業者である場合には、当該条項は本号に該当し無効となる。無効となった結果、占有者である事業者は民法第717条に規定する要件にしたがい責任を負う。一方、所有者が事業者である場合に、事業者の責任を全部免除する条項については、本号に該当し無効となる。

③ 効果

本号は、消費者契約においては、事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を免除する旨の条項をその限りにおいて無効とするものである。条項が無効となった結果、損害賠償責任については、何の特約もなかったこととなり、事業者はそれぞれの民法の不法行為の規定に基づく損害賠償責任を負うこととなる。

特約が無効になった結果、事業者はあくまで、それぞれの民法の不法行為の規定に定めるところの損害賠償責任を負うのであり、それ以上の責任を負うわけではない。例えば、民法第709条の責任についていえば、事業者に故意又は過失があり、故意又は過失と因果関係のある損害が発生している場合には、事業者は、当該消費

者に損害賠償責任を負う。その立証責任は、消費者にある。当然のことながら、本号によって、「いかなる理由があっても一切損害賠償責任を負わない」という特約が無効となっても事業者は、「いかなる理由があっても一切損害賠償責任を負う」ことになるわけではない。つまり、民法第 709条等の規定に照らし、そもそも損害賠償責任を負わないようなケースであれば、損害賠償責任を負うことはない。

したがって、民法第 715条の使用者の責任については、同条第 1 項但書について立証できれば、損害賠償を免れることができる。同様に第 717条の土地工作物等の占有者についても同条第 1 項但書について立証できれば、損害賠償を免れることができ、第 718条の動物占有者についても同条第 1 項但書について立証できれば、損害賠償を免れることができる。

④ 「消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為」による損害賠償責任

一般に、不法行為による損害賠償責任は、当事者（加害者・被害者）が契約関係にあるか否かとは関係なく生じるものである。契約関係にない者との間で予め損害賠償責任を免除する約定をすることはできないので、そうした定めを事業者が一方的にした場合は本号とは関係ない（本号にかかわらず無効）。しかし、現実には契約当事者間において、債務の履行に際してなされた不法行為による損害賠償責任が生じることはあり得、予め約定によってその責任を免除又は制限することは可能である。したがって、このような場合における不法行為責任に関しても本号のような規定を置き、不法行為による損害賠償責任を免責する条項を制限する必要がある。ただし、本号の射程が消費者契約の事業者の債務の履行に際してなされた不法行為に限定される旨を明確にすることとする。

○ 民法第 709条、第 715条、第 717条、第 718条について

- (1) 民法第 709条によると、加害行為者の故意・過失のある行為によって被害者の権利を侵害し、それによって被害者に損害が生じた場合、加害者は損害賠償責任を負うとされている。加害者に故意・過失があることや損害が発生したことは被害者が立証責任を負うものと考えられている。
- (2) 民法第 715条によると、他人に使用されている者（被用者）が、その使用者の事業を行うに際して、第三者に違法に加えた損害について賠償する責任を負う。ただし、同条第 1 項但書によれば、被用者の選任・監督について相当の注意をしたとき、または、相当の注意をしても損害が生じたであろうときは、使用者は責任を免れ得る。この責任は、加害行為についての使用者の故意・過失を要件とはしていないが、選任・監督につき使用者に過失のあることを要件とし、過失がないことの立証責任を使用者に転換している。被用者とは、使用者の選任によって事実上その指揮監督に服する者であり、雇用契約等の契約に基づくと否とを問わず、報酬の有無とも関係ないと考えられている。また、同条第 3 項によると、使用者等が被害者に損害を賠償したときは、被用者に求償できるとしている。

(3) 民法第 717条によると、土地の工作物の設置等の瑕疵により他人に損害が生じたときは、第一次的に占有者がその責任を負い、占有者が損害の発生を防止するために必要な措置を講じたことを証明したときは、所有者が責任を負うこととされている。この責任は、この加害について占有者・所有者の故意・過失を要件とはしていない。しかし、占有者には、損害発生防止の措置についての過失のあることを要件としており、その過失のないことの立証責任を占有者に転換している。一方、所有者にはこのような免責事由がなく、無過失責任と考えられている。土地の工作物とは、土地に接着している人工的に作り出された設備を指し、家屋、橋梁のような建造物や井戸等がこれに該当するとされる。

(4) 民法第 718条によると、動物による加害については占有者または保管者が責任を負うこととされている。この責任は加害についての占有者等の故意・過失を要件とはしないが、保管上の過失を要件とし、過失がないことの立証責任を占有者等に転換している。

(4) 第 1 項第 4 号

本号は、民法第44条第 1 項（同項を準用する場合を含む。）、第 709条、第 715条に関する規定である。

① 「当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失による」

本号においては、「故意又は重大な過失」という損害を発生させた加害行為の行為者の主観的態様の程度を要件としている。したがって、第 3 号に掲げたもののうち、人の加害行為によらない不法行為の類型については本号の適用はない。

第 717条の土地工作物等の占有者・所有者の責任及び第 718条の動物占有者の責任は、加害行為に基づく責任ではなく、物による加害についての責任である。なかでも土地工作物等の所有者の責任は無過失責任とされ、また、土地工作物等の占有者と動物占有者の責任は、損害を発生させた加害についての直接の故意・過失を要件とするのではなく、他の面についての注意義務違反を要件とし、この立証責任を転換しているとみることができるため中間責任であると解されている。そのため、これらの不法行為類型については本号の適用はない。

「当該事業者」の「故意又は重大な過失による」とは、事業者が民法第 709条の規定に基づき責任を負う場合であって、加害行為者である事業者自身に故意又は重過失がある、ということである。

「その代表者」の「故意又は重大な過失による」とは、法人事業者が民法第44条第 1 項の規定に基づき責任を負う場合であって、加害行為者である同条の「理事其他ノ代理人」に故意又は重過失がある、ということである。本号の「その代表者」とは同条の「理事其他ノ代理人」を指す。

「その使用する者」の「故意又は重大な過失による」とは、事業者が民法第 715条の規定に基づき使用者責任を負う場合であって、加害行為者である被用者に故意又は重過失があるということである。本号の「その使用する者」とは、同条の「被

用者」を指す。

「故意又は重大な過失」については、(2)②を参照。

② 「事業者の不法行為」「民法の規定による責任」

本号においては、民法第44条第1項（同項を準用する場合を含む。）、第709条、第715条のみを指す。

③ 「一部を免除する」

「一部を免除する」とは、損害賠償責任を一定の限度に制限し、一部のみの責任を負うことであり、このような内容を定めた特約を無効とする。無効となる条項の例は(2)②参照。

④ 効果

本号は、消費者契約において、事業者が民法に規定する不法行為による損害賠償責任を負う場合で、加害行為の行為者に故意又は重過失があっても損害賠償責任を制限する旨の条項を無効とするものである。これは、単なる軽過失による加害の場合と比較し、加害行為者に故意又は重過失がある場合には、その帰責性は重いものであるため、そのような場合に限り、民法の原則どおりの責任を負わせるのが妥当であるためである。条項が無効となった結果、損害賠償額の限度については、何の特約もなかったこととなり、事業者は損害賠償責任を制限することはできず、当該不法行為と因果関係のある損害につき賠償する責任を負うこととなる。

なお、事業者が民法第709条等に規定する不法行為による損害賠償責任を負う場合で、事業者、その代表者又はその使用する者に故意又は重過失があっても損害賠償責任を制限する旨を解釈上含む条項（上記③を参照）であっても、事業者、その代表者又はその使用する者に故意又は重過失がない場合については、原則として無効にならず（ただし、本法第10条や民法第90条に違反する場合を除く。）、事業者は損害賠償責任を制限することができる。

(5) 第1項第5号

本号は民法第570条、第634条に関する規定である。

① 「有償契約」

有償契約とは、売買契約や賃貸借契約のように当事者双方が相互に対価的意味を有する給付を行う契約である。

民法第570条において準用する同法566条に規定する瑕疵担保責任の規定は、売買に関する規定であるが、民法の売買契約に関する規定は、同法第559条により売買以外の有償契約にも準用されており、本号においても同様に取り扱うこととした。

② 「消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるとき」

「消費者契約の目的物」とは、当該消費者契約締結に際しその目的とされた物であり、「隠れた瑕疵」とは、目的物に消費者が通常^{かし}の注意をもってしても知り得ない通常有すべき性質の欠如があることであるが、これは、民法第570条における

「売買ノ目的物ニ隠レタル瑕疵アリタルトキ」と同趣旨である。

③ 「仕事の目的物に瑕疵があるとき」

「仕事の目的物」とは、当該請負契約の仕事の目的とされたものであり、「瑕

疵」とは通常有すべき性質の欠如があることであるが、これは、民法第 634条第 1 項における「仕事ノ目的物ニ瑕疵アルトキ」と同趣旨である。

④ 「全部を免除する」

「全部を免除する」とは、事業者が損害賠償責任を一切負わないとすることであり、このような内容を定めた特約をその限りにおいて無効とする。したがって、損害賠償責任を一定の限度に制限し、一部のみの責任を負う旨を定める条項は本号には該当しない。また、証明責任を消費者に転換する条項も本号には該当しない。損害賠償責任以外の責任を免除する条項も本号には該当しない。

⑤ 効果

本号は、消費者契約において、事業者が民法第 570条及び民法第 634条に規定する瑕疵担保責任を負う場合で、瑕疵による損害賠償責任の全部を免除する条項をその限りにおいて無効とするものである（ただし、第 2 項に規定する場合を除く。詳細は（6）以下。）。無効となった結果、損害賠償責任については、何の特約もなかったこととなり、事業者は民法第 570条又は民法第 634条に基づく損害賠償責任を負うこととなる。また、民法第 570条等の規定に照らし、そもそも損害賠償責任を負わないようなケースであれば、損害賠償責任を負うことはない。

○ 瑕疵担保責任について

（1）民法第 570条は、売買の目的物に隠れた瑕疵がある場合に、売主が損害賠償責任等の担保責任を負う旨定めている（民法第 570条等の売買契約に関する規定は、同法第 559条により売買以外の有償契約にも準用される。）が、この規定の意義は一般に次のように考えられている。すなわち、売買は有償契約であり、物の利用価値と交換価値とに見合うものとして代金が定められているため、当該取引の通念に照らし買主が予定するのが当然であるような性質が欠けていれば、売主と買主との地位は均衡を失する状態となる。買主がこのような瑕疵を知っていたならば、売買契約を締結しなかったか、あるいはより安い代金であれば購入を承諾したであろうからである。このように、瑕疵の不知によって引き起こされた給付・反対給付間の不均衡を考えると、事後において相当の補正を要求する権利を買主に与えることが衡平に適することとなる。これが、売主が無過失にもかかわらず、隠れた瑕疵自体のゆえに一定の担保責任を課される所以であると考えられている。

（2）民法第 570条における「瑕疵」とは、当該取引の通念に照らし、契約の目的物の通常有すべき性質が欠如し、当該契約の趣旨に適合しないことを意味する。具体的には当該契約の趣旨を考慮して個別的に判断することとなるが、その判断の基準は、当該契約が行われた取引社会が前提としている程度の性質があるかどうかであると考えられている。また、民法第 570条における「隠レタル」とは、買主が取引上一般に要求される程度の注意をもってしても発見できない瑕疵、または、目的物に瑕疵のあることを知らずかつ知らないことにつき過失のないような場合の瑕疵であると考えられている。ま

た、特殊な品質・性能を有する場合で、売主が見本や広告によってその品質等を保証したような場合には、その特殊の品質等が瑕疵の有無の標準となるとされている。具体的には個々の契約の趣旨を考慮して判断することとなる。

(3) このように、隠れた瑕疵の解釈は個々の契約に応じて判断されるものであるが、例えば、中古品の売買における、契約の目的物の瑕疵の存否は代金との関連で定まると考えられている。

○ 大阪地判昭和34年9月10日下民集10巻9号1923頁

中古品である1954年式オースチン四輪自動車の売買において中古品の自動車の売買においては、売買当時、一定程度の損傷が存し、したがって、買受後相当程度の修理を要することを見込んで買受代金を決定するのであるから、右自動車として通常有すべき品質・性能を標準として、損傷度が、右程度を超える損傷のある場合に瑕疵があるとするのである。中古品は新品と異なり、売買ときに、ある程度の瑕疵があるのが通常であり、これを考慮に入れて、代金を決定するのであるから、担保責任を問いうる瑕疵があるというためには、右の程度を超えた瑕疵があることを要する。

(4) また、例えばソフトウェアのバグ（マニュアルとの不一致）については以下のように考えられる。

① 消費者がソフトウェアを入手する場合、販売店でCD-ROM等の媒体に記録されたソフトウェアを購入するのが一般的であるが、この場合、ソフトウェアそのものは「プログラムの著作物」であり、ソフトウェアを記録したCD-ROM等の媒体は「プログラムの著作物の複製物」である。この「プログラムの著作物の複製物」自体についての販売店と消費者の間の取引は売買契約であるから、当該「プログラムの著作物の複製物」に「瑕疵」があれば、販売店は民法第570条に基づき瑕疵担保責任を負うこととなる。

このようにCD-ROM等の媒体に記録されたソフトウェアを販売店で購入するケースにおいては、プログラムの著作権者たるソフトウェア事業者と消費者の間の「ソフトウェアの使用許諾契約」については、具体的にどのような内容の契約として締結されるのかは明らかではないが、いずれにしても、この「ソフトウェアの使用許諾契約」は、無償契約と考えることが可能である。無償契約であれば、瑕疵担保責任規定（民法第570条等）の準用がなく、プログラムの著作権者であるソフトウェア事業者は瑕疵担保責任を負わない。

② 一方、消費者がソフトウェアを入手する場合、消費者がCD-ROM等の媒体を経由せずに、プログラムの著作権者たるソフトウェア事業者から直接ソフトウェアを購入する場合（例えば、インターネット経由で事業者のホームページにアクセスし、必要なソフトウェアを消費者が自分が所有するコンピュータのハードディスクにダウンロードするような場合）が考えられる。この場合、プログラムの著作権者たるソフトウェア事業者と消

費者の間の「ソフトウェアの使用許諾契約」は、「プログラムの著作物の複製」を含む著作物の利用の許諾等をその内容とする契約であると考えられるが、それが無償契約であれば、瑕疵担保責任規定（民法第 570 条等）の準用がなく、プログラムの著作権者であるソフトウェア事業者は瑕疵担保責任を負わない。他方、有償契約である場合には、民法第 559 条により民法第 570 条等の規定は売買以外の有償契約にも準用されるため、「ソフトウェアの使用許諾契約」においてソフトウェア事業者は民法第 570 条の瑕疵担保責任を負うこととなると考えられる。

- ③ なお、民法第 570 条は、売買契約の目的物に隠れた瑕疵がある場合には売主は、損害賠償等の担保責任を負う旨規定しているが、「瑕疵」とは、前述のように当該取引の通念に照らし、契約の目的物の通常有すべき性質が欠如していることを指し、何が「瑕疵」にあたるかについては、物の利用価値と交換価値（価格）によって定まると考えられている。したがって、いわゆるソフトウェアのバグ一般が「瑕疵」に該当するわけではなく、消費者の使用に差し支えのない程度の微細なバグはそもそも「瑕疵」とまではいえないとも考えられる。当然のことながら「瑕疵」にあたらない場合には瑕疵担保責任を負うことはない。

- (5) 民法第 634 条では、請負契約において仕事の目的物に瑕疵がある場合には、注文者は請負人に対し瑕疵修補や損害賠償を請求することができる旨定めている。民法第 559 条では、売買契約に関する民法の規定は売買以外の有償契約に準用されると規定しており、売買に関する担保責任（民法第 570 条）は請負契約についても準用されることになるが、民法は第 634 条以下において、請負人の担保責任について特則を設け、担保責任に関する民法の一般原則の適用を排除している。さらに、請負契約における担保責任は請負人が負っている債務である仕事完成義務の不履行（債務不履行：不完全履行）に対する責任とも考えられており、このような点から、通説では請負人の担保責任は民法第 559 条の特則であるばかりでなく、民法の債務不履行の特則であると考えられている。

民法第 634 条における「瑕疵」とは、当該取引の通念に照らし、仕事の目的物の通常有すべき性質の欠如があることを指し、請負人が品質等を保証したような場合にはその品質等が標準となると考えられている。しかし、そもそも技術的に困難である場合には、当事者が当該契約において期待していた性状を欠いていたたり、請負人の保証した性質を有していないとはいえず、仕事の目的物の瑕疵には該当しないので、民法第 634 条に基づく瑕疵担保責任は生じないものと考えられている。この瑕疵の存否については、個々の契約の趣旨を考慮して判断されることになる。なお、民法第 634 条では、民法第 570 条と異なり、瑕疵について「隠レタル」という要件は規定されていない。

(6) 第2項

実際の契約においては、事業者が損害賠償責任の全部を免除する条項はあるが、一方で、当該事業者が瑕疵のない物と取り換える責任又は瑕疵を修補する責任を負う旨定めている場合がある。このような場合には、消費者には救済の手段が残されており、消費者の正当な利益が侵害されているとはいえないため、損害賠償責任の全部を免除する条項を無効とはしないこととした。

また、消費者契約において事業者が損害賠償責任の全部を免除する旨定めているが、当該消費者契約の締結と同時にまたはこれに先立って他の事業者との間で締結された契約又は事業者と他の事業者の間で締結された消費者を第三者とする民法第537条に定める第三者のためにする契約において、当該他の事業者が損害賠償責任の全部又は一部の責任、瑕疵のない物と取り換える責任又は瑕疵を修補する責任を負う旨定めている場合があるが、このような場合にも、消費者には救済の手段が残されており、消費者の正当な利益が侵害されているとはいえないため、損害賠償責任の全部を免除する条項を無効とはしないこととした。瑕疵担保責任についてのみこのような除外規定を置く理由は、現代社会においては、一般的に商品の製造者と販売者が異なっている場合が多く、商品が複雑になればなるほど販売者がその製品についての知識を持つことが困難になり、商品に隠れた瑕疵がある場合に、むしろ販売者以外の製造者等が瑕疵担保責任を負う方が、消費者の救済に資する場合があります。具体的には、ファイナンスリース契約においては、商品の瑕疵担保責任は、ユーザーと賃貸借契約の関係にあるリース会社ではなく、実際に商品をユーザーに引き渡すサプライヤーが負うこととされている（関係図参照）。

ただし、他の契約の当事者が資力のない者である場合のように、実質的に消費者の損害賠償請求権等を排除する契約が行われるおそれがあるため、その契約の当事者は事業者たることを要することとする。

① 「瑕疵のない物をもってこれに代える」

民法第590条第1項では、利息付きの消費貸借契約においては、物に隠れた瑕疵がある場合に貸主は「瑕疵ナキ物ヲ以テ之ニ代フル」ことを要すると定められているが、「瑕疵のない物をもってこれに代える」とは、同条の規定と同趣旨である。

② 「瑕疵を修補する」

民法第634条第1項では、請負契約において仕事の目的物に瑕疵がある場合には、注文者は「瑕疵ノ修補」を請求することができることとされているが、「瑕疵を修補する」は、同条の規定と同趣旨である。

③ 「当該事業者の委託を受けた他の事業者」

「他の事業者」とは、当該消費者契約の当事者以外の事業者を指す。「当該事業者の委託を受けた」者に限る趣旨は以下のとおりである。

この責任は本来は契約当事者である当該事業者が負うべきものであり、第2項第2号の規定は、自らが責任を負うかわりに、特にその責任を他の事業者に転嫁する場合である。したがって、他の事業者が消費者と直接契約を締結する場合には、この「他の事業者」は、当該事業者が委託をし、それを承諾した事業者であることを要することとする。

また、消費者自身が自己の負担により他の事業者に責任を請求できるような場合にまで、当該事業者の責任を免除する条項を有効とする必要はないと考えられることから、他の事業者については当該事業者の委託を受けた事業者とするのが妥当である。

④ 「当該事業者と他の事業者との間の当該消費者のためにする契約」

当該事業者と他の事業者との間で、損害賠償責任等を消費者が直接他の事業者に請求する権利を有することとなる契約を締結すれば、民法第 537条の規定により消費者が請求権を有することとなるため、その場合にも、消費者の権利が不当に害されていることとはならないため、事業者の責任を全部免除する条項は無効とならないこととする。

なお、当該消費者契約の締結と同時かそれ以前にこのような契約が成立していれば足り、その旨を消費者に通知することまでは要件とはしないが、これは、消費者が権利を有していることに変わりはなく、実態的にも、当該事業者は自らに対して損害賠償等の請求が来ないように積極的に消費者に通知をすることとなるものと考えられるためである。

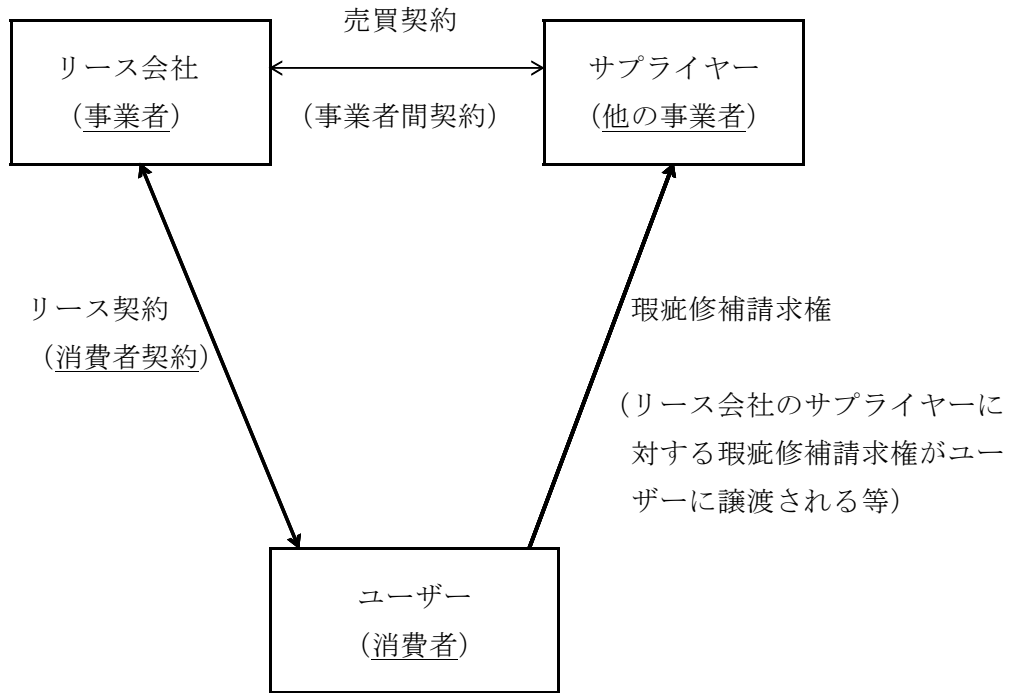
⑤ 「当該消費者契約の締結に先立って又はこれと同時に」

③で述べた他の事業者が瑕疵担保責任を負うことを内容とする消費者と当該他の事業者との間の契約又は同じ内容の事業者と他の事業者の間で締結された消費者を第三者とする民法第 537条に定める第三者のためにする契約が、当該消費者契約の締結より前か又は締結と同時に締結されるという趣旨である。当該消費者契約において、消費者に他に救済される手段があるからこそ、損害賠償責任の全部を免除する条項は無効とはしないのであるから、他の事業者が責任を負う旨の契約は当該消費者契約と同時又はそれより前になされている必要がある。また、反復・継続して契約がなされている場合には、通常は契約条項は定型化されているため、当該消費者契約と同時またはそれより前としても事業者、他の事業者に過度な負担を強いることとはならない。

⑥ 「賠償する責任の全部若しくは一部」

当該消費者契約の当事者たる事業者の損害賠償責任については、その全部を免除する条項のみが無効となり、その責任を制限し、その一部のみの責任を負うこととする条項は無効とはならない。したがって、「他の事業者」については、当該消費者契約の当事者たる事業者と同程度の責任を課すこととし、その責任の一部のみを負っている場合でもよいこととする。

ファイナンスリース契約 関係図



3 第8条関連の事例

(1) 第1項第1号から第4号関連

(事例8-1)

いかなる理由があっても一切損害賠償責任を負わない。

(事例8-2)

事業者に責めに帰すべき事由があっても一切損害賠償責任を負わない。

(事例8-3)

事業者に故意または過失があっても一切損害賠償責任を負わない。

事例8-1から8-3は、損害賠償責任の「全部を免除する条項」であるため、第8条第1項第1号、第3号に該当し無効となる。

条項が無効となった結果、損害賠償責任については、何の特約もなかったこととなり、事業者は民法等の原則どおり損害賠償責任を負うこととなる。当然のことながら、「いかなる理由があっても一切損害賠償責任を負わない」という特約が無効となっても事業者は、「いかなる理由があっても一切損害賠償責任を負う」ことになるわけではない。そもそも民法第415条、第709条等の規定に照らし、そもそも損害賠償責任を負わないようなケースであれば、損害賠償責任を負うことはない。

(事例8-4)

事業者は、天災等事業者の責に帰すべき事由によらない損害については賠償責任を負わない。

事業者の責めに帰すべき事由がない場合には、事業者はそもそも債務不履行や不法行為に基づく損害賠償責任を負うことはない。この事例は、本来負うことがない責任を負わないということを確認的に定めたものと考えられるが、このような条項は無効とはならない。(ただし、事業者が金銭債務を負っている場合には不可抗力による抗弁はできない。)

(事例8-5)

いかなる理由があっても事業者の損害賠償責任は〇〇円を限度とする。

(事例8-6)

事業者は通常損害については責任を負うが、特別損害については責任を負わない。

事例 8-5 のように損害賠償責任の限度を制限する条項は、「一部を免除する条項」である。また、事例 8-6 も損害賠償額の上限を通常損害の額としていると考えられ「一部を免除する条項」にあたる。このとき事業者に故意または重大な過失がある場合には、第 8 条第 1 項第 2 号、第 4 号に該当し無効となる。故意または重大な過失がない場合には、無効とはならない。

また、損害賠償責任の一部を免除する条項としては、損害賠償責任の 90% を免除するような条項も考えられるが、これも全部を免除する条項ではないため、第 8 条第 1 項第 1 号、第 3 号には該当しない。しかし、事業者が損害賠償責任の 90% を免除する旨の条項は、民法第 416 条の適用による場合よりも消費者の権利を制限することによって、民法の信義則に反する程度に消費者の利益を一方的に害すると考えられるものについては、第 10 条に該当し無効となり得る。

なお、条項が無効となった結果、損害賠償額の限度については最初から何の特約もなかったこととなり、事業者は民法第 416 条の規定に従い責任を負うこととなる。

民法においては、債務不履行についての損害賠償の範囲は第 416 条（判例では、不法行為にも類推適用される。）により規定された相当因果関係の法理によって定められている。その趣旨は一般に、現実生じた損害のうち、当該事案の場合に特有の損害を除いた、当該債務不履行により通常生ずべき損害である「通常損害」を原則とし、特別の事情を予見し得た場合のみ、その特別の事情により生じた「特別損害」をも対象とする、と解されている。

（事例 8-7）

事業者に故意または重大な過失がある場合を除き、損害賠償責任は〇〇円を限度とする。

この条項は、「一部を免除する条項」であるが、事業者に故意または重大な過失がある場合を除外しているため、第 8 条第 1 項第 2 号、第 4 号には該当せず、無効とはならない。

（事例 8-8）

宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品について、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは〇〇円を限度としてその損害を賠償します。（ホテル宿泊契約）

この条項は、「一部を免除する条項」に当たるが、商法第 595条では、「貨幣、有価証券其他ノ高価品ニ付テハ客カ其種類及ヒ価額ヲ明告シテ之ヲ前条ノ場屋ノ主人ニ寄託シタルニ非サレハ其場屋ノ主人ハ其物品ノ滅失又ハ毀損ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任セス」とされており、商法の任意規定に基づく債務不履行責任を制限しているとはいえないため、第 8 条第 1 項第 2 号には該当せず、無効とはならない。

(事例 8 - 9)

事業者は、人的損害については責任を負うが、物的な損害については一切損害賠償責任を負わない。

人的損害については責任を負うが、物的損害については責任を負わないとする条項は、物的損害のみが生じた場合には、一切損害賠償しないこととなるため、「全部を免除する条項」にあたる。したがって、第 8 条第 1 項第 1 号、第 3 号に該当し無効となる。

(事例 8 - 10)

消費者が事業者に故意・過失があることを証明した場合には損害賠償責任を負う。

証明責任を転換する条項は、第 8 条には該当しない。ただし、証明責任を法定の場合よりも消費者に不利に定める条項（例えば民法 415条の債務不履行責任に関し、事業者の「責に帰すべき事由」を消費者に証明させる条項）は、第10条に該当し無効となり得る。

(2) 第 1 項第 5 号、第 2 項関連

(事例 8 - 11)

事業者は、商品に瑕疵があっても、一切損害賠償、交換、修理をいたしません。

第 8 条第 1 項第 5 号に該当し無効となる。無効となった結果、損害賠償責任については最初から何の特約もなかったこととなり、事業者は民法第 570条に基づく損害賠償責任を負うこととなる。

(事例 8 - 12)

1 ヶ月以内に死亡した場合は、代犬をお渡ししますが、返金には応じません。
(ペットの販売の例)

瑕疵のない物を提供することとしているので、第8条第2項第1号に該当し、無効とはならない。

(事例8-13)

○ リース標準契約書の例

第15条 (第1項 略)

- 2 物件の規格、仕様、品質、性能その他に隠れた瑕疵があった場合並びに物件の選択または決定に際して乙（借借人）に錯誤があった場合においても、甲（賃貸人：リース業者）は、一切の責任を負いません。
- 3 前2項の場合、乙は売主に対し直接請求を行い、売主との間で解決するものとし、また、乙が甲に対し書面で請求し、甲が譲渡可能であると認めてこれを承諾するときは、甲の売主に対する請求権を乙に譲渡する手続をとるなどにより、甲は乙の売主への直接請求に協力するものとし、

(リース業者、サプライヤー間の標準注文請書)

第5条 物件に関する瑕疵担保、期間内保証、保守サービスその他売主の便宜供与または義務の履行については、売主が借主に対して直接その責任を負います。また、売主が自ら責任を負うべき事由による物件の引渡遅延または引渡不能によって、借主に損害を与えたときも同様とします。

リース事業者は、消費者との契約においては瑕疵担保責任を免責しているが、サプライヤーとの間の売買契約において、サプライヤーが直接瑕疵担保責任を負うこととされており、第8条第2項第2号に該当するため無効とはならない。

(事例8-14)

ソフトウェアの瑕疵については交換・修補・代金返還のいずれかにより対応する。（ソフトウェアの使用許諾契約の例）

ソフトウェアの瑕疵については2（5）「○ 瑕疵担保責任について」（4）を参照。

この考え方からすると、ソフトウェアの使用許諾契約が有償契約である場合には、ソフトウェアの瑕疵について損害賠償責任の全部を免除する旨の条項は、本法第8条第1項第5号に該当し無効となる場合があると考えられる。ただし、ソフトウェアのバグがそもそも「瑕疵」にあたらない場合には、ソフトウェア事業者が瑕疵担保責任を負うことはない。

ただし、一般には、使用許諾契約上ソフトウェアのバグについては、この事例8-14のように、ソフトウェア事業者は交換・修補等により対応する旨定めている場

合が多く、その場合には仮にソフトウェアのバグが瑕疵にあたるとされたとしても、消費者契約法第8条第2項第1号に該当し、当該条項は無効とはならないものと考えられる。

(事例8-15)

商品の瑕疵による損害賠償責任については、消費者が瑕疵を知ってから1ヶ月以内に事業者申し出た場合に限り負うものとする。

権利の行使期間を制限する条項は、第8条第1項第5号には該当しない。ただし、行使期間を不当に短く設定している条項は、民法第566条第3項（行使期間は1年以内）に反するものとして、第10条に該当し無効となり得る。

[2] 第9条（消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効）

（消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効）

第九条 次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

- 一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分
- 二 当該消費者契約に基づき支払うべき金銭の全部又は一部を消費者が支払期日（支払回数が二以上である場合には、それぞれの支払期日。以下この号において同じ。）までに支払わない場合における損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、支払期日の翌日からその支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該支払期日に支払うべき額から当該支払期日に支払うべき額のうち既に支払われた額を控除した額に年十四・六パーセントの割合を乗じて計算した額を超えるもの 当該超える部分

1 趣旨

契約条項に基づく事業者による消費者の義務の加重としては、現実には、消費者契約の解除等に伴い高額な損害賠償等を請求することを予定し、消費者に不当な金銭的負担を強いる場合がある。そこで、本条においては、消費者が不当な出捐を強いられることのないよう、事業者が消費者契約において、契約の解除の際又は契約に基づく金銭の支払義務を消費者が遅延した際の損害賠償額の予定又は違約金を定めるときに、その額が一定の限度を超える場合、その限度を超える部分が無効とすることとする。

2 条文の解釈

(1) 第1号

本号は、事業者は消費者契約において、契約の解除に伴う損害賠償額の予定等を定めたときは、消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害を超える損害賠償を消費者に請求することができないこととしている。

民法第420条によると、当事者の合意により債務不履行により生じる損害賠償の額の予定又は違約金の定めをすることができ、この損害賠償額の予定又は違約金は、裁判所もその額を増減することができないこととされている。本項の規定は、契約の解除に伴う損害賠償額の予定等の定めがある場合において契約が解除されたときに、民法第420条の規定の適用の如何にかかわらず、当該事業者が生ずべき平均的損害の額を超える額の支払を消費者に請求することができず、その超過部分が無効とするものである。なお、約定解除の場合の損害賠償の額に関しては、民法上の規定は存在しない。

① 「契約の解除に伴う」

「契約の解除に伴う」とは、約定解除権を行使するケース又は法定解除権を行使

するケースを指す。本号は、たとえ消費者の責めに帰すべき事由により事業者が解除権を行使する場合であっても、事業者は一定の金額を超える損害賠償等を請求することができないということを規定するものである。

- ② 「損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が」

消費者契約において、契約の解除に伴う損害賠償額の予定と併せて、損害賠償とは趣旨が異なる違約罰的なものとして高額な違約金を規定する場合があります。このような場合には、消費者に過大な義務を課されるおそれがあるため、両者を合算した額が事業者が生じる平均的な損害を超えてはならないこととする。

- ③ 「当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額」

この「平均的な損害」とは、同一事業者が締結する多数の同種契約事案について典型的に考察した場合に算定される平均的な損害の額という趣旨である。具体的には、解除の時期等により同一の区分に分類される複数の同種の契約の解除に伴い、当該事業者が生じる損害の額の平均値を意味するものである。したがって、この額はあらかじめ消費者契約において算定することが可能なものである。これは、事業者には多数の事案について実際に生じる平均的な損害の賠償を受けさせれば足り、それ以上の賠償の請求を認める必要はないためである。また、この「平均的な損害」は、当該消費者契約の当事者たる個々の事業者が生じる損害の額について、契約の類型ごとに合理的な算出根拠に基づき算定された平均値であり、当該業種における業界の水準を指すものではない。

「解除の事由」とは具体的な解除原因を指す。解除に伴う損害賠償額の予定等については、下記の事例9-1のように、具体的な解除原因によって解約手数料の額を区分している場合や、事例9-2のように解除の時期により区分している場合がある。また、売買契約の場合には、解除により商品が返品されたか否かで区分している場合があります。 「当該条項において設定された」とは、解除に伴う損害賠償額の予定等の区分の仕方は、業種や契約の特性により異なるものであるところ、

「平均的な損害」であるかどうかの判断は当該条項で定められた区分ごとに判断するとの意味である。ただし、「平均的な損害」の額の算定については、消費者側の「解除の事由」という要素により事業者が生ずべき損害の額が異なることは、一般的には考え難い。

(事例9-1)

○ 語学学校等の例

契約後、中途解約を希望される場合、下記の条件及び解約理由に設定された解約手数料をいただいた上で納入された受講料の残額をお返しします。

解除理由	解約手数料

本人の転居（転居先に当校がない場合、またあっても遠距離で通学が困難と当社が判断した場合） 本人の疾病・事故等（但し2ヶ月以上の入院）の場合	残余受講料の20% (最高限度額2万円)
上記以外の事由の場合で本人からの申出があった場合	残余受講料の20% (最高限度額5万円)

(事例9-2)

○ 標準旅行業約款（主催旅行契約の部）

（旅行者の解除権）

第15条 旅行者はいつでも別表1に定める取消料を当社に支払って主催旅行契約を解除することができます。

（別表1）

区 分	取消料
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日帰り旅行にあつては10日目）にあたる日以降に解除する場合（ロからホまでに掲げる場合を除く）	旅行代金の20%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く）	旅行代金の30%以内
ハ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%以内
ニ 旅行開始当日の解除	旅行代金の50%以内
ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内

(注) 旅行業法第12条の2の規定によると、旅行業者は旅行約款を定め運輸大臣の認可を受けなければならないが、同法第12条の3の規定により運輸大臣が定め公示した標準旅行業約款と同一の約款を定める場合には、認可を受けたものとみなされる。

④ 効果

本号に反する規定があった場合には、本号に定める金額を超える部分が無効となり、事業者は平均的な損害の範囲内でしか消費者に損害賠償請求することができなくなることになる。

(2) 第2号

本号は、事業者は消費者契約においては、消費者が契約に基づく金銭の支払が遅延した場合の損害賠償額の予定等を定めたときは、年14.6%を超える損害賠償を消費者に請求することができないこととしている。

民法第420条によると、当事者の合意により債務不履行による損害賠償の額の予定又は違約金の定めをすることができ、この損害賠償額の予定又は違約金は、裁判所もその額を増減することができないこととされている。本項の規定は、遅延損害金の率の上限を14.6%とし、これよりも高い遅延損害金利率が定められている場合に、第420条の規定にかかわらず、年14.6%を超える額の支払を消費者に請求することができず、その超過部分を無効とするものである。

① 「当該消費者契約に基づき支払うべき金銭」

売買契約の目的物である商品の代金、役務提供契約における役務の対価、立替払契約における支払金等がこれに含まれる。

② 「消費者が支払わない場合における」

本号は、金銭債務の支払遅延の場合の損害賠償を対象とするものであり、不正乗車の割増運賃のような支払期日以外の条項に違反したことによる損害賠償の予定又は違約金は、本号の対象とはならない。

③ 「損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が」

趣旨は(1)②に同じ。

④ 「当該支払期日に支払うべき額」

金銭債務の支払期限に支払うこととされる金額を指す。複数回に分割して支払う場合は、それぞれの支払ごとの支払期限及び金額を指す。

⑤ 「年十四・六パーセント」

上限は、消費者の損害賠償責任を、消費者が契約に基づく金銭債務の支払を遅延することによって事業者が生じる平均的な損害の額にとどめる、という趣旨であるが、無効とすべき限度は、業種横断的に適用されるものとして、一定の妥当な水準に制限するという目的、市場取引の実情、民事上の債権に係る遅延損害金の上限を定める他の立法例を踏まえて設定されるべきものである。

具体的には、他の立法例(4を参照)として賃金の支払の確保等に関する法律第6条第1項において、退職した労働者に対する未払賃金を支払う事業主の債務の遅延損害金の上限が14.6%となっていることに加え、取引の実情を見ると、実際に世間で使用されている契約書では、かなりのものにおいて14.6%(日歩4銭)または14.5%とされており、民事上の契約においては、遅延損害金の限度としてこの基準

が一種の慣習として定着し、一般的に許容される限度として受け入れられている。その意味でこの水準は、実際の取引を混乱させるおそれがないものであって、遅延損害金の限度として妥当性のある利率である。

⑥ 計算方法

年14.6%は単利であり、当該条項が日・月等の単位で損害賠償額の予定等を定められているときは、これを年利に換算する。

⑦ 効果

本号に反する規定があった場合には、本号に定める金額を超える部分が無効となり、事業者は年14.6%の範囲内でしか消費者に損害賠償請求することができなくなることになる。

3 第9条関連の事例

(1) 第1号関連の事例

(事例9-3)

○ 旅行契約約款の例

(旅行者の解除権)

第15条 旅行者はいつでも別表1に定める取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。

(別表1)

区 分	取消料
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日帰り旅行にあつては10日目）にあたる日以降に解除する場合（ロからホまでに掲げる場合を除く）	旅行代金の20%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く）	旅行代金の30%以内
ハ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%以内
ニ 旅行開始当日の解除	旅行代金の50%以内
ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内

このような条項は、事業者が生じる平均的損害を超えているとはいえないので、

無効とはならない。

(事例9-4)

契約後にキャンセルする場合には、以下の金額を解約料として申し受けます。

(結婚式場等の契約の場合)

(A社の場合)

実際に使用される日から1年以上前の場合・・・契約金額の80%

(B社の場合)

実際に使用される日の前日の場合・・・・・・・・・・契約金額の80%

例えば、A社のように、実際に使用するのが1年後であるにもかかわらず、契約金額の80%を解約料として請求する場合には、通常は事業者が生じる平均的損害を超えていると考えられるので、第9条第1号に該当し、平均的損害を超える部分について無効となる。すなわち、1年前のキャンセルの場合の当該事業者が生じる平均的な損害の額が、仮に契約金額の5%だとすると、80%との定めのうち75%の部分が無効となり、事業者は5%分しか請求できないこととなる。

しかし、B社の例のように、式の前日にキャンセルする場合には解約料として契約金額の80%を請求しても、通常は平均的な損害を超えているとはいえず、この条項は無効とはならないと考えられる。

(事例9-5)

契約の解除はいかなる理由があってもできません。

消費者の解除権を制限する条項は、第9条第1号には該当しない。ただし、第10条に該当し無効となり得る。

(2) 第2号関連の事例

(事例9-6)

毎月の家賃(70,000円)は、当月20日までに支払うものとする。前記期限を過ぎた場合には1ヶ月の料金に対し年30%の遅延損害金を支払うものとする。

第9条第2号に該当し年14.6%を超える部分について無効となる。

例えば、代金1ヶ月分(70,000円)を180日遅延した場合には、この契約条項どおりだと遅延損害金は、10,356円(70,000 × 30% × 180/365)となるが、第9条第2項の適用によると、5,040円(70,000 × 14.6% × 180/365)が上限となり、5,316円について無効となる。

(事例9-7)

期限までに返却されない場合には1日当たり300円の延滞料を申し受けます。
(レンタルビデオ等の例)

このような延滞料は、契約に定められた期間を超える期間における物品の賃借についての追加料金と考えられる。したがってこの延滞料は金銭債務の支払遅延に対するものではないため、第9条第2号には該当しない。

(事例9-8)

○ 電気供給約款の例

44 違約金

(1) お客さまが41(供給の停止)(3)ロからト[電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合等]までに該当し、そのために料金の全部または一部の支払を免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額に消費税等相当額を加えた金額を、違約金として申し受けます。

この違約金は、金銭債務の支払遅延に対するものではなく、電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合等に課されるものであるため、第9条第2号には該当しない。

4 第9条第2号関連の立法例

金銭債務の支払を遅延した場合における遅延損害金の利率を年14.6%としている規定の例としては以下のようなものがある。

○ 中小企業倒産防止共済法(昭和52年法律第84号)

(共済金の貸付けの条件等)

第十条

3 事業団は、共済金の貸付けを受けた者が共済金をその償還期日までに償還しなかつたときは、その者に対し、その延滞した額につき年十四・六パーセントの割合で償還期日の翌日から償還の日の前日までの日数によって計算した額の範囲内において、違約金を納付させることができる。

(一時貸付金の貸付け)

第十条の二

5 事業団は、一時貸付金の貸付けを受けた者が一時貸付金をその償還期日までに償還しなかつたときは、その者に対し、その延滞した額につき年十四・六パーセントの割合で償還期日の翌日から償還の日の前日までの日数によって計算した額の範囲内において、違約金を納付させることができる。

(割増金)

第十六条 事業団は、共済契約者が掛金をその納付期限までに納付しなかつたときは、その者に対し、その延滞した額につき年十四・六パーセントの割合で納付期限の翌日から納付の日の前日までの日数によつて計算した額の範囲内において、割増金を納付させることができる。

○ 石炭鉱業構造調整臨時措置法（昭和30年法律第 156号）

（違約金等）

第三十六条の九 機構は、近代化資金の貸付けを受けた者が支払期日までに貸付金を償還せず、又は前条の規定により償還を請求された貸付金を償還しなかつたときは、政令で定めるところにより、違約金を徴収するものとする。

（注）年14.6%（政令第5条第1項）

○ 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）

（退職労働者の賃金に係る遅延利息）

第六条 事業主は、その事業を退職した労働者に係る賃金（退職手当を除く。以下この条において同じ。）の全部又は一部をその退職の日（退職の日後に支払期日が到来する賃金にあつては、当該支払期日。以下この条において同じ。）までに支払わなかつた場合には、当該労働者に対し、当該退職の日の翌日からその支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該退職の日の経過後まだ支払われていない賃金の額に年十四・六パーセントを超えない範囲内で政令で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

（注）年14.6%（政令第1条）

○ 建設業法（昭和24年法律第 100号）

（特定建設業者の下請代金の支払期日等）

第二十四条の五

4 特定建設業者は、当該特定建設業者が注文者となつた下請契約に係る下請代金を第一項の規定により定められた支払期日又は第二項の支払期日までに支払わなければならない。当該特定建設業者がその支払をしなかつたときは、当該特定建設業者は、下請負人に対して、前条第二項の申出の日から起算して五十日を経過した日から当該下請代金の支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に国土交通省令で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

（注）年14.6%（省令第14条）

[3] 第10条（消費者の利益を一方的に害する条項の無効）

（消費者の利益を一方的に害する条項の無効）

第十条 民法、商法その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

1 趣旨

消費者契約の実態を踏まえると、第8条、第9条に規定する条項以外にも消費者の利益を一方的に害する条項が存在する。したがって、民法、商法その他の法律の任意規定の適用による場合に比べ、消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する特約で、その程度が民法第1条第2項の基本原則に反するものの効力を否定することとする。

2 本条の必要性

第8条及び第9条においては、

- どのような事項に関するものか（→例えば第9条第2号は遅延損害金に関するもの）、
- どのような場合に無効となるか（→例えば第9条第2号では遅延損害金が年率14.6%を超える場合）

を定めることとしているが、消費者契約においては、それ以外にも無効とされるべき条項が想定される。

そこで、本条においては、消費者契約の条項が、

- 民法、商法等の法律中の任意規定によれば消費者が本来有しているはずの権利を特約によって制限し、又は任意規定によれば消費者が本来果たすべき義務を特約によって加重している場合（すなわち、民法、商法等の法律中の任意規定から乖離している場合）であつて、かつ、
 - 当該条項の援用によって民法第1条第2項で規定されている信義則に反する程度に一方的に消費者の利益を侵害する場合（すなわち、当該乖離が消費者契約において具体化される民法の信義則上許容される限度を超えている場合）
- には、当該条項を無効とするものである。

3 本条の解釈

（1）「民法、商法その他の法律の公の秩序に関しない規定」

「公の秩序に関しない規定」とは任意規定のことを指す。法令中の規定には、当事者の意思のいかんを問わず無条件に適用され、その規定に反する当事者間の特約を無効とするという効力を有する、いわゆる強行規定といわれている規定があるが、他方、強行規定とは反対に、その規定よりも当事者間の特約が優先し、当事者がその規定と異なる意思を表示しない場合に限り適用される規定があり、このような規定を任意規定という。任意規定であるか否かは個々の規定の解釈による。「その他の法律」とは、

任意規定を有する法律で、民法、商法以外のものを指す。具体的には、例えば公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律は、第 788条が任意規定であることから、これに当たる。

なお、例えば暴利行為などそもそも民・商法等の任意規定と無関係なものは第10条の対象にならない。

(2) 「消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する」

消費者と事業者との間の特約がなければ、本来任意規定によって消費者が権利を行使できるにもかかわらず、不当な特約によってその権利を制限すること、又は消費者と事業者との間の特約がなければ、本来任意規定によって消費者には本来加重されることのない義務であるにもかかわらず、不当な特約によってその義務を加重することを指す。

(3) 「民法第一条第二項に規定する基本原則に反して」

民法第1条第2項には「権利ノ行使及ヒ義務ノ履行ハ信義ニ従ヒ誠実ニ之ヲ為スコトヲ要ス」とされている。信義誠実とは、「社会共同生活の一員として、互に相手方の信頼を裏切らないように、誠意を持って行動することである。」（我妻榮「新訂民法総則（民法講義Ⅰ）」）とされており、これは、権利の行使及び義務の履行に当たっては、相手方の信頼を裏切らないように誠意を持って行動することが要請されるということである。この信義誠実の原則（信義則）は、「権利の行使及び義務の履行」全般に関する民法の指導原理となっている。

民法第1条第2項によって、個別の条項に基づく権利主張を制限しうることは、裁判実務上定着しているが、こうした当該裁判例は、条項自体を無効にしているわけではなく、当該条項に用いた権利主張が当該具体的事情のもとにおいては信義則上制限されることを企図している。こうした裁判例を整理すると、次のような場合には当該条項に基づいた権利主張が制限されている。

- ① 当該事案における一切の個別事情を考慮した上で、
- ② 契約内容が一方当事者に不当に不利であること。

○ 東京地判平成2年10月26日判時1394号94頁

土地建物の売買契約において、越境建物所有の隣地地主の建物取り壊し承諾書を取得するとの特約に売主が反したことを理由とする買主からの契約解除に伴う違約金条項に基づく代金の2割相当額である2億円余りの損害賠償請求について、売買契約締結の目的、経緯、その後の履行状況、債務不履行の程度、本件売買をめぐる当事者の利害関係等に照らすと、違約金として約定の全額を請求することができることは衡平を著しく損ない不当であって信義則に反すると言わざるを得ず、約定違約金の3割に相当する額の支払を求めることができるものとする。

本条においては、当該契約の目的となるもの、対価その他の取引条件、契約類型、

公益性や取引の安定といった社会一般の利益の有無等を踏まえながら、契約当事者が、消費者と事業者である限り、具体的な当事者の如何を問わず、これらの裁判例等で明らかにされたような信義則違反に該当する場合（すなわち、民法第1条第2項に規定する民法の基本的指導原理に反する権利行使・義務の履行が設定される場合）には、権利の行使を認めないことにとどまらず消費者契約に関し一定の特約を一律無効とし、当事者の意図した法的効果を当然にはじめから一切発生しないようにとするものである。

法文上「民法第1条第2項の基本原則に反し」と明記していることから、本法第10条に該当し無効とされる条項は、現行民法のもとにおいても民法第1条第2項の基本原則に反するものとして当該条項に基づく権利の主張が認められないものであり、現在、現行民法第1条第2項に反しないものは本条によっても無効にならない。

(4) 「消費者の利益を一方向的に害する」

消費者と事業者との間にある情報、交渉力の格差を背景として不当条項によって、消費者の法的に保護されている利益を信義則に反する程度に両当事者の衡平を損なう形で侵害すること、すなわち民法等の任意規定及び信義則に基づいて消費者が本来有しているはずの利益を、信義則上両当事者間の権利義務関係に不均衡が存在する程度に、侵害することを指す。

「一方向的に」とは、本来互酬的、双務的であるはずの権利義務関係が、不当な特約によって、両当事者の衡平を損なう形で消費者の保護法益が侵害されている状況を示す。

(5) 「無効とする」

民法第1条第2項は私権の行使に関する一般原則を指導原理として定めているものである以上、直接に契約の条項を無効とする効果を示すものではないが、本法では信義則に反して任意規定から乖離する条項を当該任意規定に違反する限りにおいて無効とするものである。条項が無効となった結果、当該条項は最初からなかったこととなり、民法、商法、その他の法律の任意規定に則った取扱いがなされることとなる。

4 本法第10条により無効とされる可能性がある条項の例について

当該契約の目的となるもの、対価その他の取引条件、契約類型等にもよるが、消費者契約において、本法第10条により、無効とされる可能性のある条項としては、例えば、次のようなものが考えられる。

(事例10-1)

消費者からの解除・解約の権利を制限する条項

民法第541条に規定する履行遅滞、第543条に規定する履行不能、第570条に規定する瑕疵担保等の事由があれば相手方は契約を解除することができる旨規定されている。

一般的にあらゆる消費者契約において、解除権を消費者に付与することは困難で

あるが、上記のような解除事由に該当する場合は、解除についての任意規定が置かれていることから、消費者に解除を認めないことについて事業者に正当な理由がない場合には、原則として消費者の利益を害するものとして消費者から解除権を奪う条項を無効とすべきものと考えられる。

例えば、事業者が民法第 570条に基づく瑕疵担保責任を負う場合であるにもかかわらず、「民法第 570条に基づく消費者の解除権を奪う条項」は、消費者に極めて少額の損害賠償請求権しか認められていない場合には、無効となるものと考えられる。条項が無効となった結果、消費者は民法第 570条に基づき解除権を行使することができることとなる。

また、他の例として、消費者の所有する土地を利用した住宅の建築請負契約において、請負人が途中で投げ出したような場合に、未完成部分の解除までも一切解除を認めないような条項は、民法第 541条に反し、土地の使用収益を著しく害するものであって無効であると考えられる。条項が無効となった結果、消費者は民法第 541条に基づき解除権を行使することができることとなる。

(事例10-2)

事業者からの解除・解約の要件を緩和する条項

民法第 540条によると、解除権を行使する場合、相手方に対する意思表示によることとされているほか、民法第 541条によると、履行遅滞の場合には、相当の期間を定めてその履行を催告し、もしその期間に履行がない時には契約を解除することができることとされている。

したがって、契約の性質からして一定の期日または期間内に債務者が履行するでなければ、債権者の契約の目的が達成されない場合（定期行為の場合）であるなどの正当な理由なく事業者が消費者の債務不履行の場合に相当な期間の催告なしに解除することができるとする条項については、無効とすべきものと考えられる。条項が無効となった結果、事業者は、解除権を行使するには、民法第 540条、第 541条の規定に従い、相当の期間を定めてその履行を催告し、消費者に対する意思表示により行使しなければならない。

(事例10-3)

紛争解決に当たっては、事業者の選定した仲裁人の仲裁によるものとする旨の条項

公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律第 788条によれば、仲裁契約に仲裁の選定に関する定めがないときは、当事者は各 1名の仲裁人を選定することとされている。例えば、「仲裁人の選定権を事業者のみに与える条項」は、公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律第 788条から乖離するものであり、正当な理由がない場合に

は無効とすべきと考えられる。ただし、消費者が仲裁手続によるか訴訟手続によるかを選択できるような場合には無効とはいえない。条項が無効となった結果、仲裁手続による場合には、公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律第 788条に従い当事者が各 1 名の仲裁人を選定することとなる。

(事例10-4)

消費者の一定の作為又は不作為により、消費者の意思表示がなされたもの又はなされなかったものとみなす条項

民法第 526条第 2 項によれば、申込者の意思表示又は取引上の慣習により承諾の通知を必要としないものとされる場合には、契約は承諾の意思表示と認めるべき事実があった時に成立するとされている。

にもかかわらず、承諾の意思ありとは判断し難い消費者の一定の作為又は不作為を捉えて、「承諾の意思表示」と認めるべき事実があったとして契約が成立するものとする条項は、消費者に不測の損害を与える可能性があり、場合によっては無効と解される場合があると考えられる。

例えば、会員契約のようなものにおいて、会員になった者に商品を一方的に送りつけ、送りつけられた人がその商品を購入しない旨の通知や返品をしないと、その商品を購入したものとみなす条項は、無効となるものと考えられる。条項が無効となった結果、民法第 526条第 2 項に従い当該売買契約については消費者の承諾の意思表示は成立しないこととなる。

(事例10-5)

事業者の証明責任を軽減し、又は消費者の証明責任を加重する条項

証明責任を法定の場合よりも消費者に不利に定める条項（例えば、民法第 415条の債務不履行責任に関し、事業者の「責に帰すべき事由」を消費者に証明させる条項）は、無効となりうる。条項が無効となった結果、事業者が民法第 415条に基づく損害賠償責任については、事業者の責に帰すべき事由がないことを事業者が証明しなければ同条に基づき損害賠償責任を負うこととなる。

(事例10-6)

消費者の権利の行使期間を制限する条項

瑕疵担保責任の権利の行使期間については、当該契約内容の特性等により任意規定と異なる定めをすることは許容されるべきであるが、正当な理由なく行使期間を法定の場合よりも不当に短く設定する条項は、民法第 566条第 3 項（権利の行使期

間は事実を知ったときから1年以内)に比べ、消費者の義務を加重するものとして、第10条に該当し無効となり得る。条項が無効となった結果、消費者は民法第566条第3項にしたがい、事実を知ってから1年以内に権利行使すればよいこととなる。

【4】 第4章 雑則（第11条・第12条）

[1] 第11条（他の法律の適用）

I 第1項

（他の法律の適用）

第十一条 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し及び消費者契約の条項の効力については、この法律の規定によるほか、民法及び商法の規定による。

1 趣旨

本項は、本法が民法及び商法に加えて、消費者契約の特性にかんがみ消費者契約の取消しを認めたり、消費者契約の条項の効力を否定したりする新たな制度を導入するものであり、本法に特段の定めがない事項については、民法及び商法の規定が適用されることを明らかにする。

2 条文の解釈

（1）「消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し」

本法第4条は、消費者が事業者の一定の行為により誤認または困惑したことによって消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をした場合に、当該意思表示を取り消すことができることを定めている。

（2）「消費者契約の条項の効力」

本法は、消費者契約においては、第8条から第10条の規定に該当する契約条項については無効となることを定めている。

（3）「この法律の規定によるほか、民法及び商法の規定による。」

契約の取消し及び契約条項の効力につき、本法に特段の定めがない事項については、民法及び商法の規定が適用されることを明らかにしているが、これには2つの内容が含まれている。

① 1つ目は、本法に特段の定めがない事項について、補充的に民法及び商法の規定が適用されるという点である。

本法第4条の規定に関するものとして、民法第120条（取消権者）、第121条（取消しの効果）、第122条（取り消すことができる行為の追認）、第123条（取消し・追認の方法）、第124条（追認の要件）及び第125条（法定追認）の規定がある。

すなわち、取消すことのできる行為は、瑕疵ある意思表示をした者（消費者）、その代理人又は承継人に限りこれを取り消すことができる（民法第120条）。取消すことのできる行為の相手方が確定している場合には、その取消し又は追認は相手方に対する意思表示によって行う（民法第123条）。

また、取消すことのできる行為は、取消権者が追認した時は、初めから有効なものとなされ、取消しができなくなる。ただし、これにより、第三者の権利を害す

ることはできない（民法第 122 条）。追認は、取消しの原因となる情況（誤認、困惑）が止んだ後になさなければ効果が生じない（民法第 124 条第 1 項）。

取消しの原因となる情況（誤認、困惑）が止んだ後（この意義については、第 7 条第 1 項の説明を参照）に、取消すことのできる行為につき、次の事実があったときは、追認をなしたものとみなされ（法定追認）、取消しができなくなる。但し、消費者が異議を留めたときは、この限りでない（民法第 125 条）。

ア 全部又は一部の履行

イ 履行の請求

ウ 更改

エ 担保の供与

オ 取消しができる行為によって取得した権利の全部又は一部の譲渡

カ 強制執行

これらが、具体的に何を意味するかについては、民法の解釈や判例による。例えば、上記アについて、判例では、取消権者が債務者としてみずから履行する場合だけでなく、債権者として相手方の履行を受領する場合をも含むとされている（大判昭和 8 年 4 月 28 日民集 12 卷 1040 頁）。

また、本法第 8 条から第 10 条までの規定に関するものとして、商法第 739 条（船舶所有者の過失による損害賠償責任・堪航能力がないことによる損害賠償責任）の規定がある。

- ② 2 つ目は、本法の規定と民法及び商法の規定が競合する場合には、前者が優先的に適用されるという点である。

例えば、民法第 572 条、（請負契約については第 640 条）によると、知っていて告げなかった事実について瑕疵担保責任を負わない旨の特約は無効となり、損害賠償責任を免れることはできないが、本法では、およそ瑕疵があるときには、それにより生じた損害賠償責任は免除できないとされているため、知っていて告げない瑕疵による損害について賠償請求するときには、本法が適用される。また、商法第 739 条の船員その他の使用人の悪意又は重過失による船舶所有者の損害賠償責任についても同様である。

なお、商法は民法の特別法として、商人及び商行為に関して特則を置いているが、商法は商人間取引だけでなく、商人と商人でない者の間の取引についても適用されるため、事業者と消費者との間で適用される契約についても、商法が適用される場合がある。しかし、商法は○営利主義、○取引の円滑確実化、○企業の維持強化をその特色としており、当事者の一方が消費者である場合でも消費者利益の確保という観点からの規定は設けられていない。そこで、両者が抵触する場合には、本法の立法趣旨に照らし、本法の定めを優先させることとしている。

II 第2項

2 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し及び消費者契約の条項の効力について民法及び商法以外の他の法律に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

1 趣旨

民法及び商法以外の個別法の私法規定のなかには、本法の規定に抵触するものが存在する。個別法は、当該業種の取引の特性や実情、契約当事者の利益等を踏まえた上で取引の適正化を図ることを目的として規定されたものであるため、本項は、消費者契約を幅広く対象とする本法の規定と個別法の私法規定とが抵触する場合には、原則として後者が優先的に適用されることを明らかにする。

2 条文の解釈

(1) 「消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し」

第1項2(1)に同じ。

(2) 「消費者契約の条項の効力」

第1項2(2)に同じ。

(3) 「民法及び商法以外の他の法律に別段の定めがあるとき」

民法及び商法以外に、様々な分野について当該業種の取引の特性や実情、契約当事者の利益等を踏まえた個別法が制定されている。その個別法の私法規定のなかには、消費者保護の観点から、契約の成立を否定したり、契約の条項の効力を否定したりする規定、あるいは、事業の特性にかんがみ事業者の責任を軽減するような規定が存在する。「別段の定め」とは、このように、本法の規定と要件が重なっていることにより、抵触する個別法の私法規定を指す。これらの規定については、どちらの規定を適用するかで結論が異なる場合があるため、いずれの規定が優先的に適用されるのかを定める必要がある。一方、要件が全く重ならない個別法の規定については本法の規定と競合的に適用される。

(4) 本法第4条の規定と個別法の私法規定との関係

個別法の私法規定のなかで本法第4条の規定と要件が重なっていることにより抵触すると考えられるものは、存在しない。したがって、本法第4条の規定と個別法の私法規定とは、競合的に適用される。例えば、本法第4条の規定における消費者の取消権については、種々の個別法（例：訪問販売法、割賦販売法）におけるクーリングオフ権や訪問販売法における特定継続的役務提供についての中途解約権と競合的に行使すること（注）ができるとしても、これら個別法の立法趣旨を害するものではない。したがって、(1)にいう別段の定めにはあたらない。（なお、NHKの受信契約については、仮に当該契約の取消しがなされたとしても、放送法（昭和25年法律第132

号) 第32条第1項によれば、NHKの放送を受信することができる受信設備を設置している限り、結局、NHKとその放送の受信についての契約を締結しなければならな
いため、契約の取消しには実益がないと考えられている。)

(注) 例えば、ある事案において、個別法により、当該契約について契約締結後8日以内
にクーリングオフできるとの規定があれば、消費者はその個別法の規定によりクー
ーリングオフできる。一方、同一事案において、本法第4条の要件にも該当する場
合には、消費者は本法第4条に基づき取消を主張することができる。つまり、契約
締結後8日以内であれば、消費者は、クーリングオフを選択することも、本法第4
条の規定による契約の申込みの取消を選択することも可能である。「競合的」とは、
以上のような趣旨である。

また、消費者が本法第4条の規定を適用し当該契約を取り消した後は、クー
ーリングオフの規定を適用することはできなくなる。逆にクーリングオフの規定により
契約を解除した後も、本条第4条の規定を適用することはできなくなる。

(5) 本法第8条から第10条の規定と個別法の私法規定との関係

個別法の私法規定のなかには、本法の規定と抵触する規定が存在する。

個別法は、当該業種の取引の特性や実情、契約当事者の利益等を踏まえた上で対応
を行うことを目的として規定されたものであり、消費者契約を幅広く対象とする本法
の規定と個別法の私法規定が抵触する場合があるが、個別法が優先されるものとする。

なお、個別法の規定は適用範囲を限定しているため、その適用範囲に含まれない部
分については、消費者契約である限り、本法の規定が適用される。また、個別法の規
定に抵触しない本法の規定については、個別法の適用範囲であっても、消費者契約で
ある限り、適用される。例えば、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及
び発信者情報の開示に関する法律」(平成13年11月30日法律第137号)には、特定電
気通信役務提供者(以下「プロバイダー等」とする)の損害賠償責任の制限に関する
規定が置かれているが、消費者とプロバイダー等との契約において、プロバイダー等
の債務不履行による損害賠償責任及び不法行為による損害賠償責任を免除する条項が
定められていても、当該条項が同法第3条及び第4条第4項によって有効になるわけ
ではなく、同法の規定は消費者契約法第8条には抵触しない。

3 本法の規定と抵触する規定の例

(1) 具体例

① 郵便貯金法(昭和22年法律第144号)

第二十七条(免責) 郵政事業庁は、左の場合において郵便貯金の払もどし
金の払渡を延期したときは、これに因り生じた損害を賠償しない。

- 一 払い渡すべき郵便局において現金に余裕のないとき。
- 二 預金者の提出すべき書類が不完全なとき。
- 三 不可抗力に因り払い渡すことができないとき。

民法第 419 条第 2 項では金銭債務については不可抗力による抗弁すらできないと定めているが、この規定は、不可抗力その他事業の性質上やむをえない場合に限り、郵便貯金の払戻金の払渡を延期したことにより生じた損害の賠償責任を免除する旨を定めるものと考えられている。本法第 8 条第 1 項第 1 号においては、事業者の債務不履行による損害賠償責任を全部免除する条項は無効としているため、この規定は本法第 8 条第 1 項第 1 号の規定と要件が抵触する。

郵便貯金法第 27 条の規定は郵便貯金事業の特性をふまえ設けられたものであり、この場合においては、この規定が優先して適用され、本法の規定は適用されないこととなる。

② 国際海上物品運送法（昭和 32 年法律第 172 号）

（運送品に関する注意義務）

第三条 運送人は、自己又はその使用する者が運送品の受取、船積、積付、運送、保管、荷揚及び引渡につき注意を怠ったことにより生じた運送品の滅失、損傷又は延着について、損害賠償の責を負う。

第四条 運送人は、前条の注意が尽くされたことを証明しなければ、同条の責を免かれることができない。

（損害賠償の額及び責任の限度の特例）

第十三条の二 運送人は、運送品に関する損害が、自己の故意により、又は損害の発生のおそれがあることを認識しながらした自己の無謀な行為により生じたものであるときは、第十二条の二及び前条第一項から第四項までの規定にかかわらず、一切の損害を賠償する責を負う。

（特約禁止）

第十五条 第三条から第五条まで、第八条、第九条又は第十二条から前条までの規定に反する特約で、荷送人、荷受人又は船荷証券所持人に不利益なものは、無効とする。運送品の保険契約によって生ずる権利を運送人に譲渡する契約その他これに類似する契約も、また同様とする。

これらの規定は、運送人等は過失がないことを証明しなければ責任を免除することができないこと、運送人等に故意等があるときには損害賠償責任を制限することができないことを定め、これらに反する特約を無効とするものであり、本法第 8 条の規定とほぼ同様の責任を課すものであるが、本法第 8 条の規定と要件が抵触している。

国際海上物品運送法のこれらの規定は国際海上物品運送の特性をふまえ設けられたものであり、この場合においては、これらの規定が優先して適用され、本法の規定は適用されないこととなる。

③ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）

(住宅の新築工事の請負人の瑕疵担保責任の特例)

第八十七条 住宅を新築する建設工事の請負契約（以下「住宅新築請負契約」という。）においては、請負人は、注文者に引き渡した時から十年間、住宅のうち構造耐力上主要な部分又は雨水の侵入を防止する部分として政令で定めるもの（次条において「住宅の構造耐力上主要な部分等」という。）の瑕疵（構造耐力又は雨水の侵入に影響のないものを除く。次条において同じ。）について、民法第六百三十四条第一項及び第二項前段に規定する担保の責任を負う。

2 前項の規定に反する特約で注文者に不利なものは、無効とする。

この規定は、住宅新築請負契約については、請負人は住宅の構造耐力上主要な部分等については、10年間瑕疵担保責任を負うこととし、これに反する特約を無効とするものであり、本法第8条第1項第5号の規定より厳しい責任を事業者に課す規定である。

住宅の品質確保の促進等に関する法律第87条の規定は住宅新築請負契約の特性を踏まえ設けられたものであり、この場合においては、この規定が優先して適用され、本法の規定は適用されないこととなる。しかし、住宅の構造耐力上主要な部分等以外についての瑕疵については、本法の規定が適用され得る。

④ 宅地建物取引業法（昭和27年法律第 176号）

(損害賠償額の予定等の制限)

第三十八条 宅地建物取引業者がみずから売主となる宅地又は建物の売買契約において、当事者の債務の不履行を理由とする契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定めるときは、これらを合算した額が代金の額の十分の二をこえることとなる定めをしてはならない。

2 前項の規定に反する特約は、代金の額の十分の二をこえる部分について、無効とする。

この規定は、宅地建物取引業者がみずから売主となる宅地又は建物の売買契約については、宅地建物取引業者は当事者の債務の不履行を理由とする契約の解除に伴う損害賠償額の予定等については代金の20%を上限とし、20%を超える部分については無効とするものであり、本法第9条第1号の規定と要件が抵触する。

宅地建物取引業法第38条の規定は宅地建物取引の特性を踏まえ設けられたものであり、この場合においては、この規定が優先して適用され、本法の規定は適用されないこととなる。

⑤ 割賦販売法（昭和36年法律第 159号）

(契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限)

第三十条の三

2 割賦購入あっせん業者は、前項の契約について前条第一項第二号又は第五項第二号の支払分の支払の義務が履行されない場合（契約が解除された場合を除く。）には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該契約に係る支払総額に相当する額から既に支払われた同条第一項第二号又は第五項第二号の支払分の額を控除した額とこれに対する法定利率による遅延損害金の額とを加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者に対して請求することができない。

この規定は、割賦購入あっせん業者は、割賦購入あっせんに係る契約においては、購入者の支払義務が履行されない場合に一定の金額以上の損害賠償を請求することができないという趣旨であるが、本法第9条第2号の規定と要件が抵触している。

割賦販売法第30条の3第2項の規定は割賦購入あっせんに係る契約の特性をふまえ設けられたものであり、この場合においては、この規定が優先して適用され、本法の規定は適用されないこととなる。しかし、割賦購入あっせんに該当しない場合、例えば、1回払い又は2回払いの契約についての損害賠償の額については、本法第9条第2号の規定が適用され得る。

⑥ 利息制限法（昭和29年法律第100号）

(賠償額予定の制限)

第四条 金銭を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定は、その賠償額の元本に対する割合が第一条第一項に規定する率の一・四六倍（注）をこえるときは、その超過部分につき無効とする。

(注) 元本10万円未満の場合は年29.2%、元本10万円以上 100万円未満の場合は年26.28%、元本 100万円以上の場合は年21.9%とされている。

この規定は、金銭を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定または違約金については、元本の額に応じ一定の額を超える部分を無効とするものであり、本法第9条第2号の規定と要件が抵触している。

利息制限法第4条の規定は金銭を目的とする消費貸借契約の特性をふまえ設けられたものであり、この場合においては、この規定が優先して適用され、本法の規定は適用されないこととなる。

(2) その他の例（第8条関係）

○ 郵便為替法（昭和23年法律第59号）

第十五条（免責）郵政事業庁は、左の場合において為替金の払渡又は払いもどしを延期したときは、これに因り生じた損害を賠償しない。

- 一 為替金を払い渡し、又は払いもどすべき郵便局において現金に余裕のないとき。
- 二 為替金の払渡又は払いもどしに関する書類が整っていないとき。
- 三 不可抗力に因り払い渡し、又は払いもどすことができないとき。

○ 郵便振替法（昭和23年法律第60号）

第十六条（免責）郵政事業庁は、次の場合において、郵便振替の取扱いの遅延があつたときは、これにより生じた損害を賠償しない。

- 一 払込み、振替若しくは払出しに関する書類の送達又はこれらに関する通知が遅延したとき。
- 二 払込み、振替又は払出しに関する書類が不完全であつたとき。
- 三 払出金、預り金残額又は払込金を払い渡し、又は還付すべき郵便局において現金に余裕のないため又は不可抗力によつて払い渡し、又は還付することができなかつたとき。

○ 郵便法（昭和22年法律第 165号）

第三十八条（料金の還付）郵便に関する既納の料金は、次のものに限り、これを納付した者の請求によりこれを還付する。

- 一 過納の料金
 - 二 特殊取扱その他この法律に定める特別の取扱いをする郵便物について、不可抗力による場合を除いて、郵政事業庁がその取扱いをしなかつた場合、又はその取扱いをしないのと同様の結果を生じた場合における特殊取扱その他特別の取扱いの料金
 - 三 郵政事業庁長官が損害賠償をしなければならない場合における当該郵便物の料金（当該郵便物が第二十七条の三の規定により料金の合計額又は総計額を減額された郵便物である場合には、これに係る既納の料金の合計額又は総計額を限度として、当該減額がなかつたものとした場合における当該郵便物の料金。次号において同じ。）及び特殊取扱の料金（書留料を除く。）
- 三の二 前二号に掲げる場合のほか郵便の役務の全部又は一部を提供しなかつた場合で、総務省令で定める場合に該当するときにおける当該郵便物の料金

第六十八条（事由及び金額）郵政事業庁長官は、この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定に従つて差し出された郵便物が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その損害を賠償する。

- 一 書留とした郵便物の全部又は一部を亡失し、又はき損したとき。
 - 二 引換金を取り立てないで代金引換として郵便物を交付したとき。
 - 三 小包郵便物（書留としたもの及び総務省令で定めるものを除く。次項において同じ。）の全部又は一部を亡失し、又はき損したとき。
- 2 前項の場合における賠償金額は、次のとおりとする。
- 一 書留（第五十八条第四項の規定によるものを除く。次号において同じ。）とした郵便物の全部を亡失したとき 申出のあつた額（第五十八条第三項の場合は、同項の総務省令で定める額を限度とする実損額）
 - 二 書留とした郵便物の全部若しくは一部をき損し、又はその一部を亡失したとき 申出のあつた額を限度とする実損額
 - 三 第五十八条第四項の規定による書留とした郵便物の全部又は一部を亡失し、又はき損したとき 第五十八条

第四項の総務省令で定める額を限度とする実損額

四 引換金を取り立てないで代金引換とした郵便物を交付したとき 引換金額

五 小包郵便物の全部又は一部を亡失し、又はき損したとき 総務省令で定める額を限度とする実損額

第六十九条（免責）損害が差出人若しくは受取人の過失又は当該郵便物の性質若しくは欠陥により発生したものであるときは、郵政事業庁長官は、前条の規定にかかわらず、その損害を賠償しない。

第七十条（無損害の推定）郵便物を交付する際外部に破損の跡がなく、且つ、重量に変わらないときは、損害がないものと推定する。

第七十二条（郵便物受取に因る損害賠償請求権の消滅）郵便物の受取人又は差出人は、その郵便物を受け取った後、又は前条第一項の規定により受取を拒んだ場合において、同条第二項に規定する期間内に正当の事由なく立会のため出頭しなかつたときは、その郵便物につき、損害賠償の請求をすることができない。

○ 国際海上物品運送法（昭和32年法律第 172号）

（航海に堪える能力に関する注意義務）

第五条 運送人は、自己又はその使用する者が発航の当時次の事項につき注意を怠つたことにより生じた運送品の滅失、損傷又は延着について、損害賠償の責を負う。

- 一 船舶を航海に堪える状態におくこと。
- 二 船員を乗り組ませ、船舶を艤装し、及び需品を補給すること。
- 三 船倉、冷蔵室その他運送品を積み込み場所を運送品の受入、運送及び保存に適する状態におくこと。

2 運送人は、前項の注意が尽されたことを証明しなければ、同項の責を免かれることができない。

（責任の限度）

第十三条 運送品に関する運送人の責任は、一包又は一単位につき、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額を限度とす。

- 一 一計算単位の六百六十六・六七倍の金額
 - 二 滅失、損傷又は延着に係る運送品の総重量について一キログラムにつき一計算単位の二倍を乗じて得た金額
- 2 前項各号の一計算単位は、運送人が運送品に関する損害を賠償する日において公表されている最終のものとする。
- 3 運送品がコンテナ、パレットその他これらに類する輸送用器具（以下この項において「コンテナ等」という。）を用いて運送される場合における第一項の規定の適用については、その運送品の包若しくは個品の数又は容積若しくは重量が船荷証券に記載されているときを除き、コンテナ等の数を包又は単位の数とみなす。
- 4 運送品に関する運送人の使用する者の責任が、第二十条の二第二項の規定により、同条第一項において準用する前三項の規定により運送人の責任が軽減される限度で軽減される場合において、運送人の使用する者が損害を賠償したときは、前三項の規定による運送品に関する運送人の責任は、運送人の使用する者が賠償した金額の限度において、更に軽減される。
- 5 前各項の規定は、運送品の種類及び価額が、運送の委託の際荷送人により通告され、かつ、船荷証券が交付されるときは、船荷証券に記載される場合には、適用しない。
- 6 前項の場合において、荷送人が実価を著しくこえる価額を故意に通告したときは、運送人は、運送品に関する損害については、賠償の責を負わない。

- 7 第五項の場合において、荷送人が実価より著しく低い価額を故意に通告したときは、その価額は、運送品に関する損害については、運送品の価額とみなす。
- 8 前二項の規定は、運送人に悪意があつた場合には、適用しない。

○ 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和50年法律第94号）

（船舶の所有者等の責任の制限）

第三条 船舶所有者等又はその被用者等は、次に掲げる債権について、この法律で定めるところにより、その責任を制限することができる。

- 一 船舶上で又は船舶の運航に直接関連して生ずる人の生命若しくは身体が害されることによる損害又は当該船舶以外の物の滅失若しくは損傷による損害に基づく債権
 - 二 運送品、旅客又は手荷物の運送の遅延による損害に基づく債権
 - 三 前二号に掲げる債権のほか、船舶の運航に直接関連して生ずる権利侵害による損害に基づく債権（当該船舶の滅失又は損傷による損害に基づく債権及び契約による債務の不履行による損害に基づく債権を除く。）
 - 四 前条第二項第三号に掲げる措置により生ずる損害に基づく債権（当該船舶所有者等及びその被用者等が有する債権を除く。）
 - 五 前条第二項第三号に掲げる措置に関する債権（当該船舶所有者等及びその被用者等が有する債権並びにこれらの者との契約に基づく報酬及び費用に関する債権を除く。）
- 2 救助者又はその被用者等は、次に掲げる債権について、この法律で定めるところにより、その責任を制限することができる。
- 一 救助活動に直接関連して生ずる人の生命若しくは身体が害されることによる損害又は当該救助者に係る救助船舶以外の物の滅失若しくは損傷による損害に基づく債権
 - 二 前号に掲げる債権のほか、救助活動に直接関連して生ずる権利侵害による損害に基づく債権（当該救助者に係る救助船舶の滅失又は損傷による損害に基づく債権及び契約による債務の不履行による損害に基づく債権を除く。）
 - 三 前条第二項第三号に掲げる措置により生ずる損害に基づく債権（当該救助者及びその被用者等が有する債権を除く。）
 - 四 前条第二項第三号に掲げる措置に関する債権（当該救助者及びその被用者等が有する債権並びにこれらの者との契約に基づく報酬及び費用に関する債権を除く。）
- 3 船舶所有者等若しくは救助者又は被用者等は、前二項の債権が、自己の故意により、又は損害の発生のおそれがあることを認識しながらした自己の無謀な行為によつて生じた損害に関するものであるときは、前二項の規定にかかわらず、その責任を制限することができない。
- 4 本邦の各港間のみを航海する日本船舶の船舶所有者等又はその被用者等は、運送されるため当該船舶上にある者の生命又は身体が害されることによる損害に基づく債権については、第一項の規定にかかわらず、その責任を制限することができない。

第四条 次に掲げる債権については、船舶所有者等及び救助者は、その責任を制限することができない。

- 一 海難の救助又は共同海損の分担に基づく債権
- 二 船舶所有者等の被用者でその職務が船舶の業務に関するもの又は救助者の被用者でその職務が救助活動に関するものの使用者に対して有する債権及びこれらの者の生命又は身体が害されることによつて生じた第三者の有する債権

○ 質屋営業法（昭和25年法律第 158号）

（質物が滅失した場合等の措置）

第二十条

- 3 質屋は、その責に帰すべき事由に因り、質物が滅失し、若しくはき損し、又は盗難にかかった場合における質置主の損害賠償請求権をあらかじめ放棄させる契約をすることはできない。

○ 駐車場法（昭和32年法律第 106号）

第十六条 路外駐車場管理者は、その路外駐車場に駐車する自動車の保管に関し、善良な管理者の注意を怠らなかつたことを証明する場合を除いては、その自動車の滅失又は損傷について損害賠償の責任を免かれることができない。

○ 鉄道営業法（明治33年法律第65号）

第十一条ノ二 要償額ノ表示アル託送手荷物又ハ運送品ノ滅失又ハ毀損ニ因ル損害ニ付賠償ノ責ニ任スル場合ニ於テハ鉄道ハ表示額ヲ限度トシテ一切ノ損害ヲ賠償スル責ニ任ス此ノ場合ニ於テ鉄道ハ損害額カ左ノ額ニ達セサルコトヲ証明スルニ非サレハ左ノ額ノ支払ヲ免ルルコトヲ得ス

一 全部滅失ノ場合ニ於テハ表示額

二 一部滅失又は毀損ノ場合ニ於テハ引渡アリタル日（延著シタルトキハ引渡期間末日）ニ於ケル到達地ノ価格ニ依リ計算シタル価格ノ減少割合ヲ表示額ニ乗シタル額

2 託送手荷物、高価品又ハ動物ニ付テハ託送ノ際旅客又は荷送人カ要償額ノ表示ヲ為サル場合ニ於テハ鉄道ハ鉄道運輸規程ノ定ムル最高金額ヲ超エ其ノ滅失又ハ毀損ニ因ル損害ヲ賠償スル責ニ任セス

3 前二項ノ賠償額ノ制限ハ託送手荷物又ハ運送品カ鉄道ノ悪意又ハ重大ナル過失ニ因リテ滅失又ハ毀損シタル場合ニハ之ヲ適用セス

第十二条 引渡期間満了後託送手荷物又ハ運送品ノ引渡ヲ為シタル場合ニ於テハ延著トス

2 引渡期間ハ鉄道運輸規程ノ定ムル所ニ依ル

3 延著ニ因ル損害ニ付賠償ノ責ニ任スル場合ニ於テハ鉄道ハ左ノ額ヲ限度トシテ鉄道運輸規程ノ定ムル所ニ依リ一切ノ損害ヲ賠償スル責ニ任ス

一 要償額ノ表示アルトキハ其ノ表示額

二 要償額ノ表示ナキトキハ其ノ運賃額

4 前項ノ賠償額ノ制限ハ託送手荷物又ハ運送品カ鉄道ノ悪意又ハ重大ナル過失ニ因リテ延著シタル場合ニハ之ヲ適用セス

○ 宅地建物取引業法（昭和27年法律第 176号）

（瑕疵担保責任についての特約の制限）

第四十条 宅地建物取引業者は、自ら売主となる宅地又は建物の売買契約において、その目的物の瑕疵を担保すべき責任に関し、民法第五百七十条において準用する同法第五百六十六条第三項に規定する期間についてその目的物の引渡しの日から二年以上となる特約をする場合を除き、同条に規定するものより買主に不利となる特約をしてはならない。

2 前項の規定に反する特約は、無効とする。

○ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）

（新築住宅の売主の瑕疵担保責任の特例）

第八十八条 新築住宅の売買契約においては、売主は、買主に引き渡した時（当該新築住宅が住宅新築請負契約に基づき請負人から当該売主に引き渡されたものである場合にあっては、その引渡しの時）から十年間、住宅の構造耐力上主要な部分等の隠れた瑕疵について、民法第五百七十条において準用する同法第五百六十六条第一項並びに同法第六百三十四条第一項及び第二項前段に規定する担保の責任を負う。この場合において、同条第一項及び第二項前段中「注文者」とあるのは「買主」と、同条第一項中「請負人」とあるのは「売主」とする。

2 前項の規定に反する特約で買主に不利なものは、無効とする。

（3）その他の例（第9条関係）

① 第1号に係るもの

○ 割賦販売法（昭和36年法律第159号）

（契約の申込みの撤回等）

第四条の三 割賦販売業者が営業所等以外の場所において割賦販売の方法により指定商品（割賦販売の方法により販売する場合の販売条件についての交渉が割賦販売業者と購入者との間で相当の期間にわたり行われることが通常取引方法である商品として政令で定める指定商品を除く。以下この条において同じ。）若しくは指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約の申込みを受けた場合における当該申込みをした者又は割賦販売業者の営業所等以外の場所において割賦販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約を締結した場合における当該購入者又は当該指定役務の提供を受ける者（割賦販売業者の営業所等において当該契約の申込みをした購入者又は役務の提供を受ける者を除く。以下この条において「申込者等」という。）は、次に掲げる場合を除き、書面により当該契約の申込みの撤回又は当該契約の解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。この場合において、割賦販売業者は、当該申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

一 申込者等が第二条第一項第一号に規定する割賦販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約の申込者等にあつては第四条第一項の書面を受領した日（その日前に前条第一項本文の書面を受領した場合にあつては、当該書面を受領した日）、第二条第一項第二号に規定する割賦販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約の申込者等にあつては第四条第二項の書面を受領した日（その日前に前条第一項本文の書面を受領した場合にあつては、当該書面を受領した日）以後において割賦販売業者から申込みの撤回等を行うことができる旨及びその申込みの撤回等を行う場合の方法について経済産業省令で定めるところにより告げられた場合において、その告げられた日から起算して八日を経過したとき。

二 申込者等が、第二条第一項第一号に規定する割賦販売の場合における当該契約に係る賦払金の全部の支払の義務を履行したとき。

三 申込者等が割賦販売業者から、指定商品でその使用若しくは一部の消費により価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを使用し、又はその全部若しくは一部を消費したときは申込みの撤回等を行うことができない旨を経済産業省令で定めるところにより告げられた場合において、申込者等が当該商品を使用し、又はその全部若しくは一部を消費したとき。

7 前各項の規定に反する特約であつて申込者等に不利なものは、無効とする。

○ 訪問販売等に関する法律（昭和51年法律第57号）

（訪問販売における契約の申込みの撤回等）

第六条

- 3 申込みの撤回等があつた場合においては、販売業者又は役務提供事業者は、その申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。
- 8 前各項の規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。

（電話勧誘販売における契約の申込みの撤回等）

第九条の十二

- 3 申込みの撤回等があつた場合においては、販売業者又は役務提供事業者は、その申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。
- 8 前各項の規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。

（連鎖販売取引における契約の解除）

第十七条 連鎖販売業を行う者がその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約を締結した場合におけるその契約の相手方（その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗等によらないで行う個人に限る。）は、第十四条第二項の書面を受領した日（その契約に係る特定負担が再販売をする商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。以下この項において同じ。）の購入についてのものである場合において、その契約に基づき購入したその商品につき第十一条第一項の政令で定める基準に該当することとなる最初の引渡しを受けた日があるときは、その引渡しを受けた日）から起算して二十日を経過したときを除き、書面によりその契約の解除を行うことができる。この場合において、その連鎖販売業を行う者は、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

- 4 前三項の規定に反する特約でその契約の相手方に不利なものは、無効とする。

（特定継続的役務提供等契約の解除等）

第十七条の九

- 4 第一項の規定による特定継続的役務提供等契約の解除又は第二項の規定による関連商品販売契約の解除があつた場合においては、役務提供事業者若しくは販売業者又は関連商品の販売を行つた者は、当該解除に伴う損害賠償若しくは違約金の支払を請求することができない。
- 8 前各項の規定に反する特約で特定継続的役務提供受領者等に不利なものは、無効とする。

○ 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成3年法律第66号）

（書面による解除）

第十九条

- 3 商品投資販売業者は、第一項の規定による契約の解除があつた場合には、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。
- 4 前三項の規定に反する特約で顧客に不利なものは、無効とする。

○ 特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和61年法律第62号）

(預託等取引契約の解除等)

第八条 預託者は、第三条第二項の書面を受領した日から起算して十四日を経過したときを除き、書面により預託等取引契約の解除を行うことができる。この場合において、預託等取引業者は、当該預託等取引契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

4 前三項の規定に反する特約で預託者に不利なものは、無効とする。

第九条

2 預託等取引業者は、預託等取引契約が解除された場合には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該預託等取引契約が締結された時における当該特定商品又は施設利用権の価額の百分の十に相当する額を超える額の金銭の支払を預託者に対して請求することができない。この場合において、第三条第二項の書面に記載された商品又は施設利用権の価額は、預託等取引契約が締結された時における当該特定商品又は施設利用権の価額と推定する。

3 前二項の規定に反する特約で預託者に不利なものは、無効とする。

○ 特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成4年法律第77号）

(書面による解除)

第五十九条

3 小口債権販売業者は、第一項の規定による契約の解除があった場合には、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

4 前三項の規定に反する特約で顧客に不利なものは、無効とする。

○ ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成4年法律第53号）

(会員契約の解除等)

第十二条 会員は、第五条第二項の書面を受領した日から起算して八日を経過したときを除き、書面により会員契約の解除を行うことができる。この場合において、会員制事業者は、当該会員契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

4 前三項の規定に反する特約で会員に不利なものは、無効とする。

○ 保険業法（平成7年法律第105号）

(保険契約の申込みの撤回等)

第三百九条

3 保険会社は、保険契約の申込みの撤回等があった場合には、申込者等に対し、その申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金その他の金銭の支払を請求することができない。ただし、第一項の規定による保険契約の解除の場合における当該解除までの期間に相当する保険料として内閣府令で定める金額については、この限りでない。

8 前各項の規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。

○ 証券取引法（昭和23年法律第25号）

第二十七条の十二

3 第一項の規定により応募株主による契約の解除があった場合においては、公開買付者は、当該契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができないものとし、応募株券等（応募株主が公開買付けに応じて売

付け等をした株券等をいう。以下この節において同じ。)を証券会社又は銀行等に保管させているときは、その返還に要する費用は、公開買付者の負担とする。

○ 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和61年法律第74号）

（書面による解除）

第十七条

- 3 投資顧問業者は、第一項の規定による契約の解除があつた場合には、解除までの期間に相当する報酬額として内閣府令で定める金額を超えてその契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。
- 5 前各項の規定に反する特約で顧客に不利なものは、無効とする。

○ 宅地建物取引業法（昭和27年法律第 176号）

（事務所等以外の場所においてした買受けの申込みの撤回等）

第三十七条の二 宅地建物取引業者が自ら売主となる宅地又は建物の売買契約について、当該宅地建物取引業者の事務所その他国土交通省令で定める場所（以下この条において「事務所等」という。）以外の場所において、当該宅地又は建物の買受けの申込みをした者又は売買契約を締結した買主（事務所等において買受けの申込みをし、事務所等以外の場所において売買契約を締結した買主を除く。）は、次に掲げる場合を除き、書面により、当該買受けの申込みの撤回又は当該売買契約の解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。この場合において、宅地建物取引業者は、申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

- 一 買受けの申込みをした者又は買主（以下この条において「申込者等」という。）が、国土交通省令の定めるところにより、申込みの撤回等を行うことができる旨及びその申込みの撤回等を行う場合の方法について告げられた場合において、その告げられた日から起算して八日を経過したとき。
- 二 申込者等が、当該宅地又は建物の引渡しを受け、かつ、その代金の全部を支払つたとき。

- 4 前三項の規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。

（手附の額の制限等）

第三十九条 宅地建物取引業者は、みずから売主となる宅地又は建物の売買契約の締結に際して、代金の額の十分の二をこえる額の手附を受領することができない。

- 2 宅地建物取引業者が、みずから売主となる宅地又は建物の売買契約の締結に際して手附を受領したときは、その手附がいかなる性質のものであっても、当事者の一方が契約の履行に着手するまでは、買主はその手附を放棄して、当該宅地建物取引業者はその倍額を償還して、契約の解除をすることができる。
- 3 前項の規定に反する特約で、買主に不利なものは、無効とする。

○ 不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）

（書面による解除）

第二十六条

- 3 第一項の規定による解除があつた場合には、当該不動産特定共同事業者は、その解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。
- 4 前三項の規定に反する特約で事業参加者に不利なものは、無効とする。

② 第2号に関係するもの

○ 割賦販売法（昭和36年法律第159号）

（契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限）

第六条

- 2 割賦販売業者は、前項の契約について賦払金の支払の義務が履行されない場合（契約が解除された場合を除く。）には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該商品若しくは当該権利の割賦販売価格又は当該役務の割賦提供価格に相当する額から既に支払われた賦払金の額を控除した額とこれに対する法定利率による遅延損害金の額とを加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

（注）法定利率については商法第514条の商事法定利率年6分が適用になる。

○ 訪問販売等に関する法律（昭和51年法律第57号）

（訪問販売における契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限）

第七条

- 2 販売業者又は役務提供事業者は、第五条第一項各号の一に該当する売買契約又は役務提供契約の締結をした場合において、その売買契約についての代金又はその役務提供契約についての対価の全部又は一部の支払の義務が履行されない場合（売買契約又は役務提供契約が解除された場合を除く。）には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該商品若しくは当該権利の販売価格又は当該役務の対価に相当する額から既に支払われた当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の額を控除した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

（電話勧誘販売における契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限）

第九条の十三

- 2 販売業者又は役務提供事業者は、第九条の七第一項各号の一に該当する売買契約又は役務提供契約の締結をした場合において、その売買契約についての代金又はその役務提供契約についての対価の全部又は一部の支払の義務が履行されない場合（売買契約又は役務提供契約が解除された場合を除く。）には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該商品若しくは当該権利の販売価格又は当該役務の対価に相当する額から既に支払われた当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の額を控除した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

○ 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）

（任意に支払った場合のみなし弁済）

- 第四十三条 貸金業者が業として行う金銭を目的とする消費貸借上の利息（利息制限法（昭和二十九年法律第百号）第三条の規定により利息とみなされるものを含む。）の契約に基づき、債務者が利息として任意に支払った金銭の額が、同法第一条第一項に定める利息の制限額を超える場合において、その支払が次の各号に該当するときは、当該超過部分の支払は、同項の規定にかかわらず、有効な利息の債務の弁済とみなす。

- 一 第十七条第一項（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により第十七条第一項に規定する書面を交付している場合又は同条第二項から第四項まで（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により第十七条第二項から第四項までに規定するすべての書面を交付している場合におけるその交付をしている者に対する貸付けの契約に基づく支払
 - 二 第十八条第一項（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により第十八条第一項に規定する書面を交付した場合における同項の弁済に係る支払
- 2 前項の規定は、次の各号に掲げる支払に係る同項の超過部分の支払については、適用しない。
- 一 第三十六条の規定による業務の停止の処分に違反して貸付けの契約が締結された場合又は当該処分に違反して締結された貸付けに係る契約について保証契約が締結された場合における当該貸付けの契約又は当該保証契約に基づく支払
 - 二 物価統制令第十二条の規定に違反して締結された貸付けの契約又は同条の規定に違反して締結された貸付けに係る契約に係る保証契約に基づく支払
 - 三 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項の規定に違反して締結された貸付けに係る契約又は当該貸付けに係る契約に係る保証契約に基づく支払
- 3 前二項の規定は、貸金業者が業として行う金銭を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定に基づき、債務者が賠償として任意に支払った金銭の額が、利息制限法第四条第一項に定める賠償額の予定の制限額を超える場合において、その支払が第一項各号に該当するときに準用する。

(注) 金銭を目的とする消費者貸借上の債務不履行による賠償額の予定は、利息制限法第4条第1項に定める利率（元本10万円未満の場合は年29.2%、元本10万円以上 100万円未満の場合は年26.28%、元本 100万円以上の場合には年21.9%）を超える部分は民事上無効となるが、貸金業者が業として行う場合には、貸金業の規制等に関する法律第43条第3項により債務者が任意に支払ったときには有効な弁済とされる場合がある。ただし、業として金銭の貸付を行う場合においては、出資法第5条第2項により賠償額の予定が年29.2%を超えるときは刑事上処罰の対象となる。

○ 矯正医官修学資金貸与法（昭和36年法律第23号）

（延滞利息）

第十一条 修学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなくて修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年十四・五パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

○ 公衆衛生修学資金貸与法（昭和32年法律第65号）

（延滞利息）

第十一条 修学資金の貸与を受けた者は、正当の理由がなくて修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年十四・五パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

○ 郵便法（昭和22年法律第 165号）

第三十七条（不納料金の徴収）

5 郵政事業庁長官は、不納の郵便に関する料金の額につき年十四・五パーセントの割合で、その料金が不納となつた日の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

○ 政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第 256号）

（支払遅延に対する遅延利息の額）

第八条 国が約定の支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、約定の支払時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した金額を下るものであつてはならない。但し、その約定の支払時期までに支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、特に定めない限り、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が百円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（注）年8.25%（告示）

③ 第1号、第2号に係するもの

○ 割賦販売法（昭和36年法律第 159号）

（契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限）

第六条 割賦販売業者は、第二条第一項第一号に規定する割賦販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約が解除された場合には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に掲げる額とこれに対する法定利率による遅延損害金の額とを加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

一 当該商品又は当該権利が返還された場合 当該商品の通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額（当該商品又は当該権利の割賦販売価格に相当する額から当該商品又は当該権利の返還された時における価額を控除した額が通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額）

二 当該商品又は当該権利が返還されない場合 当該商品又は当該権利の割賦販売価格に相当する額

三 当該商品又は当該権利を販売する契約又は当該役務を提供する契約の解除が当該商品の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提供の開始前である場合（次号に掲げる場合を除く。）契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

四 当該役務が訪問販売等に関する法律第十七条の二第二項に規定する特定継続的役務に該当する場合であつて、当該役務を提供する契約の同法第十七条の十第一項の規定に基づく解除が当該役務の提供の開始前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額として当該役務ごとに同条第二項第二号の政令で定める額

五 当該役務を提供する契約の解除が当該役務の提供の開始後である場合（次号に掲げる場合を除く。）提供された当該役務の対価に相当する額に、当該役務の割賦提供価格に相当する額から当該役務の現金提供価格に相当する額を控除した額を加算した額

- 六 当該役務が訪問販売等に関する法律第十七条の二第二項に規定する特定継続的役務に該当する場合であつて、当該役務を提供する契約の同法第十七条の十第一項の規定に基づく解除が当該役務の提供の開始後である場合
次の額を合算した額
- イ 提供された当該役務の対価に相当する額に、当該役務の割賦提供価格に相当する額から当該役務の現金提供価格に相当する額を控除した額を加算した額
- ロ 当該役務を提供する契約の解除によつて通常生ずる損害の額として当該役務ごとに同条第二項第一号ロの政令で定める額

(注) 法定利率については商法第 514条の商事法定利率年 6 分が適用になる。

(契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限)

第三十条の三 割賦購入あつせん業者は、第二条第三項第一号又は第二号に規定する割賦購入あつせんに係る購入又は受領の方法により購入された指定商品若しくは指定権利の代金又は受領される指定役務の対価に相当する額の受領に係る契約が解除された場合には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該契約に係る支払総額（第三十条第二項第二号に規定する支払総額又は前条第一項第一号に規定する支払総額をいう。次項及び次条第四項において同じ。）に相当する額とこれに対する法定利率による遅延損害金の額とを加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

○ 訪問販売等に関する法律（昭和51年法律第57号）

(訪問販売における契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限)

第七条 販売業者又は役務提供事業者は、第五条第一項各号の一に該当する売買契約又は役務提供契約の締結をした場合において、その売買契約又はその役務提供契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

- 一 当該商品又は当該権利が返還された場合 当該商品の通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額（当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額から当該商品又は当該権利の返還された時における価額を控除した額が通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額）
- 二 当該商品又は当該権利が返還されない場合 当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額
- 三 当該役務提供契約の解除が当該役務の提供の開始後である場合 提供された当該役務の対価に相当する額
- 四 当該契約の解除が当該商品の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提供の開始前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

(電話勧誘販売における契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限)

第九条の十三 販売業者又は役務提供事業者は、第九条の七第一項各号の一に該当する売買契約又は役務提供契約の締結をした場合において、その売買契約又はその役務提供契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

- 一 当該商品又は当該権利が返還された場合 当該商品の通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額（当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額から当該商品又は当該権利の返還された時における価額を控除した額が通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額）
- 二 当該商品又は当該権利が返還されない場合 当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額
- 三 当該役務提供契約の解除が当該役務の提供の開始後である場合 提供された当該役務の対価に相当する額
- 四 当該契約の解除が当該商品の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提供の開始前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

第十七条の十

- 2 役務提供事業者は、前項の規定により特定継続的役務提供契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を特定継続的役務の提供を受ける者に対して請求することができない。
 - 一 当該特定継続的役務提供契約の解除が特定継続的役務の提供開始後である場合 次の額を合算した額
 - イ 提供された特定継続的役務の対価に相当する額
 - ロ 当該特定継続的役務提供契約の解除によつて通常生ずる損害の額として第十七条の二第二項の政令で定める役務ごとに政令で定める額
 - 二 当該特定継続的役務提供契約の解除が特定継続的役務の提供開始前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額として第十七条の二第二項の政令で定める役務ごとに政令で定める額
- 4 販売業者は、前項の規定により特定権利販売契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者に対して請求することができない。
 - 一 当該権利が返還された場合 当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額（当該権利の販売価格に相当する額から当該権利の返還された時における価格を控除した額が当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額）
 - 二 当該権利が返還されない場合 当該権利の販売価格に相当する額
 - 三 当該契約の解除が当該権利の移転前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額
- 6 関連商品の販売を行つた者は、前項の規定により関連商品販売契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を特定継続的役務提供受領者等に対して請求することができない。
 - 一 当該関連商品が返還された場合 当該関連商品の通常の使用料に相当する額（当該関連商品の販売価格に相当する額から当該関連商品の返還された時における価格を控除した額が通常の使用料に相当する額を超えるときは、その額）
 - 二 当該関連商品が返還されない場合 当該関連商品の販売価格に相当する額
 - 三 当該契約の解除が当該関連商品の引渡し前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額
- 7 前各項の規定に反する特約で特定継続的役務提供受領者等に不利なものは、無効とする。

○ 積立式宅地建物販売業法（昭和46年法律第 111号）

（契約の解除に伴う損害賠償等の額の制限）

第三十五条 積立式宅地建物販売業者は、目的物である宅地又は建物並びにその代金の額及び引渡しの時期の確定前に積立式宅地建物販売の契約が解除された場合には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、契約の締結及び履行のために通常要する費用（当該契約の締結に関し歩合等の名義で支払われる報酬を含む。）の額とこれに対する法定利率による遅延損害金の額とを加算した金額をこえる額の金銭の支払をその相手方に対して請求することができない。

[2] 第12条（適用除外）

（適用除外）

第十二条 この法律の規定は、労働契約については、適用しない。

1 趣旨

労働契約（注）については、雇用主が事業のためになす契約であり、その一方で従業員が労務の提供に服することを約する契約（労務に服する側にとっては事業として締結するものではなく、事業のために締結するものでもない契約）であるため、第2条の文言上から形式的に判断すると、「消費者契約」とみなされ、本法の適用範囲に入る。

しかし、労働契約なる概念は、資本主義社会における労使間の著しい経済的優劣関係とこれによる労働者の資本への隷属状態に着目してこれに規制を加えんとする労働者保護法規の発展とともに確立された契約概念であり、自由対等な人間間を規制する市民法上の契約概念たる雇傭契約とは異なる角度から労使間の契約を把握する特殊な契約類型であり、その意味で労働契約は、消費者契約に含めることは適当ではない。

したがって、労働契約については、本法の適用範囲に含めないこととする。

（注）労働契約

労働契約は労務の提供に服することを約する契約であるが、自己の危険と計算とにおいて独立的に行われる両当事者間の契約と異なり、両当事者間において、一方が自己の危険と計算によらず他人の指揮命令に服し、他方が自己の危険と計算において他人を自己の指揮命令下におく関係の契約である（武田昌輔監修「コンメンタール所得税法」）。

○ 労働契約を適用除外とする理由

（1）労働契約が自由対等な人間間を規制する市民法上の契約概念たる民法における雇傭契約と異なる角度から労使間の契約を把握する特殊な契約類型であり、その意味で「消費者契約」にはあたらないと考えられていること。

（2）労働契約については、労働契約の特殊性にかんがみ既に労働基準法等の労働法の分野において契約締結過程及び契約条項について民法の特則が定められていること。

（事例12-1）

○ 家内労働

（1）家内労働については、家内労働法第2条第2項で、製造・加工業者や販売

業者（問屋等）又はこれらの請負業者から、「主として労働の対償を得るために」その業務の目的物たる物品について「委託」を受けて物品の製造、加工等に従事する者であって、「同居の親族以外の者を使用しないことを常態とするもの」を家内労働者として定義しており、これは、家内労働者がその

経済的実態からみれば委託者に従属し、使用者の労働者に対する関係と類似していることから労働者に準じたものとして保護しているものであるが、同時に、家内労働者は「自営業者」的性格を持つものであり、労働基準法等の労働者には当たらないものとして整理している。

(2) したがって、その契約関係は「事業として」経済的利益をあげることを目的としているため、「事業」として扱うのが妥当であり、そうするとこの契約関係は事業者間の契約となるために、本法の適用対象とはならないものとする（物品の加工等に用いる器具（例えばパソコン）等の購入等については、購入目的につき客観的、外形的に家内労働としての委託作業のためと判断することが現実的に困難であり、または、その用途が家内労働としての委託作業に「主として」限定されない場合には、原則的には消費者とみなし、したがって本法の適用範囲に入ることが考えられる。）。

(3) ただし、家内労働を始めようとする者が、委託者等から、相当の工賃収入が得られるとの不適切な説明を受けたことにより、①高額の機械を市価の倍額で売りつけられたり、②家内労働の講習会として多額の受講料等を支払ったが、仕事の委託が行われない場合等のように、「実体のない委託関係」にあると考えられる場合の家内労働者については、当該家内労働が「計画的に行われるものでない」ので、当該家内労働者は事業者でないということになる。ゆえに、事業者（委託者）と消費者（家内労働者）との間の契約関係となるため、当該ケースについては本法の対象になることが考えられる。

(4) さらに、在宅就労者の在宅就労については、情報通信機器を活用する等により、在宅形態で

① 雇用関係に基かず自営的に行われる働き方

② 基本的に雇用関係に基づく非自営的働き方

という2つの性格が考えられるが、これについても上記の考え方により、①は「事業」として上記家内労働に係る(2)及び(3)の考え方と同様に扱い、②は労働契約として扱うことが適当であると考えられる。

(事例12-2)

○ 家事労働

(1) 家事使用人（いわゆるお手伝いさん）が紹介会社等からの派遣等によらず個人で個人の消費者と契約する場合（第三者に紹介された場合も、労働派遣と違い、第三者は紹介しただけであるので、基本的関係は家事使用人と家事使用者になると考えられる。）は、労働基準法第8条等（家内労働法も含めて）において、家事使用人については労働基準法等が適用されない旨明記してあるため、通常の労働契約とは別に、社会通念上の価値判断に従って判断する必要がある。

(2) しかし家事使用人についても基本的には労働契約に基づく雇用関係にあることには間違いがなく、個人宅で労務に服する側は上記考え方と同様に業と

して契約するわけではない（従って労働契約に準拠して消費者契約法の適用外になる）し、その以前にそもその問題として、雇う側である個人宅の方も事業ではないために、消費者間契約となり、適用範囲から外れることが考えられる。

(3) したがって、家事使用人が家事に使用するエプロンを購入する等の場合については、家事労働契約が上記いずれの考え方をとっても、家事使用人にとって「事業のため」にする契約とはならないため、本法の適用範囲に入ると考えられる。

(事例12-3)

○ アルバイト、家庭教師

(1) 事業者が学生等をアルバイトとして雇用し、契約するケースについては、本条第12条に規定する労働契約に該当するため、本法の適用はない。

(2) 事業者が求人広告等を通じて、学生等を募集し、当該学生等に対して顧客を紹介し、当該学生は対価を得て、当該顧客に対して役務を提供するケース（例えば家庭教師派遣における家庭教師派遣会社と家庭教師の関係）については、労働者派遣法の考え方に従って判断すれば、本法第12条に規定する労働契約と考えることができるため、本法の適用はない。

(3) 学生やいわゆるフリーター等が継続的に、かつ個別に一般消費者と契約する役務契約（例えば家庭教師など）については、一般消費者は本法における「消費者」であり、家庭教師は「消費者」との間に準委任契約を締結する「事業者（＝事業として契約の当事者となる個人）」となることから、本法の適用がある。

(事例12-4)

○ 労働に関係するケース

労働に関係するケースについて考えると、労働契約の考え方に従い、労働者にとって「事業のための契約」には該当しないことから、以下の様に考えるのが適当である。

(1) サラリーマンが、自己の営業用の名刺や背広を買う場合

労働契約におけるサラリーマンは、当該契約を「事業のために」しているものではない（社会通念上、サラリーマンが事業主との間で締結する労働契約に基づく労働は、サラリーマンの「事業」ではないと考えられる。）ため、自己の営業用の名刺や背広を買う場合は、サラリーマンの「事業のため」の契約とはならない。したがって、その場合は、本法の適用範囲に含まれることとなる。

(2) 従業員が自分のスーツを購入するケース

例えば、雇用主との間で労働契約を締結した従業員が、自分の労働のためにスーツを購入する場合については、労働契約に基づく労働が「事業」にはあたらないため、労働を行う個人は「事業を行う個人」には該当せず、したがって「事業を行う個人以外の個人」となるため、本法においては「消費者」として締結する契約となる。

(3) 従業員が自分の定期券を購入する場合

基本的には(1)と同じと考えられるが、(1)と異なる部分があるとすれば、事業者が定期券の資金を通勤手当等として拠出することが考えられる点である。この点、通勤手当は、負担の割合に関わらず、通常労働基準法上の賃金と解されており、事業者が従業員のために定期券の購入費を拠出している場合においても、従業員が自分の名目(主体)、資金(賃金)によって購入するので、契約主体や社会通念上の判断も含めて、消費者が事業者による拠出を受けずに定期券を購入する場合と同様、本法の適用範囲に含まれる。

(4) 従業員が自分の食事のために食料を(反復継続的に)購入する場合

食料を買うのは、人間の基本的生存を維持するための行為であると判断される(例え労働契約を事業とみなしたとしても「事業のため」の行為とはいえない)ため、消費者として本法の適用範囲に含まれる。

(5) モニター又は外交員の登録(契約)

モニター又は外交員として事業者に登録(契約)し、月1~2回程度都合のいい日に事業者の指定する場所に出勤し、当該展示会場等で物品の販売業務を行うもの(業務の実態及び給料(謝礼)の支払実態はある。)であって、当該モニター又は外交員となる契約の一環として業務上必要であるとして契約された制服(又は物品)の販売又は有償貸与について本法の適用範囲に入るかどうかという問題がある。

この場合、名目はどうであれモニター又は外交員としての登録(契約)の実質が労働契約であれば、労働契約である。また、モニター又は外交員としての登録(契約)が、実質として労働契約でなく、委託関係にあるのであれば、当該登録(契約)は事業者間契約ということになる。

この前提に立つと、業務上必要であるとして事業者との間に制服(又は物品)の販売又は有償貸与について契約を締結した場合は、事業者が事業のための契約となり、モニター又は外交員については、その登録(契約)が実質として労働契約であれば、事業のためではない契約となるため、本法の適用範囲に含まれることが考えられるし、その登録(契約)が実質として委託関係にあるのであれば、事業のための契約となるため、本法の適用範囲に含まれないことになる。

また、モニター又は外交員としての給与(謝礼)体系の違い(例えば、完

全歩合制と一定の基本給＋歩合給の違い等)は、本法における当該モニター又は外交員の取扱いに変更を与えるものではない。

【5】 附則

附 則

この法律は、平成十三年四月一日から施行し、この法律の施行後に締結された消費者契約について適用する。

1 趣旨

本法の規定は、平成13年4月1日以降に締結された消費者契約にのみ適用される。平成13年3月31日までに締結されていた消費者契約については、既存の法令の規定が適用される。

2 条文の解釈

(1) 「平成十三年四月一日から施行」

本法の施行期日を、平成13年4月1日とすることを規定している。

周知・対応準備期間については、消費者契約という事業者と消費者の広範な行為を対象とした規定を新たに設けること、事業者において約款の見直し等の作業が必要となる場合もあることから、社会一般に広範な影響を与えるものであり、早い段階から関係者に新しい制度の内容の周知および対応準備のための期間を示すことが必要となる。したがって、施行期日を法律の附則で確定することとする。

ところで、製造物責任法（平成6年法律第85号）は、製造物責任という新たな損害賠償責任制度を法制化したものであるが、その施行期日は、附則第1項において、「公布の日から起算して一年を経過した日」と定められており、周知・対応準備期間として1年を設けている。同様に、契約締結過程及び契約内容に関し、消費者が契約の全部または一部の効力を否定することができるようにする場合を定めた新たな制度が、円滑に導入されるためには、公布から施行までの間に1年程度の期間を置くことが適当である。したがって、本法の周知・対応準備期間についても、1年程度を設けることが適当である。

他方、金融市場における規制の緩和・撤廃を始めとする一連の金融システム改革（いわゆる日本版ビッグバン）が、平成13年4月までにほぼ完了する予定とされているが、それに伴い、金融市場において公正で自由な競争が行われる環境が整い、さらに多種多様な金融商品・サービスが取引されるものと考えられる。金融取引は重要な消費者契約の一つであり、かつ、金融システム改革の完了もあいまって、消費者契約に関するトラブルの更なる発生も予想されることから、それに対する手当てを講ずることが重要となる。

以上のことから、本法の施行期日については、公布から施行までの周知・対応準備期間として1年程度を確保しつつ、金融システム改革がほぼ完了されることとの整合性を鑑み、平成13年4月1日と確定することが適当である。

(2) 「この法律の施行後に締結された消費者契約について適用する」

一般的に、民事法においては、行為者に義務を課すもの、もしくは人の権利を制限

するものは、法の適用について不遡及とするのが原則である。したがって、本法においても、その規定が適用されるのは、施行後に締結された消費者契約に限定するものである。

ただし、平成13年4月1日以後に締結された消費者契約である限り、勧誘が平成13年3月31日以前に行われたとしても、本法の規定は適用されることとなる。

第3部 関係資料

1 参照条文

○ 民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

第一条 私権ハ公共ノ福祉ニ遵フ

- 2 権利ノ行使及ヒ義務ノ履行ハ信義ニ従ヒ誠実ニ之ヲ為スコトヲ要ス
- 3 権利ノ濫用ハ之ヲ許サス

第三十三条 法人ハ本法其他ノ法律ノ規定ニ依ルニ非サレハ成立スルコトヲ得ス

第三十四条 祭祀、宗教、慈善、學術、技芸其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ營利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得

第四十四条 法人ハ理事其他ノ代理人カ其職務ヲ行フニ付キ他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス

- 2 法人ノ目的ノ範囲内ニ在ラサル行為ニ因リテ他人ニ損害ヲ加ヘタルトキハ其事項ノ議決ヲ賛成シタル社員、理事及ヒ之ヲ履行シタル理事其他ノ代理人連帯シテ其賠償ノ責任ス

第九十条 公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スル事項ヲ目的トスル法律行為ハ無効トス

第九十一条 法律行為ノ当事者カ法令中ノ公ノ秩序ニ関セサル規定ニ異ナリタル意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ従フ

第九十六条 詐欺又ハ強迫ニ因ル意思表示ハ之ヲ取消スコトヲ得

- 2 或人ニ対スル意思表示ニ付キ第三者カ詐欺ヲ行ヒタル場合ニ於テハ相手方カ其事實ヲ知りタルトキニ限り其意思表示ヲ取消スコトヲ得
- 3 詐欺ニ因ル意思表示ノ取消ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第一百条 意思表示ノ効力カ意思ノ欠缺、詐欺、強迫又ハ或事情ヲ知りタルコト若クハ之ヲ知ラサル過失アリタルコトニ因リテ影響ヲ受クヘキ場合ニ於テ其事實ノ有無ハ代理人ニ付キ之ヲ定ム

- 2 特定ノ法律行為ヲ為スコトヲ委託セラレタル場合ニ於テ代理人カ本人ノ指図ニ従ヒ其行為ヲ為シタルトキハ本人ノ其自ラ知りタル事情ニ付キ代理人ノ不知ヲ主張スルコトヲ得ス其過失ニ因リテ知ラサリシ事情ニ付キ亦同シ

第一百九条 無効ノ行為ハ追認ニ因リテ其効力ヲ生セス但当事者カ其無効ナルコトヲ知りテ追認ヲ為シタルトキハ新ナル行為ヲ為シタルモノト看做ス

第二百十條 能力ノ制限ニ因リテ取消シ得ヘキ行為ハ制限能力者又ハ其代理人、承継人若クハ同意ヲ為スコトヲ得ル者ニ限り之ヲ取消スコトヲ得

2 詐欺又ハ強迫ニ因リテ取消シ得ベキ行為ハ瑕疵アル意思表示ヲ為シタル者又ハ其代理人若クハ承継人ニ限り之ヲ取消スコトヲ得

第二百十一條 取消シタル行為ハ初ヨリ無効ナリシモノト看做ス但制限能力者ハ其行為ニ因リテ現ニ利益ヲ受クル限度ニ於テ償還ノ義務ヲ負フ

第二百十二條 取消シ得ヘキ行為ハ第二百十條ニ掲ケタル者カ之ヲ追認シタルトキハ初ヨリ有効ナリシモノト看做ス但第三者ノ權利ヲ害スルコトヲ得ス

第二百十三條 取消シ得ヘキ行為ノ相手方カ確定セル場合ニ於テ其取消又ハ追認ハ相手方ニ対スル意思表示ニ依リテ之ヲ為ス

第二百十四條 追認ハ取消ノ原因タル情況ノ止ミタル後之ヲ為スニ非サレハ其効ナシ

2 成年被後見人ガ能力者ト為リタル後其行為ヲ了知シタルトキハ其了知シタル後ニ非サレハ追認ヲ為スコトヲ得ス

3 前二項ノ規定ハ法定代理人又ハ制限能力者ノ保佐人若クハ補助人カ追認ヲ為ス場合ニハ之ヲ適用セス

第二百十五條 前条ノ規定ニ依リ追認ヲ為スコトヲ得ル時ヨリ後取消シ得ヘキ行為ニ付キ左ノ事實アリタルトキハ追認ヲ為シタルモノト看做ス但異議ヲ留メタルトキハ此限ニ在ラス

一 全部又ハ一部ノ履行

二 履行ノ請求

三 更改

四 担保ノ供与

五 取消シ得ヘキ行為ニ因リテ取得シタル權利ノ全部又ハ一部ノ讓渡

六 強制執行

第二百十六條 取消權ハ追認ヲ為スコトヲ得ル時ヨリ五年間之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス行為ノ時ヨリ二十年ヲ経過シタルトキ亦同シ

第四百十五條 債務者カ其債務ノ本旨ニ従ヒタル履行ヲ為ササルトキハ債権者ハ其損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得債務者ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リテ履行ヲ為スコト能ハサルニ至リタルトキ亦同シ

第四百十六條 損害賠償ノ請求ハ債務ノ不履行ニ因リテ通常生スヘキ損害ノ賠償ヲ為サシムルヲ以テ其目的トス